

令和2年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和2(2020)年7月

身延山大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	39
基準 4. 教員・職員	53
基準 5. 経営・管理と財務	67
基準 6. 内部質保証	78
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	89
基準 A. 社会貢献	89
V. 特記事項	95
VI. 法令等の遵守状況一覧	96
VII. エビデンス集一覧	104
エビデンス集（データ編）一覧	104
エビデンス集（資料編）一覧	104

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等（令和2年度）

学校法人身延山学園身延山大学（以下、本学）は日蓮宗総本山身延山久遠寺を母体として、平成6年12月に文部省（現・文部科学省）より設立認可を受けた。前身の身延山短期大学・身延山専門学校・西谷檀林までさかのぼれば、460年を越える歴史を持つ教育機関である。

本学の建学の精神は、昭和25年に定められた当時の身延山短期大学の建学の精神をより具体化させ、「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、日蓮聖人の立正安国の精神に則り、健全なる社会人として、広い視野に立った専門教育を施し、学術の理論及び応用を教授研究して、社会のために身を以て尽くすことの出来る人間の養成を目的とする」と、身延山大学学則（以下、学則）第1条に明記している。

開学当初は仏教学部仏教学科のみの1学部1学科の単科大学であったが、仏教学科のみでは建学の精神に謳われている「社会のために身を以て尽くすことの出来る人間の養成」に十分にこたえられないという反省から、平成17年に仏教学部に仏教福祉学科を新設し、社会福祉の分野に特化して、社会に貢献できる人材の育成を目指して、仏教学部に仏教学科・仏教福祉学科の2学科を擁した。なお仏教福祉学科は、平成22年に福祉学科と改称した。

しかし、社会福祉や介護福祉の分野に進もうとする入学者の減および文部科学省からの助言もあり、平成29年より福祉学科の新入学者を募集停止とし仏教学科（日蓮学専攻・仏教芸術専攻・福祉学専攻）のみの単学科で定員数を40名から10名減の30名とした。

本学は、日蓮聖人の立正安国（正しい教えにより、人々を安寧して、平和な世界を建設すること）の精神を具体化するために、教育基本法・学校教育法等に基づき、社会に有為な人材育成をすることが目的であり、本学の使命でもある。この使命・目的を実現するため、本学は具体的な教育方針を次のように定めている。

檀林時代から短期大学時代までの学是であった日蓮聖人の「行学の二道」に由来する「給仕・行法・学問」の三本柱を、「奉仕（給仕）と貢献・実践（行法）・智慧（学問）」と置き換え、現在はこの教育方針に基づき、「社会貢献・地域貢献・国際貢献」を新たな三つの柱として大学・学部教育を行っている。具体的な展開として、平成29年度（入学定員30名）からは、学生が持っている専門知識を引き出す能動的な教育へ転換する徹底した個人指導と演習を併用した授業を展開して、パートナーシップに基づく教員と学生間の高度な共鳴教育を実施している。学修支援においても、教職員は学生一人ひとりの知識と個性を把握し、学生の将来計画に応じたきめの細かい対応を行っている。

日蓮学専攻では、仏教の思想および歴史を中心に教授し、仏教の哲学的、歴史学的、心理学的、倫理的、文化学的側面を理解の上、さらに仏教儀礼の持つ崇高性の体得、宗教の多様性の理解、仏教の社会的展開の方法を学ぶことによって、現代社会の宗教に対する要望に即応できる宗教者の育成を目的としている。

仏教芸術専攻では、仏教の思想を根幹に置き、仏教芸術（美術、彫刻）、仏教文化、宗教学、博物館学等を教授し、学外における活動の機会を多く取り入れ、広く仏教の応用面である文化的な活動に従事できる人材の育成を目的としている。

福祉学専攻では、仏教思想を根幹に置き福祉精神の涵養を図り、社会福祉学、介護学および保育学等の理論と技術を教授し、豊富な実習を通して、様々な福祉現場に対応できる人材の育成を目的としている。学業以外においても、学外において実践可能な諸活動を取

り入れ、福祉現場に対応できるような人財育成を目的としている。

Ⅱ. 沿革と現況（令和元年度）

1. 本学の沿革

学校法人身延山学園の淵源は、日蓮聖人が西谷の御草庵においてはじめられた講学にさかのぼる。後の弘治2（1556）年に身延山第14世善学院日鏡上人が身延山の西谷に「仏教の学問所」を設けて「善学院」と称し、学問の興隆に努めたことに求められる。

弘治 2 (1556) 年	西谷に「善学院」開設
慶長 9 (1604) 年	西谷檀林を開設（身延山第22世日遠上人代）
明治 7 (1874) 年	身延檀林と改称（身延山第73世日薩上人代）
明治 26 (1893) 年	祖山大学院を創設（身延山第76世日阜上人代）
明治 35 (1902) 年	小檀林、4年制の小学林に変遷
明治 38 (1905) 年	祖山学院と改称
明治 45 (1912) 年	祖山学院と小学林を合併、高等部・中等部の2科を設立
大正 3 (1914) 年	専門学校令に準拠、文部大臣の許可を得る
昭和 11 (1936) 年	祖山学院高等部を祖山学院、中等部を祖山中学林と改称
昭和 16 (1941) 年	祖山学院を身延山専門学校、祖山中学林を祖山中学へ昇格
昭和 23 (1948) 年	祖山中学を身延山高等学校へ昇格
昭和 24 (1949) 年	身延山専門学校を身延山短期大学（宗教科2年制）へ昇格
昭和 29 (1954) 年	教育職員免許状授与資格許可（中学社会二種・中学宗教二種）
昭和 30 (1955) 年	3年制短期大学設置認可
昭和 42 (1967) 年 10月	身延山短期大学・高校校舎（現・身延山大学本館）完成
昭和 63 (1988) 年 11月	身延山短期大学学園図書館（現・身延山大学附属図書館）完成
平成 6 (1994) 年 7月	身延山高等学校校舎完成
平成 6 (1994) 年 12月	身延山大学仏教学部仏教学科設置認可
平成 7 (1995) 年 4月	身延山大学仏教学部仏教学科開学
	身延山学園図書館を身延山大学附属図書館に名称変更
平成 8 (1996) 年 2月	身延山大学仏教学部教育職員免許授与課程認可（高校公民一種 中学高校宗教一種）
平成 8 (1996) 年 3月	身延山大学博物館学芸員資格取得授与課程届出
平成 8 (1996) 年 11月	身延山大学社会教育主事資格取得授与課程届出
平成 10 (1998) 年 10月	身延山大学学生食堂完成
平成 11 (1999) 年 4月	身延山大学仏教学部仏教学科内に「仏教探求コース」「仏教教養 コース」の2コース制を導入
平成 12 (2000) 年 9月	世界遺産「ラオス ルアンパバーン仏像調査修復プロジェクト」 開始
平成 16 (2004) 年 10月	実習棟「扶蔬館」完成
平成 16 (2004) 年 12月	身延山大学仏教学部仏教福祉学科届出受理 介護福祉士養成施設等の指定内示（関東信越厚生局）

身延山大学

	指定保育士養成施設の指定内示（関東信越厚生局）
平成 17（2005）年 3 月	社会福祉士国家試験に係る指定科目読替受理
平成 17（2005）年 4 月	身延山大学仏教学部仏教福祉学科（介護福祉コース・児童福祉コース）開設、仏教学科（入学定員 20 名）・仏教福祉学科（入学定員 20 名）の 2 学科 4 コース制導入
平成 18（2006）年 4 月	身延山大学仏教学部仏教福祉学科教育職員免許課程認可（高校福祉一種） 身延山学園 450 年誌『知恩報恩』発刊
平成 19（2007）年 4 月	仏教学科を「宗学コース」「文化コース」に分割
平成 21（2009）年 3 月	大韓民国「金剛大学校」と友好交流協定を締結
平成 21（2009）年 4 月	仏教福祉学科を「福祉学コース」「こども学コース」に再分割
平成 22（2010）年 4 月	仏教福祉学科を福祉学科に改組
平成 26（2014）年 3 月	日本高等教育評価機構大学機関別認証評価受審「適合」
平成 27（2015）年 4 月	大学本館耐震補強工事着工
平成 28（2016）年 2 月	身延山大学創立 20 周年記念式典挙 行 大学本館耐震補強工事完成
平成 29（2017）年 4 月	福祉学科を募集停止 仏教学部仏教学科（入学定員 30 名）に改組し、「日蓮学専攻」「仏教芸術専攻」「福祉学専攻」の 3 専攻制導入（コース制を廃止）
	身延山大学介護福祉士実務者学校設置（関東信越厚生局）
令和 2（2020）年 3 月	福祉学科を廃止

2. 本学の現況

・ 大学名

学校法人身延山学園身延山大学

・ 所在地

山梨県南巨摩郡身延町身延 3567 番地

・ 学部構成（令和 2 年 5 月 1 日現在）

仏教学部 仏教学科

日蓮学専攻・仏教芸術専攻・福祉学専攻

身延山大学

・学生数、教員数、職員数（令和2年5月1日現在）

[学生数]

年度	学科名	専攻名 コース名	入学 定員	1年	2年	3年	4年	小計	合計
平成29年度 以降入学者	仏教学科	日蓮学専攻	30	6	13	16	15	50	65
		仏教芸術専攻		1	3	2	3	9	
		福祉学専攻		0	2	2	2	6	
平成28年度 以前入学者	仏教学科	宗学コース	20	/			6	6	7
		文化コース		/			1	1	
合計				7	18	20	27	72	72

[教職員数]

仏教学部 仏教学科		専任					兼任		
		教授	准教授	講師	助教	計	客員教授	講師	計
日蓮学専攻	男	4	0	0	1	5	/		
	女	0	0	0	0	0			
仏教芸術専攻	男	3	0	1	0	4			
	女	0	0	1	0	1			
福祉学専攻	男	1	2	1	0	4			
	女	2	0	5	0	7			
学部共通	男	/					8	37	43
	女						2	6	8
合計		10	2	8	1	21	8	43	51

[職員数]

職種	性別	専任職員	嘱託職員	非常勤職員	合計
事務系	男	7	1	0	8
	女	4	2	1	7
医療系	男	0	0	0	0
	女	0	1	0	1
その他	男	0	3	0	3
	女	0	0	1	1
合計		11	7	2	20

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、学校法人身延山学園寄附行為（以下、寄附行為）第 3 条において、その使命・目的を「教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めるところにより、立正主義に基づく教育を行う学校を設置することを目的とする」と規定している。

さらに身延山大学学則（以下、学則）第 1 条において、その使命・目的を「教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、日蓮聖人の立正安国の精神に則り、健全なる社会人として、広い視野に立った専門教育を施し、学術の理論および応用を教授研究して、社会のために身を以て尽くすことの出来る人間の養成を目的とする」と明確に定めている。

本学では、教育方針を「奉仕・貢献、見識・智慧、実践」を用いた救済としている。この教育方針の意味は、社会に奉仕し貢献しようとする心により、専門的な知識に裏打ちされた智慧を土台として、社会的実践に向かう人財を育成するということである。この教育方針に則り、本学の仏教学部仏教学科は、日蓮学専攻、仏教芸術専攻、福祉学専攻の 3 専攻において、以下の教育の 3 つのポリシーを定めている。

仏教学部仏教学科は、現代社会における多様な課題に対して、学修した知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現力、コミュニケーション力等の総合力を用いて、発見、分析、解決する能力を身につけることが目的である。

日蓮学専攻では、仏教の思想（特に日蓮教学）および歴史（特に日蓮教団史）を中心に教授し、仏教の哲学的、歴史学的、心理学的、倫理的、および文化学的側面を理解の上、さらに仏教儀礼の持つ崇高性の体得、仏教の社会的展開の方法を学ぶことによって、現代のニーズに即応できる人財の育成を目的としている。

仏教芸術専攻では、仏教の思想を根幹に置き、仏教芸術（特に美術、彫刻）、仏教文化、宗教の多様性の理解、博物館学等を教授し、学外における活動の機会を多く取り入れ、広く仏教の応用面である文化的な活動に従事できる人財の育成を目的としている。

福祉学専攻では、仏教の思想を根幹に置き、福祉精神の涵養を図り、社会福祉、介護福祉および保育学等の理論と技術を教授し、豊富な実習を通して、様々な福祉現場に対応できる人財の育成を目的としている。

エビデンス集

【資料 1-1-1】 - 【資料 1-1-4】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は、建学の精神に全て網羅されている。この建学の精神は、身延山大学ホームページ（以下、本学 HP）や「大学案内」等において、簡明な文章により公表されている。そして、この建学の精神に基づいた教育方針および仏教学部仏教学科・3 専攻ごとに示される 3 つのポリシーについても、わかりやすい文章で表現されており、特に 3 つのポリシーは、箇条書きで簡潔に示されている。

建学の精神や教育方針および 3 つのポリシーは、年度当初の新入生オリエンテーションにおいて「履修の手引き」やパワーポイントを用いて、新入生に対して説明している。また、高等学校進路指導室や入学志願者とその保護者に対しても、オープンキャンパス等で個別の説明を行っている。

これらは全て本学の建学の精神、教育方針および 3 つのポリシーをわかりやすく示すための活動である。このような活動に用いる媒体として、本学 HP、「大学案内」「履修の手引き」「入学試験要項」があげられる。

本学 HP および「履修の手引き」では、建学の精神、教育方針、3 つのポリシーが、「大学案内」では、建学の精神と 3 つのポリシーが、「入学試験要項」では、建学の精神とアドミッション・ポリシーが掲載されている。

本学の使命・目的および教育目的については、上記の媒体をもって、全て一貫した簡潔な文章として明示されている。

エビデンス集

【資料 1-1-5】 - 【資料 1-1-12】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は日蓮宗総本山身延山久遠寺を母体とし、淵源とする西谷檀林の創設（1556 年）から数えると、460 年を越える歴史を有する教育機関として現在に至っている。本学の目的は、建学の精神である立正安国の精神に基づき、社会のために身を以て尽くすことのできる人間の養成を何よりも重視している。したがって、僧風教育を基本としているが、仏教の持つ普遍的哲学性をより発展させ、社会に対する「奉仕・貢献、見識・智慧、実践」を用いた救済を重んじており、社会貢献のあり方として、地域に根ざした大学としての地域貢献、また世界へと視野を広げた国際貢献に注力していることに特色が認められる。さらに、このような社会貢献を目指すために必須となる理論と技術をつかさどる教授陣は、専任教員の 95%が実務経験を有していること、また、特に僧侶を目指す日蓮学専攻の約 5 割の学生が身延山久遠寺の学生寮である本院寮や本学の行学寮、身延山内の宿坊生活を送っており、社会貢献を行うために求められる見識・智慧を養う学問と実践の行学二道を修得する教育環境が整えられていること、これらの点も本学の特色としてあげられる。

本学の個性は、パートナーシップに基づく徹底した少人数制による共鳴教育にある。高度な専門性と幅広い視野を獲得し、社会に貢献する人財の育成を図る上で、心を通わすパートナーシップはその基本となるものであり、これによって、多様化する学生の個性を尊重し、建学の精神に立脚した教育を施し、教育目的を達成しようとするものである。これは、学修支援においても同様で、平成 26 年度からは特にアカデミック・アドバイザー（以下、A/A）制度を導入し、教職員は学生一人ひとりの個性を把握し、学生のニーズに応じた

きめ細かい対応を行っている。

この本学の個性・特色については、「履修の手引き」においても「先生が最も近い存在である教育環境」と明示し、本学 HP にも掲載して広く社会に公表している。

エビデンス集

【資料 1-1-13】 - 【資料 1-1-17】

1-1-④ 変化への対応

18 歳人口の減少に伴い、本学では、仏教学科・福祉学科の 2 つの学科の内、福祉学科の定員を満たすことが著しく困難な状況になっていった。そこで、大学として仏教学部改革会議が設定され、審議の結果、最終的に福祉学科の募集を停止し、1 学部 2 学科 4 コースから 1 学部 1 学科（仏教学科）3 専攻（日蓮学専攻・仏教芸術専攻・福祉学専攻）制へ移行することが、平成 27 年度末の教授会および評議員会を経た理事会において決定されていた。その方針に基づき、平成 28 年度は、新たな 1 学部 1 学科 3 専攻の 3 つのポリシーを建学の精神および教育方針に沿う形で綿密に審議し、現在の形になっている。平成 29 年度より仏教学部は 1 学科 3 専攻制として再編成することを決定し、本学の建学の精神に基づく教育を具体化するため、新教育の三本柱「社会貢献・地域貢献・国際貢献」を設定した。また、KPI を導入し、各専攻・資格課程を 2 年ごとに、充足率 8 割を満たしていない場合は、改組の検討対象としていくことを決定した。

平成 28 年度には、新たに教学と学生支援の一元化や地域社会との連携、FD・SD 活動の推進、そして学長を中心とする大学のマネジメントを強化するための組織作りに関する協議を継続して行い、平成 29 年度から新組織体制を試行した。試行された新体制は、PDCA サイクルに基づき改正が加えられ、平成 30 年度から現行体制の運用が始まっている。これらは、社会的なニーズに合わせた組織改革が、PDCA サイクルに則って行われた証である。

さらに、社会貢献を実現するための地域貢献に関する 1 つの方策として、文部科学省が進めた「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に平成 27 年度より参画した。国際貢献としては、ラオス人民民主共和国の情報文化・観光省と協定を結び、令和元年度に 20 周年を迎えた仏像修復プロジェクトが進行している。

このように、本学では建学の精神に則った教育方針を具体化させるための活動が、社会のニーズに基づき行われている。

エビデンス集

【資料 1-1-18】 - 【資料 1-1-25】

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、「学校法人身延山学園身延山大学 短期、中・長期計画」に沿って、建学の精神、教育方針と 3 つのポリシーとの整合性を図りつつ、簡潔な文章をもって、広く内外に本学の使命・目的を公表していく。

そのために、本学の長い伝統に培われた個性・特色を発揮しつつ、柔軟な対応により、時代の変化に即応していけるよう、内部組織を整えていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

法人および本学の使命・目的は、それぞれ寄附行為第 3 条および学則第 1 条に明記されている。

建学の精神を具体化させる組織の頂点には、理事会が設置され、教学部門の頂点にある教授会で審議された内容のうち、学則等の諸規程改正や人事、財務に関する内容について決議される。この理事会に上申する原案を練り上げる機関として、学校法人身延山学園が設置する学校に所属する理事によって構成される「常勤理事会（兼経営戦略委員会）」（以下、常勤理事会）が平成 24 年度に設置され、人事、教学、運営、法人が直面する諸問題のほか、懸案事項や将来構想等について迅速に審議すべく機能し、理事会に提議している。

一方、法人の管理運営の迅速かつ適切な意思決定に資するために、理事長は理事会が扱う法人の人事、教学、運営に関する機能を一定の枠内において常勤理事会へ委譲している。委員長は専務理事が理事長の指名を受けて常勤理事会で承認した事項について執行し、その主な内容については理事会に報告の上、承認を受ける。また、評議員会に対しても同様の手続きを経ている。

教授会は学長が招集し、学部長が議長となり、仏教学部所属の専任の教授、准教授、講師および第 I 種特任教員により構成される。教授会における審議案件は各種会議・委員会等から提出され、教授会規程に基づき審議される。また、教授会には、教授会構成員のほか、監事、事務局から事務局長が陪席し、関係する議案の説明等、法人や理事会の意向を教授会に伝えている。

各種会議・委員会等への職員の係りについては、平成 28 年度までは、議事録の記録や事務説明が必要な場合のみの出席に限られていたが、平成 29 年度以降は、教員・職員の協働体制による委員会運営に移行し、現在このシステムが機能している。

特に理事会、評議員会での決定事項は、教員に対しては教授会において、職員に対しては朝礼において報告・説明され、本学に連なる全ての構成員がその重要性を理解している。

以上のような仕組みによって、役員、教職員へのスムーズな意志伝達が行われており、理解と支持を得ている。

エビデンス集

【資料 1-2-1】 - 【資料 1-2-7】

1-2-② 学内外への周知

本学の建学の精神および教育目的については、「履修の手引き」「大学案内」等によって明示し、本学 HP で公表し、学内外に周知を図っている。また、オープンキャンパス、大学説明会等、または高等学校訪問によって、参加者、高校教員等に対し説明を行っている。加えて、日蓮宗寺院訪問、日蓮宗内関係諸行事訪問等も行い、周知を図っている。

学内では、理事長および学長が入学式等の学内行事の挨拶の中で触れるほか、年度当初の新入生オリエンテーション・在校生ガイダンスにおいて、「履修の手引き」等を用いて説明を行っている。また、教職員に対しては、個別に「大学案内」等を配付し周知を図っている。

エビデンス集

【資料 1-2-8】 - 【資料 1-2-10】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

18 歳人口の減少やグローバル化等、時代の変化に中長期的な視野をもって対応し、本学の使命・目的を継続して達成するため、5 か年を 1 つの事業サイクルとして「学校法人身延山学園身延山大学 短期、中・長期計画」を策定してきた。本計画の最初は、平成 26 年 4 月 1 日より平成 31 年 3 月 31 日までの 5 か年であった。それは、本学の使命・目的および教育目的を織り込み、大学改革の将来構想として、①大学の将来構想のチェック、②学生確保についてのチェック、③身延山高等学校の附属化、④健全な学校運営についてのチェックの 4 項目を軸に、教育・研究等の質の向上、学生支援の充実、地域・社会連携の強化、業務運営の改善および効率化、学生の確保、財務内容の改善、建物、設備機器等不動産の新規・改修計画を定めた。

平成 29 年度からの仏教学部改組、平成 30 年度に日蓮宗・立正大学・本学の 3 者間で締結された 3 者協定は、この中・長期的計画に基づき、大学改革の構想が具体化されたものである。

また、次の平成 31 年 4 月 1 日より令和 6 年 3 月 31 日までの短期、中・長期計画も策定し、大学の再改革として、①介護福祉士養成課程の令和 2 年度からの募集停止履行、②保育士養成課程の存・廃の判断、③教職課程の存・廃の検討、④入学者定員数の再検討、⑤学生確保の行動実践、⑥附属高校との連携強化の 6 項目をあげ、各年度における事業計画に反映させることとしている。

エビデンス集

【資料 1-2-11】 - 【資料 1-2-13】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、建学の精神、目的・使命、養成する人財像を基として、ディプロマ・ポリシーを定め、このディプロマ・ポリシーにおいて掲げた学修成果を得るため、その具体的取り組みとしてカリキュラム・ポリシーを定めている。さらに、これらの方針を受けてアドミッション・ポリシーを定めることによって、求める学生像を明確にしている。

教育方針に基づく教育目的は「3 つのポリシー」として平成 25 年度に整備されたが、平成 26 年度は、「本学の教育方針」の改正を受けて、学科ごとの「3 つのポリシー」との整

合性を検討し、役員および教職員へ周知した。

平成 28 年度は、平成 29 年度からの仏教学部改組が決定し、教育課程の見直しが行われ、1 学部 1 学科 3 専攻の 3 つのポリシーが新たに作成され、平成 29 年度から実施された。

平成 29 年度には仏教学部改組が行われ、新教育課程の内容精査とともに 3 つのポリシーへの反映を学部として両学科、各種委員会に要請した。特にアドミッション&広報委員会には、従来の学部学科で培ったアドミッション・ポリシーを継続しつつ、新たに「社会貢献・地域貢献・国際貢献」の教育の三本柱を基本とした学部学科・専攻のアドミッション・ポリシーを確立することを、また、カリキュラム&学修支援委員会（現・学務委員会）には、旧教育課程を基としたカリキュラム・ポリシーと新教育課程に合致したカリキュラム・ポリシーの整合性を図ることを要請した。これにより、建学の精神に基づき教育目的を具現化させるために、ディプロマ・ポリシーが策定された。

これら 3 つのポリシーは、本学 HP をはじめ、「大学案内」「履修の手引き」において公表され、学内外に広く周知している。特にアドミッション・ポリシーについては「入学試験要項」にも掲載することによって、受験生や保護者等にも周知を図っている。

エビデンス集

【資料 1-2-14】 - 【資料 1-2-20】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

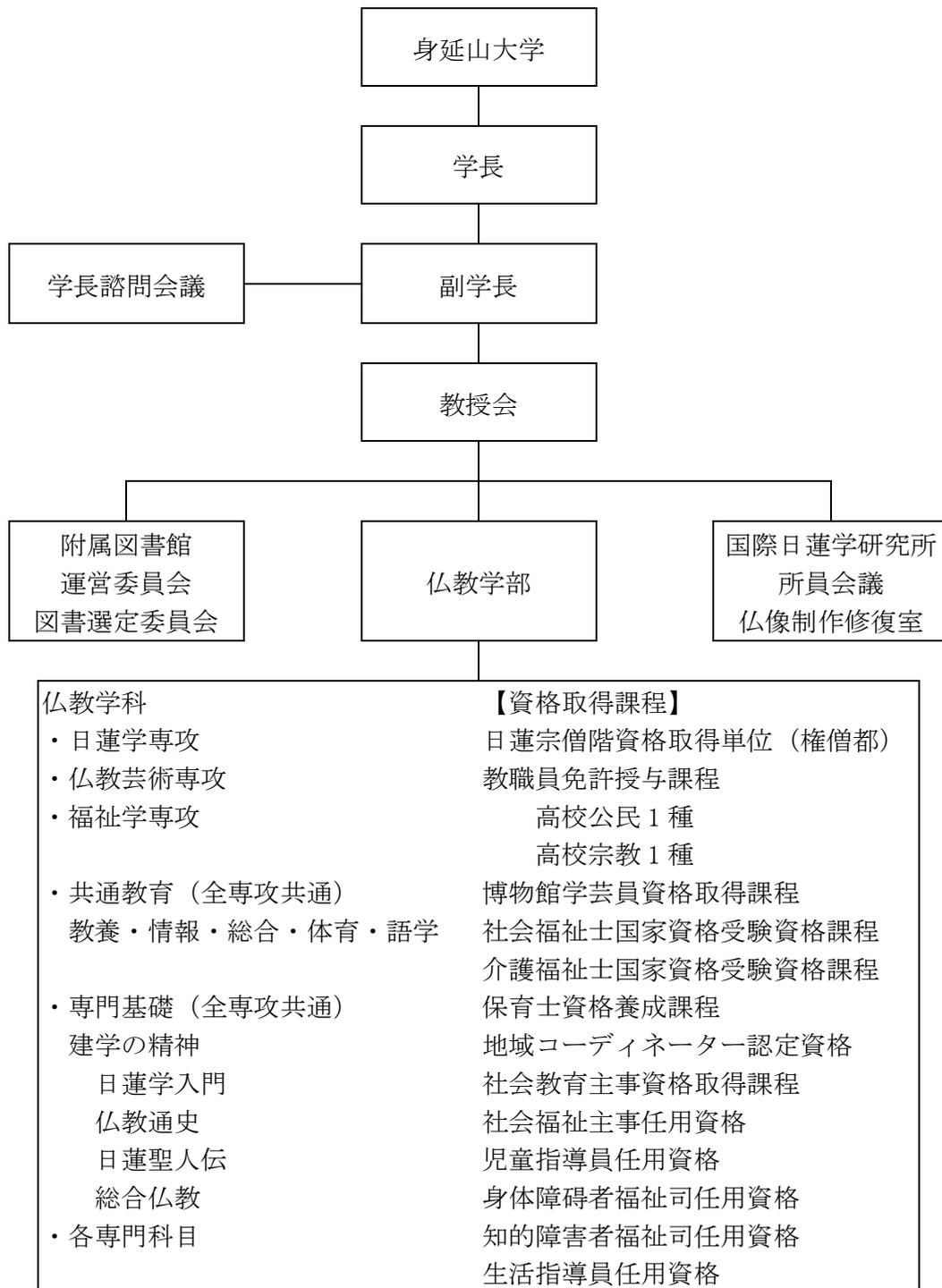
本学の使命・目的を達成するために「身延山大学教育研究組織図」に示している研究組織が構成されている。

本学の建学の精神に基づく教育を具体化すべく、教育の三本柱を基とする教育を行っており、教育目的との整合性が図られている。この学内組織の再編成にあたり、新組織を編成し、新組織体制への移行について PDCA サイクルによる組織強化に向けた取り組みを行った。平成 27 年度にカリキュラム委員会の部会であった教養教育部会の審議を引き継ぎ、平成 29 年度から発足した身延山大学教養教育専門会議では、「教養教育の授業科目の編成」や「教養教育の点検評価」、さらに初年次教育内容・担当者（基礎ゼミ I・II）の検討を行った。

本学には附属図書館とともに身延山大学の建学の精神である日蓮聖人の立正安国の精神に則り、仏教および仏教文化等に関する調査・研究を行い、学術の進歩・発展に寄与することを目的とした東洋文化研究所が併設され、平成 29 年度には国際日蓮学研究所と名称変更を行い現在に至っている。特に同研究所では、ラオス人民民主共和国情報文化・観光省と協定を結び、20 周年を数える世界遺産地域の仏像修復プロジェクトが進行しており、このプロジェクトには仏教芸術専攻の学生が現地に赴き、実習を行っている。さらに、同研究所は、大韓民国の金剛大学校・東国大学校・高麗大蔵経研究所と学術協定を結び、共同研究を行っている。

また、改組に伴う各種変革に対応しながら、各教員が有する知的財産や人的資源を地域社会や日蓮宗内に還元することを目的として、平成 30 年度に日蓮宗・立正大学と本学の 3 者で包括的な連携協定を結び、3 者共同で開催される学術大会も研究所が主体となって行っており、これらの活動は公開講座や各種刊行物として広く内外に発信し、本学の教育研究目的を資助している。

資料 1-2-⑤-A 身延山大学教育研究組織図



エビデンス集

【資料 1-2-21】 - 【資料 1-2-32】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

小規模大学のメリットを生かし、役員から教職員に至るまで、本学の教育方針や3つのポリシーに関する理解は行き届いている。今後は、さらにこれを学生個々人の自覚におよ

ぶよう、学内への啓蒙を確実に行っていく。

また、学外に対しても、本学の使命・目的に対する十分な理解が得られるよう、より多くのツールを用いて公表していく。

【基準1の自己評価】

本学は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、学校教育法施行規則等の法令に則り、建学の精神に基づいて、教育目的を学則等において具体的に明文化して規定している。本学の建学の精神は、460年を超えた伝統の中で変わることなく一貫して受け継がれてきたが、時代の変化に応じて、簡明な表現へと改め、この建学の精神に基づいた教育方針を策定し、本学HP等を通じて広く学内外へ周知している。

さらに、本学は、時代の変化、社会の推移にも敏感かつ柔軟に対応し、本学の使命・目的である社会貢献の観点から、時代や社会が求める人財の養成に取り組み、3つのポリシーに則った教育研究組織を構成してきた。

建学の精神に基づく教育の目的の有効性や3つのポリシーの表現の適切さ、周知の状況、法令遵守、中長期計画の策定に向けての取り組み、組織の見直し等、多くの事柄を精査し、改善点を指摘してPDCAサイクルの円滑な運用がなされている。

以上から、基準1「使命・目的等」を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-①-i 本学のアドミッション・ポリシー

入学者受入れ方針は、本学の使命・目的に基づき、アドミッション・ポリシーとして具現化している。本学のアドミッション・ポリシーは、本学 HP「大学案内」、同「入学試験要項」、各種進学説明会・相談会等において「本学が求める学生像」として広く周知されている。

また、この趣旨は日蓮宗が発行している機関誌『日蓮宗宗報』、身延山久遠寺が発刊している布教誌『みのぶ』、『日蓮宗新聞』、また旺文社やリクルート等の進学情報サイト等の様々な広告媒体を通して周知している。

本学のアドミッション・ポリシーは、平成 27 年度第 11 回定例教授会・平成 28 年 3 月の理事会において決定して以来、「大学案内」や「入学試験要項」、本学 HP 上にこれを明確に公表してきた。

平成 29 年度に行われた仏教学部改組により、仏教学部は仏教学科のみの 1 学科 3 専攻（日蓮学、仏教芸術、福祉学）制とし、カリキュラム内容等を大幅に変更した。上記のアドミッション・ポリシーを基として、現在の仏教学部仏教学科は「教員と学生の共鳴教育」を基本とし、新たに「社会貢献・地域貢献・国際貢献」の教育の三本柱を基本とした学科・専攻のアドミッション・ポリシーを確立し、具現化している。

‘Open Campus Everyday!’ を掲げて、予約があれば一人でも大学内の見学や、進学相談に対処できる体制を入試事務室にて整えている。さらに日時を指定して開催される特別オープンキャンパスも実施している。平成 28 年度より近在の高等学校である甲斐清和高等学校の普通科 2 年生を対象とした大学案内見学ツアーを、平成 30 年度からは身延山大学附属身延山高等学校（以下、附属高校）生対象のオープンキャンパスを継続しており、現在では年間合計 5 回の特別オープンキャンパスを実施し、本学のアドミッション・ポリシーを周知し、学生の確保に努めている。

一方、新たな取り組みとして、令和元年度夏休み期間中の特別オープンキャンパスにおいて、高等学校進路指導担当教員を対象とした「身延山大学 大学説明会」を開催し、ここにおいても本学のアドミッション・ポリシーの周知に努めた。

資料 2-1-①- i -A 令和元年度オープンキャンパス・大学説明会実施状況

日付	校名 (等)	参加者
3月7日	甲斐清和高校普通科	2年生23人・引率教員3人
5月11日	附属高校生対象	1学年5人・2学年15人
7月20日	附属高校	4人
	静岡県内県立高校	1人
	4年制大学既卒	1人
	専門学校既卒	1人
	教員等	5人
8月21日	静岡県内私立高校	1人・教員等4人
9月16日	静岡県内私立高校	1人
	通信制大学	1人
	業者	2人
	無記名	4人

また、教職協働体制をとって高等学校訪問を行っており、山梨県内の高等学校訪問を例に挙げれば下記の通りである。

資料 2-1-①- i -B 令和元年度山梨県内入試広報訪問日程

日付	校名	担当者
6月13日	身延高校、峡南高校、増穂商業高校、市川高校、巨摩高校、白根高校	間宮 (教員) 佐藤 (職員)
6月20日	北杜高校、韮崎高校 (定時制含む)、韮崎工業高校、日本航空高校、日本航空高校 (通信制)、甲府南高校、帝京第三高校、甲陵高校	木村 (教員) 佐藤 (職員)
6月24日	つくば開成高校 (山梨学習センター)、甲府城西高校、東海大学附属甲府高校、優和福祉専門学校、農林高校、山梨英和高校、甲府東高校、甲斐清和高校、甲斐清和高校 (通信制課程)、第一学院高校 (甲府キャンパス)、星槎国際高等学校 (甲府キャンパス)、中央高等学校	池上 (教員) 桑名 (教員)
6月25日	富士河口湖高校、富士北稜高校、富士学苑高校、都留興譲館高等学校、都留高校、ひばりが丘高校、吉田高校	田沼 (教員) 青木 (職員)
6月27日	笛吹高校、日川高校、塩山高校、山梨高校、ろう学校、帝京医療福祉専門学校、上野原高校、日本大学明誠高校、自然学園高等学校 (梁川キャンパス)	桑名 (教員) 青木 (職員)
7月17日	駿台甲府高校今井校舎 (デザイン)、駿台甲府高校今井校舎 (通信制)、甲府商業高校、甲府工業高校、駿台甲府高校塩部校舎、甲府第一高校、甲府西高校、甲府昭和高校、山梨学院高校、ユニタス日本語学校 (甲府校)	伊東 (教員) 佐藤 (職員)

エビデンス集

【資料 2-1-1】 - 【資料 2-1-17】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

大学入学者選抜試験（以下、入学試験）は、学則第 8 条により身延山大学入学試験要項に則り、アドミッション&広報委員会のもと、「建学の精神」「アドミッション・ポリシー」「入学試験におけるアドミッション・ポリシー」に沿って、14 種類の選抜方法により実施している。また、全ての入学試験で面接を課し、本学の教育内容やアドミッション・ポリシーに対する受験生の理解および学習意欲の確認を行っている。

2-1-②- i 試験別選抜方法の説明

本学の試験別選抜方法は「入学試験要項」に簡便に示しており、その全ての入学試験で、学校教育法第 90 条、第 108 条第 2 項、第 122 条、第 132 条や学校教育法施行規則第 150 条、第 151 条、第 154 条、第 161 条、第 165 条の 2、第 178 条、第 186 条等を基として、本学が定めた入学試験のアドミッション・ポリシーを満たすことを基準としている。

2-1-②- ii 入学試験問題作成

入学者の選抜については、「アドミッション&広報委員会規程」に基づいて、教授から委員長を任命し、適切な体制の元に実施している。

出題および採点等に必要なる入試問題作成委員は入試問題作成委員長（学長または副学長）、学部長、アドミッション&広報委員長が話し合い、各科目入試問題作成委員を委嘱する。

また、入学試験問題作成に関する対応については、入学試験問題作成の段階で、作成委員が必ず打ち合わせをした場所や日時、内容を記録し、入試問題作成委員長まで別紙の打ち合わせ報告書と試験内容の指針を提出し、実施内容の適否を検討している。

入学試験実施前には、各試験問題担当作成委員で入学試験問題の誤字・脱字・誤植等を点検・確認し、入試事務室に素案を提出している。その後、入試事務室で入試問題作成委員長と入試問題統括担当（学部長・アドミッション&広報委員長）にて、学習指導要領に則した試験問題かどうか吟味し、内容に齟齬があれば各入学試験問題作成委員に疑義を指摘し、是正した段階で再度確認。最終確認を行った後、印刷を行い、適切かつ厳重に管理し、入学試験を実施している。

平成 30 年度より、学力の 3 要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）」について、本学の全入学試験に面接審査（個別面接）を導入し、上記 3 要素および本学の教育内容をいかに理解しているかを総合的に判断している。

なお、今後の大学入学者選抜改革を受け、入学試験におけるアドミッション・ポリシーの見直しを継続して行い、新入試制度の導入に合わせてその内容に則した入学試験を実施していく。

資料 2-1-②- ii -A 選抜方法（試験別）

試験名	選抜方法		
(1) 一般公募制推薦入学試験 A	書類審査	面接審査	
(2) 一般公募制推薦入学試験 B	書類審査	面接審査	
(3) 宗門後継者推薦入学試験	書類審査	面接審査	
(4) 社会福祉施設後継者推薦入学試験	書類審査	面接審査	
(5) 社会人推薦入学試験	書類審査	面接審査	
(6) 一般入学試験 A（特待生選抜試験）	書類審査	国語総合・英語	面接審査
(7) 一般入学試験 B	書類審査	小論文	面接審査
(8) 自己スタイル入学試験	書類審査	面接審査	
(9) 第 2、3 年次編入学試験	書類審査	面接審査	
(10) シニア選抜入学試験	社会人関連入試にて当該願書提出者を対象		
(11) 長期履修学生選抜試験	社会人関連入試にて当該願書提出者を対象		
(12) 指定校推薦入学試験（奨励特待生）	書審査類	小論文	面接審査
(13) 留学生指定校推薦入学試験	書審査類	小論文	面接審査
(14) 留学生編入学試験	書審査類	面接審査	

エビデンス集

【資料 2-1-18】 - 【資料 2-1-23】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員に対しての学生受入れ数の比率は、下記に示す通りである。適正数値ではない年度もあるが、学部としても、専攻としても、志願者が即、入学者であり、歩留まり率は非常に高い。定員確保は年々厳しい状況が続いているが、18 歳人口を対象とした入学試験ばかりではなく、編入学試験、シニア入学選抜試験、長期履修学生選抜試験、自己スタイル入試等の多様な入学試験を実施し、また日蓮宗に働きかけを行い、宗門後継者推薦入学試験、さらに社会福祉施設後継者推薦入学試験等、本学独自の入学試験も設定し、入学定員の確保を図っている。

身延山大学

資料 2-1-③-A 身延山大学在学学生数および入学者数（過去 5 年間・数値＝人）

[平成 28 年度]

学科	コース	性別	1 年	2 年	3 年	4 年	合計	コース 合計	学科 合計	本学 定員	定員 充足率
仏教 学科	宗学	男	9	7	12	24	52	60	67	80	83.8%
		女	0	1	1	6	8				
	文化	男	0	1	0	2	3	7			
		女	1	0	2	1	4				
	計			10	9	15	33	67			
福祉 学科	福祉学	男	1	3	3	4	11	19	36	80	45.0%
		女	0	1	4	3	8				
	こども学	男	1	1	0	1	3	17			
		女	4	2	3	5	14				
	計			6	7	10	13	36			
合計			16	16	25	46	103	103	160	64.4%	

[平成 29 年度]

学科	専攻・ コース	性別	1 年	2 年	3 年	4 年	合計	専攻・ コース 合計	学科 合計	本学 定員	定員 充足率	
仏教 学科	日蓮学専攻 (宗学コース)	男	9	8	12	15	44	52	62	150	56.0%	
		女	0	0	2	6	8					
	仏教芸術専攻 (文化コース)	男	4	0	1	1	6	9				
		女	0	0	1	2	3					
	福祉学専攻	男	0	/				0				1
		女	1					1				
計			14	8	16	24	62	62				
福祉 学科	福祉学コース	男	/				2	3	3	8	22	
		女					1	0	4	5		
	こども学コース	男					0	1	0	1		9
		女					4	1	3	8		
	計							7	5	10		22
合計			14	15	21	34	84	84	84	150	56.0%	

身延山大学

[平成30年度]

学科	専攻・コース	性別	1年	2年	3年	4年	合計	専攻・コース合計	学科合計	本学定員	定員充足率
仏教学科	日蓮学専攻 (宗学コース)	男	10	9	11	14	44	51	64	140	53.6%
		女	0	0	0	7	7				
	仏教芸術専攻 (文化コース)	男	2	3	0	1	6	9			
		女	2	0	0	1	3				
	福祉学専攻	男	2	0	/		2	4			
		女	0	2			2				
計			16	14	11	23	64	64			
福祉学科	福祉学コース	男	/		0	2	3	5	5	11	
		女			0	0	0	0			
	こども学コース	男			0	0	0	0	6		
		女			1	4	1	6			
	計				1	6	4	11	11		
合計			16	15	17	27	75	75	75	140	53.6%

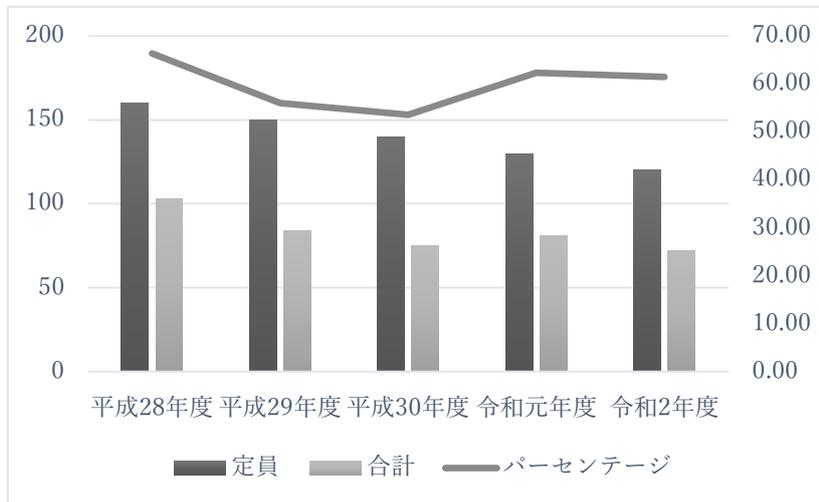
[令和元年度]

学科	専攻・コース	性別	1年	2年	3年	4年	合計	専攻・コース合計	学科合計	本学定員	定員充足率	
仏教学科	日蓮学専攻 (宗学コース)	男	9	11	14	16	50	59	75	130	62.3%	
		女	2	0	2	5	9					
	仏教芸術専攻 (文化コース)	男	3	1	3	1	8	10				
		女	0	1	0	1	2					
	福祉学専攻	男	2	2	0	/		4				6
		女	0	0	2			2				
計			16	15	21	23	75	75				
福祉学科	福祉学コース	男	/		/		2	2	2	6		
		女					0	0				
	こども学コース	男					0	0	4		4	
		女					4	4				
	計						6	6	6		6	
合計			16	15	21	29	81	81	81	130	62.3%	

[令和2年度]

学科	専攻・コース	性別	1年	2年	3年	4年	合計	専攻・コース合計	学科合計	本学定員	定員充足率
仏教 学科	日蓮学専攻 (宗学コース)	男	5	11	13	15	44	56	72	120	60.0%
		女	1	2	3	6	12				
	仏教芸術専攻 (文化コース)	男	1	3	1	4	9	10			
		女	0	0	1	0	1				
	福祉学専攻	男	0	2	2	0	4	6			
		女	0	0	0	2	2				
合計			7	18	20	27	72	72			

資料 2-1-③-B 定員充足率（過去5年間）



定員に対する在学生の充足率は、福祉学科の未充足数により充足率全体を引き下げているが、平成29年度に行われた仏教学部改組により、仏教学部1学科のみとなったため充足率は上向きに転じている。

エビデンス集

【資料 2-1-24】 - 【資料 2-1-27】

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

本学のアドミッション・ポリシーに基づく入学試験は、多様な選抜方法を有しているが、多様であるが故に、受験生にとって必ずしも分かりやすい表現となっていない可能性が指摘される。さらに選択肢が豊富であるが故に煩雑さを免れないことも考えられる。今後は入学試験の形態を、より分かりやすく受験生に伝える努力を行い、幅広い層の受験生確保に努めていく。

今後の入試広報活動は、社会人をターゲットにした入試広報活動を柱の一つにすえて、新たに設けた日本語学校生受入れ制度や日蓮宗寺院にむけた宗門後継者推薦入学試験の広報を強く押し進めていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の専任教員と職員は、各種委員会・専門会議に配属されることにより教職協働体制をとっている。特に、学修支援や生活支援に関し直接対応する委員会として学務委員会、学修支援や生活支援が適切に行っているかを検証する委員会として FD・SD 委員会が設置され、この両委員会が適切に運営されることで PDCA サイクルが機能している。

基準 1 に述べたように、専任教員と職員が一律同列の「委員」として上記委員会・専門会議（教養専門会議・教職専門会議）の運営に参画することにより、本学の教職協働体制を明確化し、垣根のない意見交換、学内での問題解決を図っている。この確実な履行については、学長のガバナンスに基づく方針である「諸規程の整備」「新組織体制への確実な移行」に則り、平成 29 年度の 1 年間をかけて、仮の規程を試行・検証し、協働体制でその実務に関する理解を深めながら業務を行い、平成 30 年度より完全に移行している。

エビデンス集

【資料 2-2-1】 - 【資料 2-2-3】

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では TA の活用実績は少ないが、次の修学支援を主として学生の学修・生活に対し支援を行っている。これまで、教員の裁量により外部から講師を招き、単発に行われていた実態がある。この実態と TA の制度を吟味し、令和 2 年度では、実態に即した TA 制度の利用が緒についたところである。

2-2-②- i A/A 制度（アカデミックアドバイザー制度）

本学では学生の生活支援に関しては大学事務室が、また学修支援に関して主として A/A が対応している。本学は平成 26 年度より担任制を廃止し A/A 制を導入した。これは専任の教員が履修登録に関する学修相談や学修指導、キャンパスライフに関する相談等、学生生活に関することをマンツーマンで支援する制度で、入学から卒業まで教員と学生が接触する機会が増え、履修指導のみならず進路や生活全体の相談まで気軽にできる共鳴教育が生まれている。

2-2-②- ii 教学 IR における学修支援

本学の IR 室は学務委員会と連携をとりながら、各学生の GPA を「学科別」「コース別」「学年別」「新生と編入生別」「本学附属高校と他高校出身者との比較」「住居別」「入学から 4 年次までの GPA の推移」等から検証し、学修支援の資料として活用している。これらのデータは学務委員会と協働して、成績不良者への学修支援（2 者面談、3 者面談、4 者

面談または5者面談)を行い、年2回成績不良者ガイダンスを行っている。またA/Aや学修支援担当者は、学修ポートフォリオを活用しながら学生の学修支援を適宜行っている。

2-2-②-iii 障がいのある学生への配慮

障がいのある学生への配慮について、学務委員会が中心となり、該当学生の障がいの度合いおよび履修状況を鑑み、履修科目担当教員との連絡を密にし、プライバシー保護に最善の注意を払いながら不利益の生じないように努めている。

具体例として、学修支援担当者が可能な限り該当学生本人や保護者との話し合いを行い、障がいの度合い、要望および意見を聴取して、対応方法を策定する。その内容は学務委員会を通し教授会に報告して、履修科目担当教員に文章で依頼し、該当学生が不利益を受けることなく、学修できるように配慮している。このような学生に関する対応はFD・SD委員会においてFD・SD研修を行い、教職員間における対応に齟齬が生じないように努めている。

また平成29年度第11回定例教授会にて審議され、平成30年3月に行われた理事会にて承認された「身延山学園障害者学生・生徒の支援に関する宣言」を基に学園教職員が協働して不利益のない学園生活を送れる学修環境となっている。

2-2-②-iv オフィスアワー制度

本学は少人数制教育により「先生が最も近い存在である教育環境」を標榜している。これを実現すべく、教員自らの研究室をオープンドアとするオフィスアワーが設定されている。各教員は学生のプライバシー保護に最善の注意を払うことが徹底されている。

各教員のオフィスアワーの日程はシラバス等において全学生に公開されており、その時間に学生は自らのA/Aだけでなく、全教員を気軽に尋ねて、学修支援や学生生活に関する相談はもちろんのこと、歓談し親身なアドバイスを受けることができる環境が構築されている。このような少人数による教育は、ときには学生にとって厳しいものとなることもあるが、厳しさの中にも温かさがあり、学生にとって貴重な機会となっている。

2-2-②-v 教育活動支援

現在、本学に制度上TAは整備されているが実際の採用は多くはない。これは、3専攻併せて1学年30名定員のため、1科目当たりの受講生は平均すると8人程度であり、多くとも30人程であることから、必要とする機会が少ないと考えられる。実際には平成29年度以降、TAについて外部から単時間講師が来校する等、TAの活用に準ずる授業が行われている。現行の教員数においても仏像修復、仏像彫刻といった仏教芸術系実習科目や手話基礎や手話入門等の福祉学系実習科目に関してきめ細かな指導を行っている。

またSA(Student Assistant)については、語学科目や実習前指導等において、交換留学生や上級生のマンパワーを活用している。具体例として、語学系科目(韓国語)や福祉系実習科目(介護・保育・社福実習)は、本学のSA制度を活用し、語学習熟や実習前指導において交換留学生や上級生のマンパワーを活用した。

2-2-②-vi 中途退学、休学および留年への対応策

中途退学、休学および留年への対応に関しては、該当学生担当 A/A やスクールカウンセラー、また学修支援室が中心となり親身な支援を行っている。

中途退学者については、学修支援室が退学後の進路や生活についてアドバイスを行っている。休学者については、休学期間が終わる 1 か月前に復学後の履修方法等を学修支援室が確認し、生活面の状況確認を行うといった事前の支援を実施している。休学者の復学後は、授業に対応できているか追跡調査を行い、メンタル面においても担当 A/A やカウンセラー、学修支援室が支援を行っている。留年者に対しては、成績や生活における問題点を上記と同様に A/A や学修支援室が電話連絡や、ときには面談等を行い、学修や授業支援に対応している。

また学務委員会では、退学・休学希望者に対して、まず本人に状況を確認し保護者へ連絡。必要に応じて本人、また保護者と A/A と学修支援室職員の 4 者で面談を行い、学修意欲、経済状況および体調等の問題を把握し、学務委員会で審議し、その結果に応じて教授会にて承認・了承を行っている。

資料 2-2-②-vi-A 退学・休学・復学者一覧（過去 5 年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
退学者数	4 人	7 人	8 人	3 人	2 人
休学者数	12 人	9 人	9 人	7 人	9 人
復学者数	0 人	5 人	0 人	2 人	0 人

エビデンス集

【資料 2-2-4】 - 【資料 2-2-16】

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の特色である少人数制や A/A 制をさらに向上させ、現代社会が直面する問題に対し、学生が社会に出てから対応に苦慮しないよう教職員が自ら持つ専門知識や経験を教授し、きめ細やかな学修支援を行う。そのためにも①現在、採用が少ない TA の活用の中を広げる、②学修ポートフォリオを見直し、学修効果を高める、③学生と教職員との距離が近い本学としての特徴を活かしつつ、学生が直面する学生生活や心身の悩みに対しメールや電話相談によって、学生のプライバシーに最善の配慮を施し手厚い支援を行う、④中途退学者や休学者に対して、進路や復学時の履修相談等を繰り返し行い、中途退学者や休学者が不利益を被らないよう細心の注意を払うシステムの構築を目指す。これらの向上方策は IR 室を中心とする教学 IR 力の向上が必須であり、合わせて SD 力の底上げから着手を目指す。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学ではキャリア支援体制として教育課程において、日蓮学専攻では「インターンシップ I-IV」（各 2 単位・必修）「キャリア教育 I・II」（各 1 単位・選択）、仏教芸術専攻では「インターンシップ I-IV」（各 2 単位・必修）「キャリア教育 I・II・III」（各 1 単位・I・II は必修、III は選択）、福祉学専攻では「インターンシップ I-IV」（各 2 単位・選択）「キャリア教育 I・II・III」（各 1 単位・選択）「手話実践（日常会話）」「手話実践（通常会話）」（各 1 単位・選択）をそれぞれ開設している。これらは各専攻のディプロマ・ポリシーに沿ったキャリア系科目として職業的自立に直結する科目であり、学生の社会的自立を促す科目である。

また、学修支援担当者や A/A は学生のキャリア支援として学修ポートフォリオを用いて相談・指導および助言を行う等、職業的・社会的自立に対する支援体制の整備も整っている。

2-3-①-i インターンシップ等を含め、キャリア教育のための支援体制

本学のキャリア教育については、学生が主体的に進路を選択する能力・態度を身につけさせ、また職業に必要な知識・技能を習得することを目的としている。本学の学生は、仏教学・日蓮教学、仏像修復・仏像制作、社会福祉・介護福祉・児童福祉といった専門分野に則した将来の目的を持って入学してくる。そのことを踏まえ、大学生として必要最低限の資料読解力と文章表現力、さらにプレゼンテーション能力を、1 年次の必修科目である「基礎ゼミ I・II」で修得する。さらに各専攻に関わる職業が専門知識を必要とするため、キャリアを意識した「インターンシップ I・II・III・IV」において合計 368 時間が設定され、インターンシップの協力組織も充実している。

本学では平成 29 年度に、仏教学部改組が行われ、仏教学科設置科目の見直しおよび新カリキュラムが施行された。これにより日蓮学専攻・仏教芸術専攻は社会に即応できる人材育成を目的とし「インターンシップ I-IV」を必修とした。

実働年となった平成 30 年度は、身延山久遠寺や宿坊、日蓮宗寺院、認知症カフェ等において 1 科目 92 時間以上（事前・事後学修を含む）の必要時間を課して、受入れ先と契約書を交わし、インターンシップ学生の受入れを依頼した。令和元年度には近在の博物館等においてもインターンシップの受入れを依頼した。各受入れ先には、インターンシップ終了後に履修学生の評価はもちろんのこと、今後の課題等の記入を依頼している。学生にとってこの経験が卒業後の進路等に役立つよう配慮に努めている。

2-3-①-ii 就職・進学に対する相談・助言体制の整備

学生の進路・進学に関して、学修支援担当者が「求人票」「就職説明会」「公務員試験案内」等の情報を提供するとともに、毎年全学生を対象とする進路志望調査を実施し、3 年生には「就職登録カード」を記入させて、就職・進学の志望を把握している。

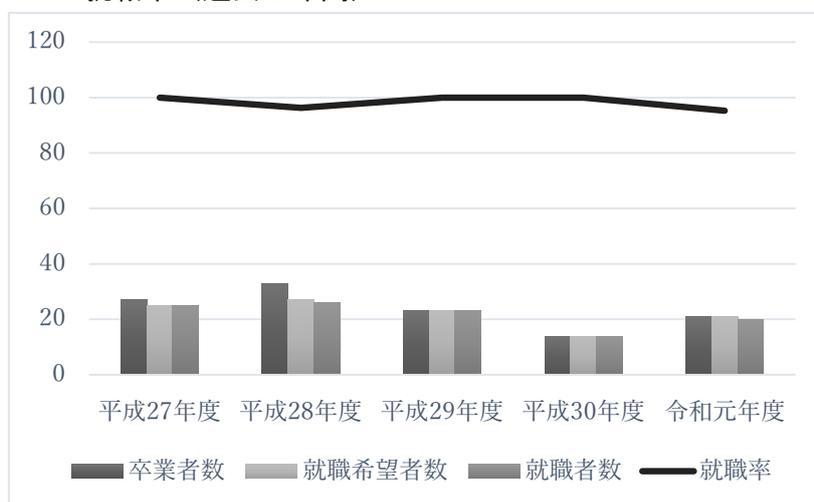
特に 4 年生は個別面談（大学事務室窓口や電話でも対応している）を行い、「履歴書」「自己紹介書」の書き方や面接指導を行い、進路の方向性や内定の状況等を確認し、その内容を学務委員会に報告している。

就職・進学相談の支援は、学務委員や担当 A/A も対応し、学修支援担当者と情報を共有し、学生の相談に応じている。

3 年生に対しては、学修ポートフォリオを用いて個別面談を行い、学生の志望先種別を明確にして、履歴書の添削、就職試験に向けた模擬面接や作文指導等の様々な支援を行っている。従来（年 3 回）行われていた OB・OG のカミングディ、また就職担当の企業人を招く等して行っていた「就職セミナー」は学生のニーズの変化によって個々の就職に対する要望を詳細に聞き取りし、個々のキャリア形成の支援へと移った。

年度当初の就職ガイダンス「就職活動の概要、キャリア教育の説明、進路志望調査」、就職支援としては、履歴書の書き方、電話対応の仕方、面接の基礎知識と応用、各事業所との折衝および情報提供を個別に丁寧に実施し、学生の就職に対するモチベーションを維持している。その結果として、毎年ほぼ 100% の就職率を達成している。

資料 2-3-①-ii-A 就職率（過去 5 年間）



2-3-①-iii 学修ポートフォリオ

各年度の前・後期当初に、学生個々に入学から卒業、そして就職までを支援する学修ポートフォリオの提出を義務づけ、A/A による履修指導時の資料として、効果を発揮している。

これにより A/A 教員による学修支援効果を高め、大学での学修や生活を振り返ることで、自分の成長や変化への理解、就職や社会に出ていくための準備を促している。

エビデンス集

【資料 2-3-1】 - 【資料 2-3-8】

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学のキャリア支援は教職協働体制を取り、学生のキャリア教育科目と毎年開催される「就職セミナー」との連携をとりながら行ってきた。これまでの取り組みを基として、今後さらなる A/A による学修ポートフォリオを活用した職業的自立意識を涵養して、学生が自発的、能動的に取り組む姿勢を身に着けられるように支援するための、SD 力を高める研修等に参加する。SD 力の充実が本学のディプロマ・ポリシーにかなった学生の養成を可能にする。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定のための支援は学務委員会および学修支援室を中心に「身延山大学学務委員会規程」「学校法人身延山学園奨学制度規程」「身延山大学奨学生選考規程」等に基づき、アルバイト等、福利厚生、進学・就職等に関する支援を行っている。学生の課外活動については、各種クラブ・サークルの代表者や顧問によって企画・立案された催し物等の活動を学務委員会の学修支援担当者が統括し、必要に応じて教授会の議を経て決定される。

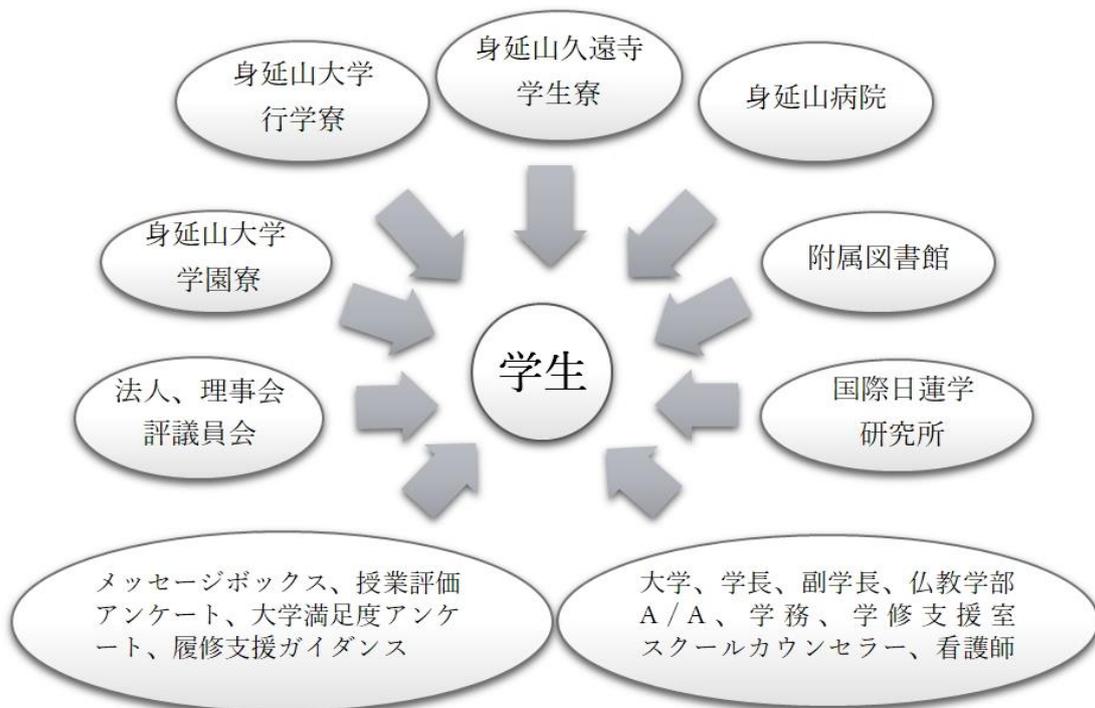
エビデンス集

【資料 2-4-1】 - 【資料 2-4-6】

2-4-①- i 学生サービスの内容

上記の規程を基本として、企画・立案された運営内容に沿って、在学生・新生・編入生に対する学生生活の安定のための支援を行っており、具体的には学修支援担当者が相談を受け、A/A とともに、学生生活全般（進路・就職を含む）に対する支援・助言を行っている。

資料 2-4-①- i -A 学生サービス



[学修]

本学はこれまでの学年担任制を廃止し、平成 26 年度より A/A 制度を導入しており、A/A は学修ポートフォリオを活用しながら、学生に対するスムーズな学修支援を行っている。

さらに、平成 30 年度より、学修・授業支援に関する学生の意見を直接徴収すべく、学生ホールに「メッセージボックス」を設置している。また前・後期の講義ごとに「授業評価アンケート」を実施して、学生の率直な意見を収集し、次期の講義に反映させるようにしている。

このアンケートを基に FD・SD 委員会では、科目内容における問題点等を拾い出し、科目担当教員に、該当科目のアンケート結果を明示し、教員自身に自己点検・自己評価を義務づけている。特に、学生より指摘された教員については、FD・SD 委員長より教員自身の点検評価に基づき、授業改善を要請している。

本学の学修支援は、一般的な学修支援等はもちろんのこと、特に障がいのある学生への配慮、成績不良者への履修指導、休学者へのアプローチ等も行われ、教職員と学生とが共鳴する関係づくりがなされている。

各 A/A に対し学務委員会より、学生との対話に慎重であることと、親身であることとを両立してもらえるよう要請を行っており、この中で学修支援や授業支援等に関わる問題点があげられた場合は、まず学務委員会にて審議し、現状を把握した上で、そこから改善点を見出し、教授会の審議事項として取り上げ、改善策を決定している。

特に、新入生については、学修支援担当者が「基礎ゼミ I・II」の担当教員 (A/A) を交えて個別に面談を行い、学生が抱えている様々な問題に対して相談に乗り、学生生活を充実して過ごせるように、適切な支援と指導を行っている。

また、在学生については、学務委員会において常に出席状況が把握・管理されており、教授会や専攻会議において周知され、該当者に対しては、学修支援担当者および A/A が個別に面談を行い、学修意欲や生活状況の把握を履修相談と合わせて実施している。なお、前期と後期の授業開始前には「履修支援ガイダンス」の場が設けられ、卒業に向けて支障がないように指導している。さらに、保護者にも書面や電話等で連絡し、適切な対応を促している。

学生生活について、健康上の相談については医務室 (看護師、学修支援担当者) で行い、身延山久遠寺の学生寮である「本院寮」および身延山大学の学生寮である「行学寮」と「学園寮」の学生の相談は、学生寮の責任者 (本院寮は身延山久遠寺の寮監、行学寮は行学寮の寮監、学園寮は学修支援担当者) が対応し、健康面だけでなく精神面でのサポートも行っている。

それ以外にも大学の全教職員が日常的に学生の支援を行っている。

[寄宿舍]

本学の設置する学生寮は「行学寮」(僧道を志す男子学生寮)と「学園寮」(平成 30 年度までは女子専用の学生寮。令和元年より一般学生寮)があり、本学が設置するもの以外の学生寮は、身延山久遠寺の「本院寮」(附属高校生徒および本学学生で僧道を志す男子学生寮)と「なんてん寮」(僧道を志す女子学生寮)、身延山内の宿坊、近隣寺院、民間アパートがあり、入居希望者に対しては、ニーズに沿った寄宿舍先を学修支援担当者が、案内およ

び紹介をしている。

[進学・就職]

学生の進学・就職に関しては、基準 2-3 でも述べた通り、学修支援担当者が中心となり「求人票」「就職説明会」「公務員試験案内」等の情報を提供している。

特に 4 年生に関しては、個別の面談を複数回行うことにより、進路の方向性や内定の状況等を確認し、その内容を A/A および学修支援室が中心となり学務委員会・教授会に報告している。

1-3 年生の進学・就職相談の中心も A/A および学修支援室であり、ここに集約された情報は学務委員会に示され、学生の相談対応に資している。また年度当初に行われる就職ガイダンスおよび就職支援相談は、各事業所との折衝および情報提供を学生個人のニーズに合った形で、個別に丁寧に実施し、学生の就職に対する動機付けを行っている。

エビデンス集

【表 2-4】 - 【表 2-6】

2-4-①- ii 経済的支援

[学費]

入学後の経済的支援として、「身延山大学授業料減免規程」に基づいた「身延山大学授業料減免制度」を設けている。申請は学生本人が、定められた期間内に大学事務室に必要書類（授業料減免申請書、家庭状況調書、誓約書、その他、必要に応じた収入に関する証明書等）を提出する。これを受け、授業料減免の可否および減免額（全額または半額が免除）に関しては、学務委員会を選考の上、教授会にて審議され、理事会において承認される。減免が許可された学生には、理事長がこれを執行する。その他、本学在学生の兄弟姉妹、専任教職員の子、または兄弟姉妹に対する入学金免除制度もある。

資料 2-4-①- ii -A 身延山大学授業料減免制度採用人数一覧（過去 5 年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
全額	8 人	5 人	4 人	2 人	3 人
半額	1 人	3 人	2 人	0 人	0 人

また、指定校推薦入学試験において「奨励特待生」（第 I 種・第 II 種）と、一般入学試験 A において「特待生」（A 種・B 種）の制度を設けている。

資料 2-4-①- ii -B 特待生種別減額一覧

奨励特待生 (授業料減免額)	第 I 種 (200,000 円)	第 II 種 (100,000 円)
特待生 (最大限 4 年間)	A 種 (学納金全額免除)	B 種 (授業料半額免除)

本学の「特待生試験」により、特待生として採用された学生の次年度以降における継続については、「学校法人身延山学園特待生制度規程」に基づき、教授会において審査される。手続きについては、学生本人が申請書類（奨励特待生の場合は奨励特待生継続申請書、特待生の場合は特待生継続申請書）を大学事務室に提出し、学務委員会にて「学校法人身延山学園特待生規程」第4条に定める特待生資格の継続に関する内規（「身延山大学奨励特待生資格（指定校推薦）資格の継続に関する内規」「特待生資格の継続に関する内規」）に照し合せ選考する。この結果は教授会にて審議し、理事長の承認を経て継続採用となる。

[奨学金]

近年の景気低迷、経済の悪化の影響を受け、入学者および在学生の家計状況は厳しく、学費の納入が困難であるという理由で相談に来るケースが増えている。現在開設している奨学金は、開学当初より「独立行政法人日本学生支援機構」および「学校法人身延山学園奨学制度」を、平成23年度には「身延山学園同窓会・身延山大学保護者会奨学金」を増設して奨学金の充実を図る等、現在では計6種類の奨学金制度がある。

資料 2-4-①- ii -C 令和元年度各種奨学金採用人数一覧

名称	人数
(1) 独立行政法人日本学生支援機構	13人（新規2人）
(2) 学校法人身延山学園奨学金制度	5人（新規1人）
(3) 身延山学園同窓会・身延山学園保護者会奨学金	4人（新規1人）
(4) 財団法人立正育英会奨学金	15人（新規3人）
(5) 山梨県介護福祉士等修学資金	1人
(6) 財団法人赤尾育英奨学金	1人

[褒賞制度]

平成29年度より「単年度成績優秀者褒賞制度」を導入して成績優秀者に対する褒賞を行っており、経済的支援体制の拡充および充実を図っている。

資料 2-4-①- ii -D 単年度成績優秀者褒賞人数一覧（過去3年間）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人数	2人	3人	3人

エビデンス集

【表 2-7】

2-4-①- iii 課外活動への支援

[課外活動]

課外活動への支援については、学修支援室が窓口となり、クラブ・サークルの活動については、年に1度（6月下旬）代表者を集め、分担金（活動資金）分配会議を開き、人数や実績に応じた活動費助成を行っている。また、学生自治会が主催する新入生歓迎会およ

び学園祭（紅葉祭）が適切に行われるよう支援し、活動資金の助成を行っている。

資料 2-4-①-iii-A クラブ・サークル一覧（令和元年度）

マーヤの会	仏教情報処理部	こども会サークル「INNOCENT」
聞法の会	唱題行脚隊	ボランティアサークル

特にこども会サークル「INNOCENT」は、本学所在自治体である身延町等と連携し、身延児童館において子育て支援イベントを開催しており、活動報告を本学 HP にて公表している。

資料 2-4-①-iii-B こども会サークル「INNOCENT」活動一覧（令和元年度）

5月28日（火）	第25回 おにいさんおねえさんとあそぼう！
9月27日（金）	第26回 おにいさんおねえさんとあそぼう！
12月10日（火）	第27回 おにいさんおねえさんとあそぼう！

[学生保険]

入学年度に「学生教育研究災害傷害保険」および「学研災付帯賠償責任保険」（ともに公益財団法人日本国際教育支援協会）に全員加入を義務として、正課中はもちろんのこと、通学途中の事故等にも備えている。また、任意加入の保険も設けている。

エビデンス集

【表 2-8】

2-4-①-iv 心身に関する相談・支援

[健康相談]

医務室には看護師を配置し、学校医として医師（非常勤）を委嘱して日常的に学生の健康相談、健康診断、健康管理や応急処置に対応している。

資料 2-4-①-iv-A 医務室利用状況（過去5年間・延べ人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	110 人	114 人	25 人	25 人	2 人

医務室で対応できない時は、随時学校医と連絡を取り、必要に応じて身延山久遠寺が経営母体となっている大学直近の専門医療機関「身延山病院」に要請する体制が整っている。

また、学校教育法第 12 条および学校安全保健法第 11 条に基づき、毎年行っている健康診断は、下記に示した受診率となっている。

資料 2-4-①-iv-B 健康診断受診状況一覧（過去5年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受診率	87%	85%	83%	88%	83%

[心的支援]

カウンセリングルーム（教学支援室）にはスクールカウンセラー1人（女性）、専任教員3人（医師を含む）が配置され、学修支援担当者およびA/Aと相談しながらサポートを行っている。状況によっては、学外の専門医療機関に相談する等、万全の対策を取っている。

資料 2-4-①-iv-C カウンセリングルーム使用状況（過去5年間・延べ人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	10 人	91 人	3 人	3 人	0 人

エビデンス集

【表 2-9】【資料 2-4-7】 - 【資料 2-4-31】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学修サービスについては、今後も学生が主体的に活動できる環境を整え、学生のニーズに合った適切な支援を講じていく。学生相談については、学務委員会および学修支援室に集約するだけでなく、法人や大学事務室等の窓口においても学生の相談内容に適切、かつ柔軟に対応する。そのため、各部署において学生相談に関する情報を慎重に精査したうえで共有し、理解を深め、連携を図っていく。学生生活全般に関する学生の意見・要望については、学生ホールにメッセージボックスを設置しているが、今後も定期的に各種アンケート調査を実施し、より多くの学生の意見・要望に答えていく。

また、経済的サービスについては、現在、学内外の奨学金制度は6種類を数えているが、さらに応募可能な各種奨学金制度を増やしていく。特に、経済的に学修困難な学生が多いため、学生の経済状況において学費の分割納入等にも柔軟に応じているが、今後さらにそれを進めていくとともに、アルバイト（宿坊における手伝い等）の紹介をも並行していく。

なお、令和元年度には文部科学省の「高等教育の修学支援新制度の対象機関（確認大学等）」に指定されたため、遺漏がないように努めていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は JR 身延線身延駅からスクールバスで約 15 分程度の距離にあり、緑豊かで閑静な環境は、「行学二道」を標榜し、学業と修行が同時に行える最適な場所である。

校地、校舎、施設、設備、実習施設、附属図書館等の教育環境については、各々に設定された基準を充分満たすとともに、教育目的達成のため適切に整備されている。また、大

学施設全般に係わる運営・管理についても、事務局管理担当者および委託業者が連携を図りながら適切に行っている。

[校地]

校地面積7,586.28㎡に本学収容定員数120名の1人当たりの校地面積は63.21㎡であり、大学設置基準第37条の必要校地面積1人当たり10㎡に対し十分に上回っている。

[校舎]

校舎面積4,040.81㎡に本学収容定員数120名の1人当たりの校舎面積は33.67㎡であり、大学設置基準第37条の2の必要校舎面積1人当たり2.644㎡に対して十分に上回っている。

平成7年に身延山短期大学から改組転換を行い、身延山大学開学後、仏教福祉の実践および地域社会のニーズに応えるべく、平成17年に仏教福祉学科(現・仏教学科福祉学専攻)を設置し、それに伴い扶蔬館(実習棟)を開館した。

本館には、学生ホール、カウンセリングルーム(教学支援室)、学修支援室、法人事務室、大学事務室、医務室等の各室が配置され、学生の利便性が図られている。

教室は、アクティブ・ラーニング(以下、AL)教室、ゼミ教室、中教室、ディベートルーム、大教室、演習室、情報処理室、法要実習室等、計17教室があり、そのうち大教室(210教室)とディベートルーム(209教室)にはプロジェクターを常備してある。また、教員専用の貸出用移動式スクリーン、ノートパソコン、プロジェクター、DVD、OHP等のAV機器が充分用意されており、有効に活用されている。

情報処理教育の充実を目的として、AL教室(201・308教室)、演習室(301教室)、208教室にはインテリジェンスホワイトボード(以下、IWB)を設置しており、情報処理室には21台のパソコン、1台のプロジェクター、1台のプリンターを備えて授業以外に学生が自由に使用できる。また学生ホールには4台のパソコン、1台のプリンター、1台のIWBが、学生ラウンジには3台のパソコンが、附属図書館内には7台のパソコン、10台のタブレット型PC(Surface)、1台のIWBが、大学事務室には学生貸出用パソコンやタブレット端末(iPad)があり自由に使用できる。また、校舎内には無線LANアクセスポイントが整備され、全ての場所でインターネットに接続できる。

日蓮学専攻における日蓮宗僧侶育成に必要な専門知識や技術を習得するための授業は、法要実習室で行われ、ここには様々な仏具が備えられている。

構内の喫煙スペースは1箇所限定して分煙に努めている。また、年度当初ガイダンス時に禁煙・喫煙・分煙に関するガイダンスを行い、全学的に周知している。

資料 2-5-①-A 本館校舎の概要

階	教室および事務室等 * () 内は教室数
5	講堂
4	国際日蓮学研究所（工房は別棟）、会議室、専任教員研究室（21）
3	演習室、ゼミ教室（3）、情報処理室、法要実習室、大教室、AL 教室、中教室（2）
2	AL 教室、ゼミ教室（3）、中教室（3）、学生自治会室、ディベートルーム、大教室
1	文書保管室、応接室、学生ホール、カウンセリングルーム（教学支援室）、学修支援室、学長室、法人事務室、大学事務室、非常勤講師控え室、医務室

[学生食堂]

本学は、一度に 30 名程度を収容できる学生食堂を備えており、大学満足度アンケートの結果を反映して、定期的に事務局総務担当者と業者との間でメニューおよび価格の設定を協議している。なお、学生食堂は附属高校と共有である。

[行学寮]

定員 30 名で日蓮宗僧侶を目指す学生が本学の建学の精神を基に、寮則に則した秩序ある生活の中で、給仕・行法・学問の行学二道に精進している。また、充実した寮生活が送れるように、寮監・副寮監・特別講師・相談役や学修支援担当者とは連携を密にしている。

[学園寮]

大学からスクールバスで 7 分程度の場所に、学園が管理・運営している定員 8 名（1K・6 畳）の学園寮がある。通学方法は主にスクールバスを利用しているが、申請および許可された学生の自家用車使用も認めている。

[駐車場および通学方法]

自家用車通学の学生にはキャンパス内に 22 台、徒歩 10 分程度の場所に 30 台の駐車場が確保されている。学生の多くは経営母体である身延山久遠寺、または行学寮・近隣の寺院から通学し、他の学生もスクールバスを利用して通学している。自家用車通学を許可された学生は 14 人（令和 2 年度）で、現在自家用車通学の許可を受けている学生の全てに駐車場が与えられていることとなる。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

[実習棟]

福祉学専攻における専門知識や技術を習得するための授業は、主に扶蔬館（実習棟・延べ面積 868.56 m²）で行われる。「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」および「指定保育士養成施設指定基準」を満たす教室面積および器具・備品が常備されている。

施設設備は、事務局管理担当者が各法省令に基づき、委託業者を統括しながら学内を巡回点検し、維持・管理・法定点検を行い、不備があれば現場を調査し、専門家を含めて検討し改善に努めている。

清掃管理については、委託業者とともに計画的に業務を進めている。また毎朝職員による始業前清掃を行い、学内の美化に努めている。

また、扶蔬館（実習棟）には非常用職員呼出ボタンを全ての教室・廊下・トイレ等に備えている。なお、重要施設における夜間の警備は専門業者に委託している。

資料 2-5-②-A 扶蔬館（実習棟）の概要

階	教室	主な設備
3	カウンセリング室	カウンセリング用具一式
	図画工作室	間仕切り兼用展示板・はね上げ式絵画作品乾燥棚・デッサンモデル人形
	ピアノ練習室	個室 4 部屋に各々ピアノを配置
	音楽室	サラウンドシステム・グラウンドピアノ・デジタルピアノ・木琴・鈴・キーボード・音楽用黒板
2	学生ラウンジ	自動販売機・テレビ・パソコン・自由に閲覧可能な図書
	小児保健実習室	乳児栄養食模型・調乳指導用具一式・離乳食指導用具一式・沐浴人形セット・小児糞便模型・幼児用箱庭遊びセット
	家政実習室	調理台・炊事用具一式・障がい者用食器、調理器具セット・裁縫用具一式・裁縫用具・人台
1	男・女ロッカー室	福祉学専攻学生 1 人に 1 つロッカーを貸与・男女別シャワー室
	障がい者用トイレ	介護実技指導にも使用する障がい者用トイレ
	入浴実習室	床暖房・浴槽（特殊・硬質・軟質・家庭・車椅子）・ストレッチャー
	介護実習室	車椅子・ベッド・排泄用具・モデル人形・人体解剖模型・人体骨格模型・簡易昇降機・歩行杖・点字機・模擬体験装具・心肺蘇生訓練用マネキン

エビデンス集

【資料 2-5-1】 - 【資料 2-5-8】

[体育館およびグラウンド]

校舎に隣接して体育館（延べ面積 558.90 m²）が、また徒歩 10 分程度の場所にテニスコート 3 面・多目的グラウンド 2 面（延べ面積 13,084.61 m²）があり、体育関係の実技および課外活動に利用されている。現在適用する科目は保健体育科目および小児保健科目である。体育館およびグラウンドは、授業以外には自由に使用することができ、外部団体にも開放されている。なお、体育館およびグラウンドは附属高校と共有である。

[附属図書館]

附属図書館は昭和 63 年 11 月に開館し、延床面積 2,559 m²、学生用座席数 62 席、ゼミでも使用できる展示室に 24 席、2 階のプレゼンテーションルームに 8 席、3・4 階の教員用閣

覧室に 18 席を設置、利用者用にカラーコピー機およびスキャニングシステムを備えるとともに、利用者の資料検索性の端末として計 7 台のデスクトップパソコンを設置し、計 10 台のタブレット端末を常備している。

平成 25 年度以降、LC 用機器を導入し、2 階のプレゼンテーションルームには IWB を、1 階の会議室にはプロジェクターと自立型スクリーンを設置、全館で無線 LAN が利用できるようにし、学生の調べ学修等で活用できるようにしている。

令和 2 年度 5 月 1 日現在、収蔵図書冊数 170,195 冊、雑誌 1,615 種、視聴覚資料として DVD・CD・VHS・カセット・マイクロフィッシュ等 1,973 点を揃えて利用者に供している。

辞典・辞書等の参考図書、シラバスに関連した教育に供する資料の約 23,100 冊および新刊図書・雑誌は 1・2 階の開架書庫に配架し、基礎資料となる図書および戦前刊行資料、和漢古典籍・個人文庫図書および雑誌のバックナンバー等は 3・4 階の閉架書庫に配架している。特に慶安 3 年（1650）以前刊行の古典籍、宣統 3 年（1911）以前刊行の古文書並びに漢籍等は貴重資料として空調・防火設備が整っている貴重本書庫（3 階に設置）に配架している。

平成 7 年度より所蔵資料のデータベース化を進めており、現在古典籍を含めた図書 11 万冊の他、雑誌バックナンバー等を含めて約 12 万冊が学内 OPAC を通じて利用者の便に供するよう整備され、国立情報学研究所で運用している CiNii Books に和漢古典籍を含めた附属図書館資料に関する情報提供を行っている。

附属図書館で利用できるデータベースは「CiNii」「Japan Knowledge」等 6 種と契約し「CiNii」は館内全ての検索端末から、他は館内データベース検索用端末で利用することができる。

また、資料検索については WebOPAC (blabo) を用いて、附属図書館の端末以外にも外部からインターネット経由で検索・利用できる。附属図書館 HP には WebOPAC (blabo) の他に「NDL-OPAC」(国立国会図書館雑誌記事索引)、「NII」(国立情報学研究所)、「INBUDS」(インド学仏教学論文データベース)、「SAT DB」(大正新脩大蔵経テキストデータベース)等のリンク先の情報を提供し、利用に供している。

平成 18 年度より学外にも附属図書館を開放しており、資料の閲覧・複写・レファレンス・データベース等の利用は可能で、必要であれば公共図書館との相互貸借（貸出冊数 3 冊・貸出期間 30 日間）を実施している。

附属図書館の開館時間は月曜日から金曜日までは午前 9 時 30 分から午後 6 時まで、土曜日・日曜日・祝祭日・学校指定の休日は閉館となっており、貸出冊数・日数は下記の通りである。

資料 2-5-②-B 貸出冊数・日数

利用者	貸出可能冊数	貸出期間
大学 1-3 年生	10 冊	15 日間
大学 4 年生・聴講生・科目等履修生	10 冊	30 日間
教職員・身延山久遠寺職員	20 冊	30 日間
*学外利用者	3 冊	30 日間

*学外利用者とは本学同窓生、日蓮宗布教研修所役職員および研修生、山梨・静岡県民および勤務先が身延町内の者、大学コンソーシアムやまなし加盟校（11校）の学生・教職員、佛教図書館協会東地区加盟校（6校）の教職員・学生が対象

[仏像制作修復室]

仏像制作修復室（通称、工房）は、仏像修復に必要な工具・漆・顔料・金箔・木材等を常備しており、担当教員の指導の下、身延山大学国際日蓮学研究所研究員・研究生と在学生在が仏像制作・修復の研鑽に日夜励んでいる。なお、安全上の配慮から在学生の電動工具の使用は禁止されている。

エビデンス集

【表 2-10】 - 【表 2-11】 【資料 2-5-9】 - 【資料 2-5-11】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー対策として、本館・扶蔬館（実習棟）・附属図書館へのスロープ設置、車椅子対応のエレベーター設置（本館）、障がい者用トイレ設置、障がい者用駐車場の確保等に努めている。

エビデンス集

【資料 2-5-12】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は開学以来の教育方針である、一人ひとりの個性を大切にす少人数制教育により、きめ細やかな教育指導を行っている。現在入学定員が 30 名である本学の現状では、各種教室・実習室とも充分対応できる施設設備を整えており、教育環境は適切に管理・運営されているといえる。

エビデンス集

【資料 2-5-13】

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

授業等に支障のないように、IWB をはじめとする各種電子機器の点検・更新を継続して行っていくとともに、最新のソフトウェアを取り入れて学修効果を高めていく努力を続けていく。

また、施設に付置されている各種実習・実技等に用いられる器具・備品等の耐用年数を確認し、耐用年数が近づきつつある器具・備品等については、適宜取り替えていくことによって、絶えず新しい器具・備品等を学生に利用させて、最新の技術修得に努められるよう環境を整えていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

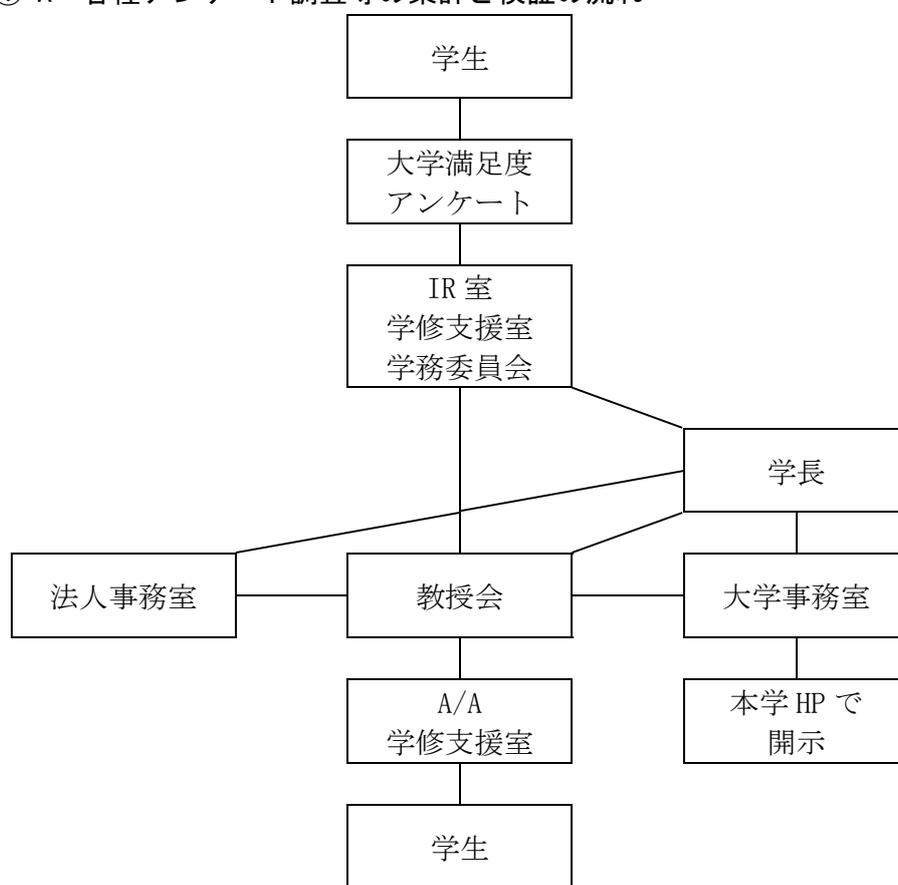
「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学務委員会と学修支援室を中心として年に 2 回、6 月に新 1 年生対象の「大学進学・満足度アンケート調査」、1 月に全学生対象の「大学満足度アンケート調査」を実施している。各種アンケート調査は、IR 室、学修支援室、学務委員会において集計・検証し、それに基づき、改善点・要望等の把握に努め、大学の運営に反映している。

資料 2-6-①-A 各種アンケート調査等の集計と検証の流れ



エビデンス集

【資料 2-6-1】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

[心身に関する健康相談]

心身に関する健康相談については、大学事務室および学修支援室が中心となり、問題を抱える学生に対応している。特に身体的問題については本学医務室の看護師や、学校医のアドバイスを受けながら常時対応する体制を整えている。現在では日常的に学生の健康相

談、健康診断、健康管理を行っており、不測の事態に対してはAED等の応急処置機器も常備し、さらに年間2度にわたり、その講習を学生と教職員ともに受講している。

また医務室で対応できない時は、先述の通り大学直近の専門医療機関に要請する体制が整っている。心理的不安を抱える学生に対しては、本学が委嘱しているスクールカウンセラーが主として対応し、特に学生のプライバシーを最重要視し、時にはメールや個別電話相談を行いながら、その対応について当該部署に報告し、その対応に当たる体制を整えている。

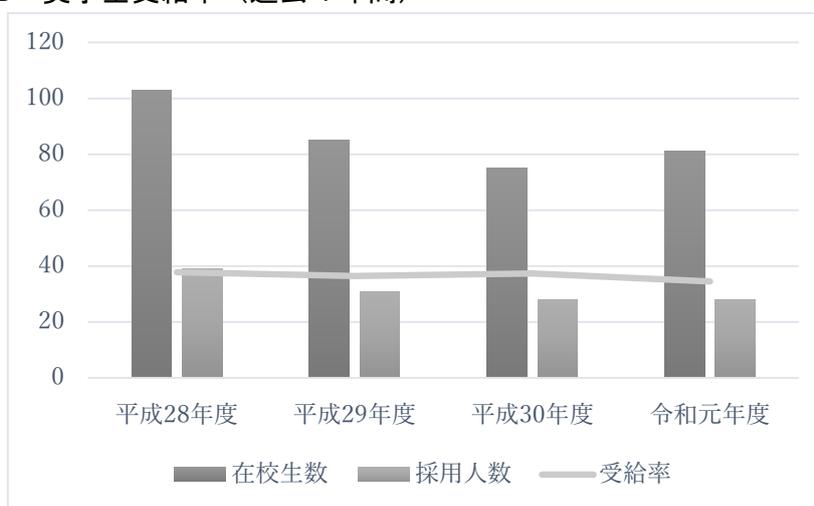
[経済的支援]

学生を取り巻く経済的状況は必ずしも良いとはいえない場合も多く確認されている。この点について学務委員会を中心として協議・対応を行っている。特に本学が設置している奨学金制度は学生数に対して十分であり、実際に各種奨学金の受給率割合は平成28年度から令和元年度までの平均で、36.56%に達している。

資料 2-6-②-A 各種奨学金新規採用人数一覧（令和2年5月1日現在）

奨学金	年度	平成			令和	
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
独立行政法人日本学生支援機構		6人	3人	2人	2人	12人
学校法人身延山学園奨学金制度		5人	5人	4人	5人	未定
身延山学園同窓会・身延山学園保護者会奨学金		4人	4人	4人	4人	未定
財団法人立正育英会奨学金		13人	13人	15人	15人	未定
山梨県介護福祉士等修学資金		1人	0人	1人	1人	1人
財団法人赤尾育英奨学金		3人	0人	1人	1人	0人
松木本興奨学金		3人	2人	1人		
あいりレー奨学金		4人	4人			

資料 2-6-②-B 奨学金受給率（過去4年間）



また、本学は令和元年度に申請開始となった「高等教育の修学支援制度」の認定校 (https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838.htm) となっており、令和2年度より始まった本制度を利用する学生は全体の15%という数値であり、十分な経済的支援を行っているといえる。

エビデンス集

【資料 2-6-2】 - 【資料 2-6-4】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は山間地域にある大学であり、その開放的な敷地や経営母体である身延山久遠寺と隣接するという環境より、仏教精神を学ぶ場として申し分のない学修環境にあるといえる。この点については「大学満足度アンケート調査」等の結果をみてもわかる。特に、学生の学内における満足する点についての項目は、「満足」「やや満足」が全て7割近くに達しており、ハード面・ソフト面の両面においても大学という学修の場として最適な環境である。

これらのアンケート記載内容については、IR室、学修支援室、学務委員会が中心となり、集計・検証され、教授会を通じてHPや各担当部署に報告開示することとなっており、該当部署は協議を行い、改善に努めることとなっている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

各種アンケート調査を既存の紙媒体ではなく、電子化に変更することによって、よりスピーディに学生のニーズに対応していく。

IR室の強化を図り、要望点等に対する具体的な対策を講ずるとともに、より緊密で円滑なシステムを構築していく。

さらに学生の経済的負担を軽減するために各種奨学金の掘り起しを行っていく。

エビデンス集

【資料 2-6-5】

【基準2の自己評価】

本学のアドミッション・ポリシーは本学の使命・目的に基づき具現化されており、それに沿って各種の入学選抜方法が設定されており、適切に実施されている。

また学修支援はカリキュラム・ポリシーに基づく教職協働体制により、A/A制度やオフィスアワーを活用することによって、学生の学修や学生生活に対する手厚い支援を行っている。それらは授業評価アンケートや大学満足度アンケートにフィードバックされ、PDCAサイクルを築いている。

経済的支援に関しては、本学の共鳴教育を根幹として、各種奨学金の充実により行われている。キャリア支援に関しては、教職員が持つ実務経験を遺憾なく学生へと伝えられるよう、教職員と学生の緊密な関係構築が確保されている。

これらの結果として、ディプロマ・ポリシーに基づく就職率は非常に高い数値を維持している。

以上から、基準2「学生」の基準を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では平成 29 年、仏教学部仏教学科・同福祉学科の 2 学科制から仏教学科のみの 1 学科制への仏教学部改組を行った。これに伴い本学の建学の精神である「立正安国の精神」と教育方針である『諸法実相鈔』のこころ、具体的には、「社会貢献、地域貢献、国際貢献」という三つの柱で構成される「教育の三本柱」を重視している。学則第 1 条で定めた建学の精神を達成するため、仏教学部仏教学科と 3 専攻（日蓮学・仏教芸術・福祉学）においてディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を定めた。

これは HP や「履修の手引き」および「大学案内」・リーフレットで学内外に公表され、年度当初の新生・在校生ガイダンスにおいても学生に周知している。

資料 3-1-①-A 身延山大学ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）

仏教学科	・各専攻における講義形式学修、演習形式学習、実践形式学習を良く修め、現代社会における多様な課題に対して、学修した知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現力、コミュニケーション力などの総合力を用いて、発見、分析、解決する力を身につけた人。
日蓮学専攻	・仏教学・仏教史・日蓮教学・日蓮教団史の専門知識を学修し仏教者として総合的・多角的な知識を身につけた人。 ・実践形式科目を学習し、日蓮宗僧侶として布教現場に即応学できる力を身につけた人。
仏教芸術専攻	・現代的な仏教学を基とし、伝統的仏教芸術を中心とする「広義の仏教学」を身につけた人。 ・仏像彫刻・修復、博物館学を学び、文化や美術の保存・発展に寄与できる総合力を身につけた人。
福祉学専攻	・社会福祉や法制度の意義を理解し、人権尊重の立場に立って、利用者の全体を通じた支援ができる力を身につけた人。 ・地域福祉の諸問題を発見し、協働して解決できる力を身につけた人。

エビデンス集

【資料 3-1-1】 - 【資料 3-1-6】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では教育方針に基づき、学科および専攻毎のカリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーを定め、所定の卒業要件を満たした学生に学位を授与することとしている。

本学の単位認定基準は学則第 21 条に「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。」、同 22 条に「試験等の評価は、S、A、B、C、D で表し、C 以上を合格とする。」と定めており、各担当教員が本学のディプロマ・ポリシーを踏まえて評価を行っている。

卒業認定基準は同 28 条に「本学を卒業するためには、学生は 4 年以上在学し、履修方法手引きにより、124 単位以上を修得しなければならない。」と定めており、また同 29 条に「本学に 4 年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の意見を参考として、学長が卒業を認定する。」と定めており、詳細については「履修の手引き」に明示している。

各授業科目のシラバスには成績評価（方法・基準）、テストや授業への取り組み、レポート提出の割合等も明示しているため、学生が学修計画を立てやすくなっている。

また、進級基準においては休学しない限り 4 年次まで進級することができ、単位認定および卒業認定は、学務委員会にて協議の後、教授会にて認定される。

なお、在学生には年度当初のガイダンスにおいて「履修の手引き」を用いて、ディプロマ・ポリシーおよび単位認定基準・卒業認定基準・履修の方法等を説明しており、HP でも公表している。

エビデンス集

【資料 3-1-7】 - 【資料 3-1-10】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学では、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえ、専攻ごとに教育課程を体系的に編成している。

本学の単位認定、進級基準および卒業認定については学則第 21 条、同 22 条、同 28 条、同 29 条および「履修の手引き」に明示している。これについては学務委員会において協議の上、教授会での審議を経ることで公正に認定を行っている。

3-1-③- i 成績評価と学修評価 GPA (Grade Point Average) 制度

本学では平成 26 年度より GPA 制度を導入し、成績の評定を S・A・B・C・D の 5 段階で行っている。成績を平均化した GPA 制度を導入することにより、従来の 4 段階評価から 5 段階評価（特に従来の「優」を「秀 (S)」と「優 (A)」に細分化）となり、よりきめ細かな成績評価を行うことができるようになった。これにより学修の到達度が一層明確になり、学生自身の学修を動機付け、履修支援を行う際の見直しとなっている。

また、この GPA 制度に基づき平成 27 年度より変動型 CAP 制度を導入し、相互に連動させている。

資料 3-1-③- i -A 成績区分と評価内容、GP

評価区分	評定記号と評価内容	GP	旧評価
100-90 点	S (秀) : 特に優れた成績である	4	A
89-80 点	A (優) : 優れた成績である	3	
79-70 点	B (良) : 概ね妥当な成績である	2	B
69-60 点	C (可) : 合格に必要な最低限度を満たした成績である	1	C
59-0 点	D (不可) : 合格には至らない成績である	0	D
-	N : 単位認定科目であり、GPA 計算対象外である	なし	-

3-1-③- ii 変動型 CAP 制度 (履修制限)

本学では平成 27 年度より、学生が学力に応じた十分な学修時間を確保するため、履修登録可能な単位数の上限について、学期ごとの成績 (GPA) により 4 段階に上下する変動型 CAP 制度を採用した。

この制度を導入した背景には、1、2 年次の学生が単位を多く履修して、予習・復習も不十分なまま授業に臨み、どの科目も理解不十分となってしまった上、途中で履修を放棄する事例が多く見られたことがある。本学では GPA を基にして、変動型 CAP 制度により履修可能な単位数の上限を設定することで、自らの成績状況を理解し、学修内容に応じて学修時間を確保することで、学生自身が学修に能動的に関わることができる。

また GPA の数値は、IR 室において専攻別、学年別、住居別、入学からの現在までの GPA 数値等、あらゆる角度から検証されている。これを基に学務委員会において個々の学生に対する学習指導方法が検討され、A/A や保護者、学修支援担当者を通じて、該当学生への履修支援が行われている。

なお、新入生 (1 年生・編入生)・休学生や病気欠席等のやむを得ない事由により、その学期の全ての授業科目を履修できなかった場合、次学期の上限単位数は GPA と関係なく基準値の 24 単位となる。ただし、資格取得のための単位数については制限がない。

資料 3-1-③- ii -A 本学の最低履修単位数

学年	学期	履修可能単位数	最低履修単位数	資格取得のための単位数
第 1 学年	前期	前学期の GPA により各自異なる 基準値は 24 単位	指定なし	制限なし
	後期			
第 2 学年	前期			
	後期			
第 3 学年	前期			
	後期			
第 4 学年	前期	4 単位 (卒業論文を含む)		
	後期			
	* 後期に履修可能単位数以外に卒業論文 (4 単位) を履修することも可能です			

合計		124 単位	
卒業基準単位	124 単位	124 単位	

資料 3-1-③-ii-B 本学の最低履修単位数変動型 CAP 制度（履修制限）

ランク	前学期の GPA	履修可能単位数
S ランク	3.0 以上	28
A ランク	2.5 以上 3.0 未満	26
B ランク	1.5 以上 2.5 未満	24（基準値）
C ランク	1.5 未満（履修支援対象者）	18

3-1-③-iii 進級基準

本学では進級基準を設けていないため、休学した場合を除き 4 年次まで進級することができる。

3-1-③-iv 卒業認定基準

本学の卒業認定基準は学則第 28 条、同 29 条に 124 単位を修得することが明示されている。これについては学務委員会にて協議し、教授会で認定している。

また、年度当初の新生・在校生ガイダンスにて「履修の手引き」を用い履修の方法を説明する際、ディプロマ・ポリシーおよび単位認定基準・卒業認定基準についても説明を行っており、これについては本学 HP でも公表している。

3-1-③-v 入学前の既修単位の認定

入学前の既修単位の認定、編入学者の単位認定等については学則第 12 条、同 23 条で 60 単位を超えない範囲で認定することが明示されている。

本学への編入学等を希望する者は、他大学等において修得した既修単位数と科目名等が確認できる証明書を入試事務室に提出することとなっている。これにより学務委員会での審議を経て、教授会で既修単位が認定されている。

3-1-③-vi 高大連携授業の単位認定

本学附属高校である身延山高等学校との高大連携授業で単位を認められた学生は、「高大連携事業の単位認定」として、本学入学後に本人からの申請により 1 単位が認められる。

これについては学則別表 1 およびシラバスで明示されている。

エビデンス集

【資料 3-1-11】 - 【資料 3-1-14】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

学生に対して学修の向上を促していくため、学則第 1 条の教育目的に即した教育課程の検証や見直しを各専攻や教職員で継続的に行っていく。

また、令和 2 年度は平成 29 年度仏教学部改組による仏教学科 3 専攻制の完成年度であり、

各専攻で4年間の振り返りおよび検証を行っていく。

平成27年度より導入したGPA制度については、学務委員会とIR室との連携により学生の学習指導に成果をあげているが、今後は「より厳格な成績評価」と「学生個々の学習の向上」を目的として、成績評価の在り方について全学的に議論を重ねていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

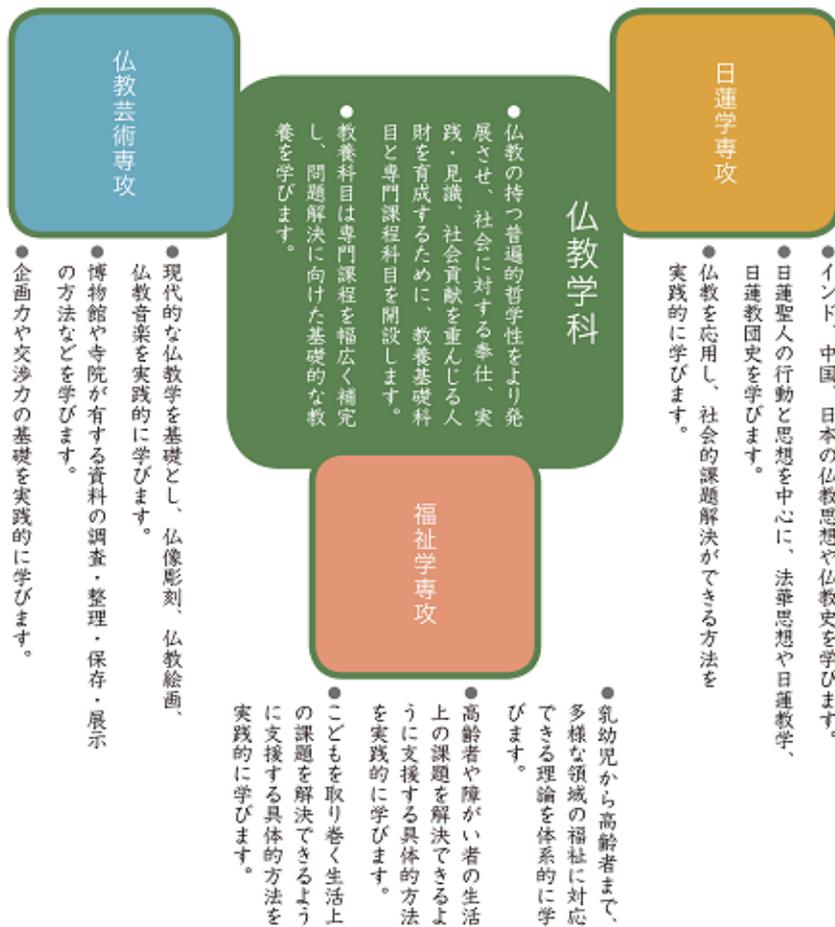
本学では学則第1条で定めた建学の精神である「立正安国」の精神に基づく教育目的を達成するため、ディプロマ・ポリシーで定められている各種の能力・学問・知識を在学中の学びをとおして学生が修得できるよう、仏教学科と各専攻にカリキュラム・ポリシーが策定されている。

カリキュラム・ポリシーの策定においては各専攻の必修科目と選択科目の区分を再確認し、教育課程の体系化を図り、カリキュラムツリーおよび講義科目のナンバリングを策定した。特に福祉学専攻においては法令に沿った科目を留意しつつ教育課程の体系化を図った。

平成27年度からは、仏教学部改組により仏教学科設置科目の見直しを行い、新教育課程を編成した。これにより、仏教学科3専攻の新カリキュラム・ポリシーと教育課程が整った。平成29年度からは全面改訂された新・旧教育課程の精査を行い、在校生に不利益が生じないように留意しながら、カリキュラム・ポリシーに則った教育内容の質の充実に努めた。令和元年度も旧教育課程と新教育課程の併存や移行について学生への不利益が生じないよう検討を重ねている。

なお、在学生には「履修の手引き」やHPで、入学希望者には大学案内・リーフレット・本学HPおよび入試要項で周知している。

資料 3-2-①-A 身延山大学カリキュラム・ポリシー（教育課程に関する方針）



身延山大学仏教学部仏教学科では、建学の精神「立正安国」（教育理念）に基づき、高い専門性をもった人財を養成します。

仏教学科に専門課程として日蓮学専攻・仏教芸術専攻・福祉学専攻の3専攻を設置し、以下のような方針に基づいて教育課程（カリキュラム）を編成しています。

エビデンス集

【資料 3-2-1】 - 【資料 3-2-6】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーは、3-1-①で述べたディプロマ・ポリシーで定められている各種の能力・学問・知識を、在学中の学びをとおして学生が修得できるよう、仏教学科と各専攻にカリキュラム・ポリシーが策定されている。

仏教学科のカリキュラム・ポリシーは次のように定められている。

- (1) 仏教の持つ普遍的哲学性をより発展させ、社会に対する奉仕、実践・見識、社会貢献を重んじる人財を育成するために、教養基礎科目と専門課程科目を開設します。
- (2) 教養科目は専門性を幅広く補完し、問題解決に向けた基礎的な教養を学びます。

これに加えて日蓮学・福祉学・仏教芸術の各専攻にもカリキュラム・ポリシーを策定し、それぞれのディプロマ・ポリシーで定められている各種の能力・学問・知識を在学中の学びを通して学生が修得できるようにした。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性については学務委員会と教授会において検証している。カリキュラム・ポリシーに基づいた講義により、学生が講義目標・到達点に達することが出来るかについては常に検証を重ねている。

例えば平成 30 年度には、学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて第 3 年次必修科目で

ある「ゼミナールⅠ・Ⅱ」について、学生のニーズに応える形で前期・後期での担当教員変更をした。これは事前に「ゼミナールⅠ・Ⅱ研究分野希望調査」を実施し、この結果を基としてゼミナール編成を行った。これにより、学生の希望する研究内容に合致する教員が教授するためである。

また3年次編入生には「編入生ゼミナール」を設置している。これは本学編入学前の教育機関において専門分野の異なる教育を受けた編入生が、速やかに本学の専門課程を履修できるようにするためである。

これらはディプロマ・ポリシーに基づく卒業認定基準の明確化をするものであり、また厳正な適用を目的としている。

エビデンス集

【資料 3-2-7】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学ではカリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程を各専攻に体系的に編成している。それぞれの専攻ごとに高い専門性を修得できるよう、教養科目・専門基礎科目・専門科目を体系的に編成し、講義・演習・実技・実習を適切に配置している

また、主専攻制と副専攻制からなる本学のカリキュラムは、より広範囲に深く学修することができ、各専攻における多くの資格も体系的に取得できるように編成している。

それぞれの育成する人材像に沿った教育内容であるか、各専攻会議では継続的に検証を重ね、その結果は学務委員会を経て教授会において審議して、次年度以降の教育課程の体系的な編成に反映している。

3-2-③-i カリキュラムツリーについて

本学では各専攻の教育目標およびディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラムツリーでどの授業科目が連携し、年次配当しているかを体系的に明示している。これは本学HPで公表しており、基礎科目・専門基礎科目・専門科目の関連性や履修順序を学生に示すことで、履修上の資助としている。

3-2-③-ii シラバス（講義概要）について

シラバスの記載項目は「授業の目的・ねらい／授業全体の内容の概要」「授業修了時の達成課題（到達目標）」「授業方法（フィードバックの内容）」「授業外学修の方法（時間数）」「成績評価（方法・基準）」「授業計画（各回の授業内容）」「教科書・参考書」「学生へのメッセージ」「オフィスアワー」「実務経験」となっており、学生が履修する講義の概要が説明されている。毎年、シラバス委員が講義を担当する全教員（専任非常勤を含む）にシラバスの執筆を依頼し、本学HPから入力している。

学生は4月1日からHP上に公表されているシラバスにより、当年度の授業の履修計画を立てている。

3-2-③-iii 変動型CAP制度（履修制限）

3-1-③-iiでも述べたとおり、本学では学生が学力に応じた十分な学修時間を確保するた

め、履修登録可能な単位数の上限について、学期ごとの成績（GPA）により4段階に上下する変動型CAP制度を採用している。

本学ではGPAを基にして、変動型CAP制度により履修可能な単位数の上限を設定することで、自らの成績状況を理解し、学修内容に応じて学修時間を確保することで、学生自身が学修に能動的に関わることができる。GPAの数値は、IR室において専攻別、学年別、住居別、入学からの現在までのGPA数値等、あらゆる角度から検証されており、これを基に学務委員会において個々の学生に対する学習指導方法が検討され、A/Aや保護者、学修支援担当者を通じて、該当学生への履修支援が行われている。

なお、新入生（1年生・編入生）・休学生や病欠欠席等のやむを得ない事由により、その学期の全ての授業科目を履修できなかった場合、次学期の上限単位数はGPAと関係なく基準値の24単位となる。ただし、資格取得のための単位数については制限がない。

3-2-③-iv 月別予定表・学年暦・教育内容自己評価

全学生に月別予定表・学年暦を配布して、講義日・休日を明確にして15回または30回の授業回数を確保している。また、休講した教員には補講を義務づけており、各種資格の実習時間については法令に基づいて時間数を確保し、単位認定における学習時間の厳格化に取り組んでいる。

また、前期・後期それぞれの終了時に、専任・非常勤を問わず各教員に「教育内容自己評価表」を授業科目ごとに提出してもらうことで、適切な授業回数の確保と授業内容の振り返りを行っている。

エビデンス集

【資料3-1-8】 - 【資料3-2-10】

3-2-④ 教養教育の実施

本学では仏教学科のカリキュラム・ポリシーで、教養教育について「教養科目は専門性を幅広く補完し、問題解決に向けた基礎的な教養を学びます。」と明示している。

これに基づき、本学のディプロマ・ポリシーにあげられている各種の能力・学問・知識の修得を補完するべく、教養教育を実施している。

現在、教養教育については平成29年に設置された教養専門会議において教養教育について検証し、教養教育の授業科目の編成、教養教育の点検評価、教養教育および専門教育の有機的連携、大学導入教育の検証・審議を行い、改善および要望事項は委員会や教授会に提案している。

教養教育は全専攻に共通する「基礎科目」の中に教養科目一覧を列挙して、20単位以上を取得するよう「履修の手引き」で定めている。適切な区分で必要な授業科目を配置しており、専門科目を学修する前の基礎的な資質と教養を身に付けるため必要な内容となっている。

特に大学への導入教育として「基礎ゼミⅠ」、「基礎ゼミⅡ」を必修科目として取り入れている。これらの科目は、本学の教養教育における初年次教育の軸となっている。大学生として最低限必要な学力（読み、理解し、考え、表現する）を身につけるとともに、自主的学習態度を培い、個性と主体性を育み、そして教員と学生、さらには学生相互の人格的

交流・錬磨の場とすることを目的としている。「基礎ゼミⅠ」では、基礎的なスキルを身につけること、「基礎ゼミⅡ」では応用的なスキルを身につけることを到達目標としている。

また、社会連携委員会と連携し、外部講師を招いて公開講演会を実施している。これにより、社会に貢献できる人間養成教育の一環とし、学生が社会貢献の方法・役割を身につけるサポートを行っている。

エビデンス集

【資料 3-2-11】 - 【資料 3-2-12】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

ファカルティ&スタッフディベロップメント委員会（以下、FD・SD委員会）による、前期・後期各1回実施される授業評価アンケートや授業参観、FD・SD研修会およびAL等により、授業内容や教授方法の開発や研究を行っている。

3-2-⑤-i GPA

GPAの数値は、IR室において専攻別、学年別、住居別、入学から現在までのGPA数値等、あらゆる角度から検証されている。これを基に学務委員会において個々の学生に対する学習指導方法が検討され、A/Aや保護者、学修支援担当者を通じて、該当学生への履修支援が行われている。

3-2-⑤-ii アクティブ・ラーニングとラーニング・コモンズ

AL等授業内容・方法については、シラバスで「双方向講義である」、「学外活動（実習等）を行う」ことを明示し、現代社会に即したICT機器や視聴覚機器を積極的に利用している。

本学では私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金（平成26-28年度）によりICT機器やタブレット端末（iPad）を導入し、タブレット端末については希望する全学生に貸与している。

演習系科目においては学生主体の授業を展開している。この中では学生がタブレット端末を使い発表する機会を増やし、プレゼンテーション力の向上に努めている。

また、前述した補助金を受けて、AL用に4教室、ディベートルームとして1教室、ラーニング・コモンズ（以下、LC）として学生ラウンジと図書館2階閲覧室をそれぞれ整備している。LC用PCの貸出頻度は高く、学生のプレゼンテーション力の向上や授業の事前学習等に成果を上げている。

また、FD・SD委員会と連携し、教職員向けにICT機器に関する研修会を複数回開催する等、教授方法の改善に努めている。

3-2-⑤-iii 授業参観

教授方法の工夫・開発と効果的な実施に関しては、ALおよび双方向的授業を啓発することを目的に、FD・SD委員会が平成26年度より授業参観（公開授業）を開催している。

平成29年度からは、これまで別々に開催してきたAL公開授業と教員相互の授業参観も併せ、授業参観として開催している。

資料3-2-⑤-iii-A 授業参観開催状況

平成27年度	授業参観 (教員相互の授業参観)	12月14日(月) - 18日(金)の5日間	全授業
	授業参観 (AL公開授業)	平成28年1月7日(水)	日蓮宗の歴史資料
平成28年度	授業参観 (教員相互の授業参観)	5月23日(月) - 27日(金)の5日間	全授業
	授業参観 (AL公開授業)	12月6日(火)	保育原理
平成29年度	授業参観 (AL公開授業)	平成30年1月29日(月)	仏教学概論(仏教 思想の基礎知識)
平成30年度	授業参観	6月26日(火)	ビハーラ講座
令和元年度	授業参観	7月9日(火)	ビハーラ講座

3-2-⑤-iv 授業評価アンケート

教授方法の改善を進めるための組織体制として、FD・SD委員会が学生による授業評価アンケートを年2回(前期1回、後期1回)実施してその結果を集約し、各教員にフィードバックしている。

各教員はその結果を受けて自身の教授方法の改善に活用している。また、「問題点」、「改善点」等を振り返り、自己評価としてFD・SD委員会に提出している。この内容をもとにFD・SD委員会としても、次年度の授業内容を改善するよう、各教員に要請するとともに、必要に応じてFD・SD委員長が学長に報告する体制を構築している。

エビデンス集

【資料3-2-13】 - 【資料3-2-16】

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

本学では各専攻に3つのポリシーを策定し、それぞれの教育課程が体系的に編成されている。また、本学は僧侶育成・仏教芸術の後継者育成および福祉の従事者の育成と、専門性が高い人材の育成を行っており、令和2年度には仏教学部改組の完成年度を迎えた。

これらを踏まえ、再度現代社会に即し、3つのポリシーに沿った教育課程の編成が行われているか、人材の育成が行われているかを再検証し、基礎科目・専門基礎科目・専門科目の編成の見直しを行っていく。

また、FD・SD委員会と他の委員会との連携をより緊密化し、FD・SD委員会で実施している授業参観や授業評価アンケートおよび教員自己評価の内容を、他の委員会でも検証する等して活用し、教職協働で各種課題の解決を図っていく。

ICT機器や視聴覚機器への対応が今後もさらに求められていくことに対応し、これらを活用した教授方法および教職員の資質の向上を図っていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行う組織体として、FD・SD委員会、学務委員会、学修支援室、IR室があり、それぞれ連携して活動している。

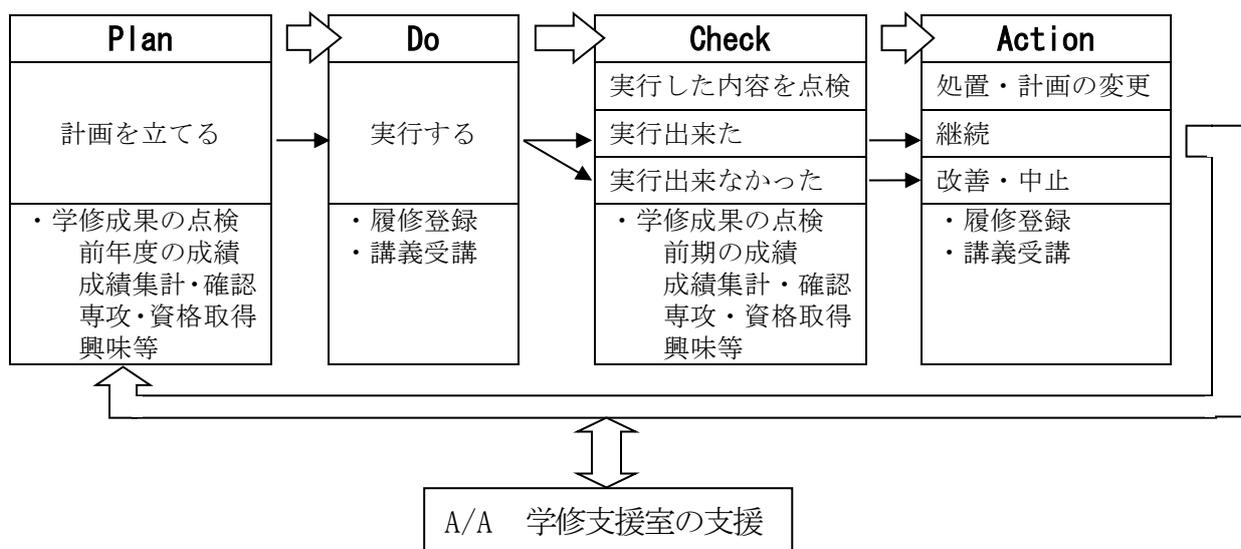
また、学生については後述する学生ポートフォリオを用いて、本学の学修支援体制（資料 3-3-①-A 参照）に基づき、A/A等による支援により改善を促すように努めている。

3-3-①-i 本学の学修支援体制（PDCA サイクル）

本学ではPDCAサイクルの手法を取り入れた学修支援体制を構築している。新生は、専攻・資格取得・興味の有無等を考慮し、在校生は「前年度までの成績」「前学期の成績」「教学系 IR データ」「学生ポートフォリオ」を参照する等して履修計画を立てている。学生は、A/A、学修支援室による相談→助言→支援→指導を基にして履修計画を作成し、講義を受講している（資料 3-3-①-i-A 参照）。このPDCAサイクルを入学から卒業まで繰り返して行うことにより（スパイラルアップ）学習成果の向上に努めている。

なお、僧道教育を行う本学「行学寮」・身延山久遠寺「本院寮」に所属する学生は、それぞれ寮監も指導に加わっている

資料 3-3-①-i-A 学修支援体制（PDCA サイクル）



3-3-①-ii 教学 IR におけるデータ検証

教授会に報告される GPA 数値は、まず IR 室会議にて専攻別、学年別・住居別・入学から現在までの GPA 数値等、あらゆる角度から検証される。この結果を基に、個々の学生に対する学修支援方法が学務委員会にて検討され、教授会にて決定し、A/A、学修支援室、必要に応じて保護者等も含め、該当学生の学修支援が行われている。

3-3-①-iii 学生ポートフォリオ

学生ポートフォリオは前期および後期授業開始当初に、PDCA サイクルに基づき個々の学生が将来の目標を立て、取り組みを記入している。これは大学事務室に提出され、A/A が検証を行っている。

なお、学生ポートフォリオに記入されている学修成果、就職への取り組み、学生の意識調査および資格取得状況等の各種内容については、学修支援にも活かされている。

3-3-①-iv 大学満足度アンケート

本学では学修支援室が毎年度 6 月に 1 年次、1 月に全学生対象の大学満足度アンケートを実施している。

その結果を集計し、改善点・要望等、学生からの意見を把握した上で、資料としてまとめている。これを学務委員会に報告し、内容について協議の後、教授会に報告している。

また、学生から寄せられた改善点・要望等は、各種委員会・担当部署ごとにまとめ、それぞれに改善を依頼している。

3-3-①-v 卒業生アンケート

本学では、平成 27 年に仏教学部 1 期-17 期卒業生卒業生を対象として「身延山大学仏教学部卒業生動向調査アンケート」を実施した。これは、本学の教育体制の再検討を行う情報を把握する目的で、仏教学部が主体となり行った調査である。この調査結果は、平成 29 年度大学案内に反映され、併せて仏教学部改組の際の検討資料として活用されている。

エビデンス集

【資料 3-3-1】 - 【資料 3-3-5】

3-3-② 教育内容・方法および学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

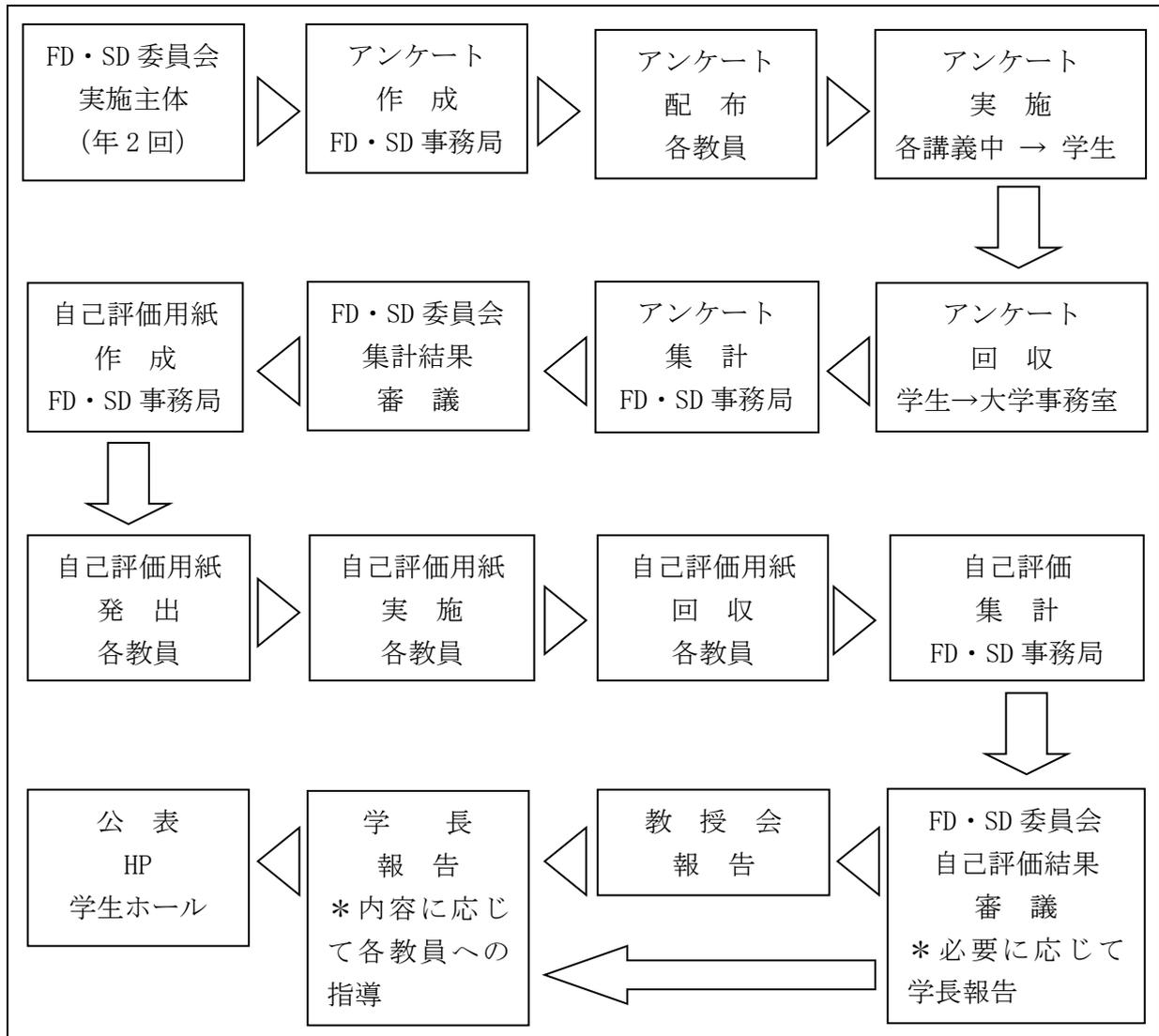
本学では FD・SD 委員会が学生による授業評価アンケートを前期 1 回、後期 1 回実施している。この結果を各教員にフィードバックすることにより、担当する授業が教育目的を達成できているかどうかを判断する一助としている。

各教員はその結果を受けて自己評価を行っている。「問題点」「改善点」「要望」等を振り返り、自己評価として FD・SD 委員会に提出している。FD・SD 委員会としても必要に応じて次年度の授業内容を改善するよう、各教員に要請している。それでも改善がみられない教員に対しては、学長から直接改善を行うように指導する体制を構築している。

なお、アンケートの集計結果および各教員より提出された自己評価結果については、HP に掲載（学内関係者のみ閲覧可能）するとともに、学生ホールにファイルを設置すること

により公表している。

資料 3-3-②-A 授業評価アンケートの流れ



エビデンス集

【資料 3-3-6】

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では授業評価アンケートを前期1回、後期1回実施しており、この集計結果を受けての教員自己評価も行っており、結果の公表も行っている。

この結果についてはFD・SD委員会から各教員間のみならず、今後はFD・SD委員会と他の委員会との連携をより緊密化し、授業評価アンケートおよび教員自己評価の結果や内容を、他の委員会でも検証する等して活用し、教職協働で各種課題の解決を図っていく。

大学満足度アンケートについても、現在は学生から寄せられた改善点・要望等は、各種委員会・担当部署ごとにまとめ、それぞれに改善を依頼しているが、今後は大学が具体的にどのように対応したのかを学生に明確に伝えるための仕組みを構築していく。

【基準3の自己評価】

本学は、建学の精神に基づき、社会に有為な人材育成をすることを教育目的として定め、この目的を実現するために、「奉仕（給仕）と貢献・実践（行法）・智慧（学問）」という三つの柱をさらに発展させた「社会貢献、地域貢献、国際貢献」の新たな「教育の三本柱」に則り、仏教学部仏教学科および各専攻においてディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を定めている。このディプロマ・ポリシーに基づいて、カリキュラム・ポリシーを定めており、これに沿った教育課程を編成している。

単位認定、卒業判定については、学則に準拠し、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに基づいて、GPA 制度を活用して変動型 CAP 制度等を運用した客観的なデータを用い教授会で審議され、公正に評価している。

教授方法の工夫および教育目的の達成状況の検証については、FD・SD 委員会で実施している授業評価アンケートおよび教員自己評価を活用し、併せて IR 室における学生の成績、出欠状況、教員の成績評価に対する分析、A/A、学修支援室による学生ポートフォリオの活用等を通じて、教育内容や方法の改善に努めるとともに、PDCA サイクルに則りさらなる教育課程充実のための検討を重ねている。

以上から、基準3「教育課程」の基準は満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学則第 39 条は、学長の大学運営に関する権限および責任を明記している。そして学長が適切なリーダーシップによる指導力と統率力を発揮するため、教育、研究、その他必要な分野に関して学長を助け、命を受けて校務を司る役職として、平成 29 年より学長を補佐、代務する副学長の制度を整備した。

かつ、副学長は、学長から諮問された事案について審議し、答申する組織として、身延山大学学長諮問会議（以下、学長諮問会議）の招集者として、学長の意思決定のスピードアップと適切な教学マネジメントを実行している。

学長諮問会議は、令和元年度では 2 回開催され、教育課程に直結する内容を協議し諮問に答えた。

学内の諸情報を統括するため、学長直轄組織として平成 30 年より IR 室を新設し、同じく平成 30 年より従来の情報管理委員会を改めて、新たに情報管理室を設けている。

令和元年度より、理事長が学長を兼務する理事長＝学長兼務体制を敷き、これにより、法人と大学の関係がより強固になった。

また、理事長は学園への経営母体である身延山久遠寺の責任役員であり、身延山運営の実行責任者でもあることから、身延山久遠寺と本学園の関係も、より一層強固なものにすることができた。

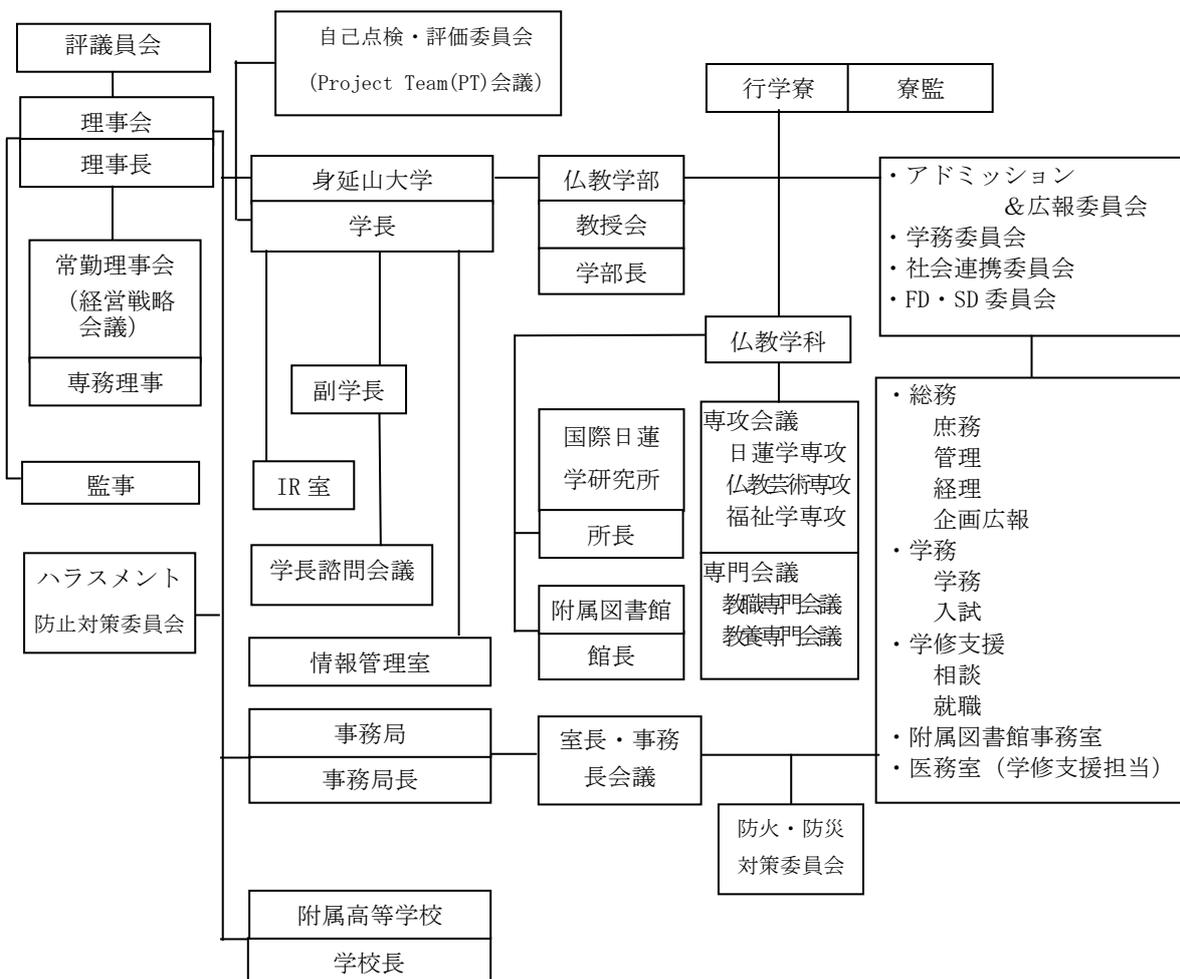
理事長が学長を兼務することにより、学長としての業務を圧迫することも懸念されるが、平成 29 年度に改正施行された本学学則第 40 条により、学長を助け、命を受けて校務を司るため副学長制を設置したことにより、懸念は払拭され、学長のリーダーシップを発揮しやすい体制となった。

また、平成 29 年度に福祉学科は新入学生の募集を停止し、令和元年度末をもって廃止され、仏教学科の 1 学科のみとする仏教学部改組も、学長の適切なリーダーシップにより順調に執行できた。

エビデンス集

【資料 4-1-1】 - 【資料 4-1-6】

資料 4-1-①-A 学校法人身延山学園運営組織図（令和 2 年 5 月 1 日現在）



4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

令和元年度から始まった理事長と学長の兼務体制による権限の集中化の懸念は、前項にも触れたとおり、学校教育法 92 条・同施行規則 143 条・大学設置基準 13 条の 2 の改定に伴い、身延山大学学則第 40 条を整備し、平成 29 年度に副学長制を定めていたので、学長との連携と同時に、実効的な権限の分散と責任の明確化は適切なものとして順調に働いている。

現在、副学長は学則第 40 条の 2 により、教授 1 名が任じられている。副学長の職務として「身延山大学副学長に関する規程」第 2 条により、学長の命を受けて大学運営に関する権限および責任を得ている。

本学は寄附行為に示した「教授会に関する規程は、別に定める」に基づき、学校教育法第 93 条・学則 38 条・「身延山大学教授会規程」（以下、教授会規程）に定める教授会は、定例会議および学長の必要と認めた場合に臨時会議を適切に行い、令和元年度は定例 11 回・臨時 7 回の開催を数え、時機を逃すことなく適切に審議した。

教授会の組織は教授会規程第 2 条に、任務は教授会規程第 3 条の定めた事項について審議し、学長に意見を述べるとともに教員人事と経営に関連する事項に関しては、教授会の審議を経た意見を学長に述べた上、学長はその意見を参考として理事会に具申している。

教授会の運営は教授会規程第4条、第5条、第6条に則り、原則毎月1回の定例会議の他、学長の必要と認めた場合や教授会構成員の1/3以上の要求によって臨時会議を開催し、規程に定める案件につき適切な審議を行い、教授会出席者の可否によって決すとして、権限と責任を明確にした。

本学では教授会規程第7条に基づき、以下の委員会を編成している。

(1) 学務委員会

教育課程、試験・単位の認定及び卒業、時間割・学年暦及び年間計画、科目等履修生及び聴講生、厚生補導、奨学生、褒章及び懲罰、学修支援、行学寮、その他、委員会が必要と認めることに関する事項を審議する。

(2) アドミッション&広報委員会

学生受け入れの基本事項、入学試験、入学者選抜方法、学生募集、大学の広報、その他に関する事項を審議する。

(3) 社会連携委員会

生涯学習、地域社会との連携、大学間協力、国外の大学・研究機関等との学生交流および学術交流、留学生の受け入れと学修支援、本学学生の留学支援、その他、本学の社会貢献、国際交流に関する事項を審議する。

(4) ファカルティ&スタッフディベロップメント（以下、FD・SD）委員会

FD・SD活動の企画、FD・SD活動の実施計画の立案、FD・SD活動の評価、FD・SD活動に関する情報の収集と提供、その他、学長の諮問することに関する事項を審議し、決定事項を実施する。

各委員会は原則月1回開催し、必要に応じて臨時会の開催およびメール会議を開催して定められた事項を審議し、決定事項を実行している。

なお、平成29年度第4回理事会における規程改正の結果、従来は教員のみが委員に任命されていたものを職員も委員となるように変更し、教職協働体制を構築している。

委員会における審議結果は教授会に上申または報告され、必要に応じて審議される。学長はその結果を受けて理事会・評議員会に上申する。

エビデンス集

【資料4-1-7】 - 【資料4-1-17】

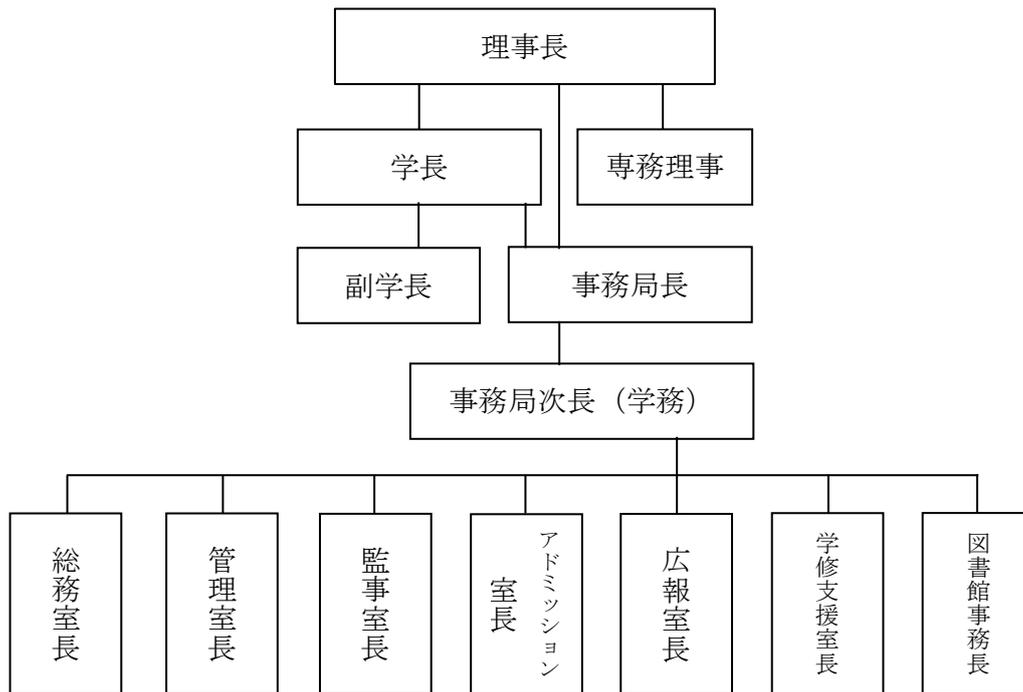
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

学園事務・大学事務の運営は事務局により「学校法人身延山大学事務分掌規程」（以下、分掌規程）に則って執行され、職員に関する職制および責任は、分掌規程に定められたそれぞれの責任と権限に基づき、所掌事務を分掌している。

事務局は「学校法人身延山学園管理職規程」（以下、管理職規程）第5条に則り理事長、専務理事の命を受け、事務局長が統括している。

事務局の組織は以下の図の通りである。

資料 4-1-③-A 身延山大学事務組織図（令和 2 年 5 月 1 日現在）



* 各室長の下に主任・副主任を置く

理事長兼学長体制と専務理事の命により、業務執行については、「学校法人身延山学園事務連絡会規程」に基づき開催される室長・事務長会議において検討、実施され、職員に具体的な指示を与えるとともに、教授会・理事会の決定事項が速やかに業務に反映される仕組みとなっている。

平成 27 年度には職員の大規模な人事異動を行い、教育研究活動の充実の一端を担う事務における各々の職務意識および責任感の向上と、相互の業務理解が深まり、その後も効果的な人事異動を行うことで、適切な配置と役割の明確化を一層促し、教学のマネジメントの機能性を高めている。

さらに本学は、平成 29 年度第 4 回理事会において、身延山大学組織改革の目的として、

- (1) 教職員の時間負担減
- (2) スピード感のある実効性
- (3) 教職員の垣根を超えた協働体制
- (4) 課題即答体制の確立

を掲げて、組織図および関係する諸規程の変更が承認されたことにより、大学事務組織の改組を実施した。

令和 2 年 5 月 1 日現在、本学の事務職員は全体で、専任 11 名、嘱託 7 名、非常勤 2 名、合計 20 名の構成となる。少人数であるためコミュニケーションは取りやすく、また、指示の伝達も早く管理機能は円滑である。

資料 4-1-③-B 身延山大学職員数（令和 2 年 5 月 1 日現在）

職種	性別	専任職員	嘱託職員	非常勤職員	合計
事務系	男	7	1	0	8
	女	4	2	1	7
医療系	男	0	0	0	0
	女	0	1	0	1
その他	男	0	3	0	3
	女	0	0	1	1
合計		11	7	2	20

エビデンス集

【資料 4-1-18】 - 【資料 4-1-21】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

身延山大学組織改革の一環として大学事務組織の改組を平成 29 年度に試行し、平成 30 年度より実施しているが、改革の骨子である「スピード感のある実効性」と「課題即答体制の確立」を果たすため、委員会をセンター化する等のさらなる組織改革を図る。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇進等による教員の確保と配置

本学は平成 29 年度に仏教学部の改組を実施し、従来の仏教学科、福祉学科の 2 学科から福祉学科を廃止して仏教学科の 1 学科とし、仏教学科の中に日蓮学、仏教芸術、福祉学の 3 専攻を配置した。新仏教学科の各専攻に配される教員の割振りに関する審議は、最終的に平成 29 年 3 月に開かれた、平成 28 年度第 11 回定例教授会において決定した。新仏教学科の専攻ごとの教員の適正配置や、教育課程の再編成により、専任教員および非常勤教員の担当科目の検証を行い、適正な教員配置が行われたことを確認した。

資料 4-2-①-A 令和 2 年度専任教員数

仏教学部 仏教学科		専任				
		教授	准教授	講師	助教	計
日蓮学専攻	男	4	0	0	1	5
	女	0	0	0	0	0
仏教芸術専攻	男	3	0	1	0	4
	女	0	0	1	0	1
福祉学専攻	男	1	2	1	0	4
	女	2	0	5	0	7
合計		10	2	8	1	21

本学は、1 学年定員 30 名、収容定員 120 名の小規模校ながら、上記の表を見れば明らかのように、専任教員数 21 名、1 教員に対する学生比率は約 6 人であり、少人数教育を最大限に活かして教育目的を達成できる配置となっている。

さらに、専任教員 21 名の中に占める女性教員は約 38%と高く、女子学生の対応にも充分である。専任教員には外国人教員が 2 名在職し、外国語（英語、韓国語）のみならず、全学共通科目（教養系科目）、専門科目も教授している。

このように、教員確保には、それぞれの専門性を考慮に入れながら、大学設置基準に定められた以上の教員を配置している。

本学の教員の採用および昇進については、「身延山大学人事規程」に基づき学長が教授会の意見を参考にして行っている。

先ず本学の教員の採用について、教授会からの新規採用の依頼を受けて、学長が採用の是非を判断の上、「学校法人身延山学園教育職員任用規程」（以下、教育職員任用規程）・「身延山大学就業規則教員特則」・「学校法人身延山学園機関採用教職員任用規程」・「身延山大学特任教員規程」・「身延山大学客員教授規程」に則り、教育課程編成方針を鑑みながら、教員の年齢・専門性を考慮しつつ教育職員任用規程第 7 条に記している諸書類に基づき、同規程第 10 条にある基準に従い候補者を公募する。候補者の書類（複数の場合もある）は教員より意見書を取って教授会にて意見集約を行い、候補者の面接を経て 1 名に絞る。それを再度教授会で審議して意見を聞き、その結果を教授会の意見として学長案が決定し、学長より理事会に提案し、承認の上採用する。

本学の教員の昇進について、9 月頃の教授会において自薦・他薦の昇格請求を実施する。昇格請求申請書類に基づいて教授会で審議し、学長に昇進申請者をあげる。学長は必要であれば学長諮問委員会に懸けて昇進させるかを判断した上で、学長より理事会に提案し、承認の上、昇進させる。

教員の公募に関しては「研究者人材データベース JREC-IN」を利用している。教授歴はもちろんのこと教育研究業績を勘案し、教員の昇格人事を慎重に審議した。

エビデンス集

【資料 4-2-1】 - 【資料 4-2-8】

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員評価、研修、FD活動等の教員の資質・能力の向上に関する取り組みについては、「学校法人身延山学園身延山大学ファカルティ&スタッフディベロップメント委員会規程」（以下、FD・SD委員会規程）により構成されたFD・SD委員会が中心となり行っている。

本学では、FDを大学設置基準第25条の3、教授会規程第3条およびFD・SD委員会規程第1条に基づき、教員の資質向上、組織的な研究と研鑽および大学教育の充実と発展に寄与することを目的として実施している。

FDの具体的な活動としては学生による授業評価アンケート、授業参観（公開授業）およびFD・SD研修会の開催を実施している。なお、実施後、データ類はIR室で整理・分析され、FD・SD委員会で協議して教授会にて報告される。

学生による授業評価アンケートは、教育内容・方法の改善の工夫・開発と効果的な活動を目的として、前期1回、後期1回実施している、その結果を授業担当教員へフィードバックすることにより授業内容の改善を促し、「問題点」、「改善点」等を振り返り、自己評価としてFD・SD委員会に提出している。この内容をもとにFD・SD委員会として、次年度の授業内容を改善するよう、授業担当教員に要請するとともに、必要に応じてFD・SD委員長が学長に報告する体制を構築している。

また、学生に対しても本学HPへの掲載（学内関係者のみ閲覧可能）や、学生ホールにファイルを設置することにより公表している。

授業参観（公開授業）は、教授方法の工夫・開発と効果的な実施、AL、双方向的授業を啓発することを目的に開催している。平成29年度からは、これまで別々に開催してきたAL公開授業と教員相互の授業参観も併せ、授業参観として下表のとおり開催している。

資料 4-2-②-A 授業参観開催状況【平成27年度-令和元年度】

[平成27年度]

平成27年度授業参観（教員相互の授業参観）		平成27年度授業参観（AL公開授業）	
開催日	12月14日（月）-18日（金）	開催日	平成28年1月7日（水）
演題	実施期間中に開講される全授業	演題	「日蓮宗の歴史資料」
参加者	本学教員（専任および非常勤）	参加者	10名（教員9名・職員1名）

[平成28年度]

平成28年度授業参観（教員相互の授業参観）		平成28年度授業参観（AL公開授業）	
開催日	5月23日（月）-27日（金）	開催日	12月6日（火）
演題	実施期間中に開講される全授業	演題	「保育原理」
参加者	本学教員（専任および非常勤）	参加者	6名（教員6名）

[平成29年度]

[平成30年度]

平成29年度授業参観（AL公開授業）		平成30年度授業参観	
開催日	平成30年1月29日（月）	開催日	6月26日（火）
演題	「仏教学概論」	演題	「ビハーラ講座」
参加者	1名（教員1名）	参加者	11名（教員8名・職員3名）

[令和元年度]

令和元年度授業参観	
開催日	令和元年7月9日(火)
演題	「ビハーラ講座」
参加者数	9名(教員9名)

FD・SD研修会は、学内の分掌の壁を越えた教職員の資質の向上、学生への対応を目的として教職員合同で行っている。FD・SD委員会関連の各種資料は、4階会議室に設置した書架に保管し閲覧できるようにしており、教職員に対してFD・SD活動の周知を図っている。

また、事前に案内を各所に掲示するとともに学内メールで教職員に送付し、開催を周知した。事前に研修講師と打ち合わせを行い、配布資料を作成している。研修会実施後、参加者にアンケートの協力を依頼し、結果については報告書を作成し、FD・SD委員会および教授会に報告している。研修会欠席者への対応として、研修会を録画したDVDを作成し、それを視聴の上、アンケートの提出を依頼している。なお、授業参観(公開授業)についても同様の形態を取っている。

資料4-2-②-B FD・SD研修会開催状況【平成27年度-令和元年度】

[平成27年度]

平成27年度第1回FD・SD研修会(前期)		平成27年度第2回FD・SD研修会(後期)	
開催日	平成28年3月24日(水)	開催日	平成28年3月30日(水)
演題	「アクティブ・ラーニング&ラーニング・commons説明会」	演題	「アクティブ・ラーニング&ラーニング・commons説明会」
参加者	17名(教員7名・職員10名)	参加者	13名(教員3名・職員10名)

[平成28年度]

平成28年度第1回FD・SD研修会(前期)		平成28年度第2回FD・SD研修会(後期)	
開催日	9月2日(水)	開催日	平成29年3月23日(木)、29日(水)
演題	「大学教職員としての心構えについて-未来を考え、今、力を発揮するチームとそれを支える個人-」	演題	「アクティブ・ラーニング&ラーニング・commons説明会」
参加者	21名(教員8名・職員13名)	参加者	(1回目)教職員13名(教員3名、職員10名)、(2回目)教職員13名(教員5名、職員8名)

[平成29年度]

平成29年度第1回FD・SD研修会(前期)		平成29年度第2回FD・SD研修会(後期)	
開催日	10月4日(水)	開催日	平成30年1月17日(水)
演題	「科研費の獲得について」	演題	「障がいのある学生への支援」
参加者	25名(教員15名・職員10名)	参加者	32名(教員16名・職員16名)

[平成 30 年度]

平成 30 年度第 1 回 FD・SD 研修会（前期）		平成 30 年度第 2 回 FD・SD 研修会（後期）	
開催日	6 月 20 日（水）	開催日	10 月 31 日（水）
演 題	「大学教育学会第 40 回大会参加報告」	演 題	「障がいのある学生への支援」
参加者	16 名（教員 7 名・職員 9 名）	参加者	23 名（教員 11 名・職員 12 名）

[令和元年度]

令和元年度第 1 回 FD・SD 研修会（前期）		令和元年度第 2 回 FD・SD 研修会（後期）	
開催日	9 月 18 日（水）	開催日	2 月 12 日（水）
演 題	「ハラスメントとは-理解と予防-」	演 題	「安心安全な学園生活をめざして」
参加者	21 名（教員 11 名・職員 10 名）	参加者	25 名（教員 14 名・職員 11 名）

大学教育学会へは FD・SD 委員が参加している。平成 30 年度はこれまで教員のみが参加してきた大学教育学会に事務職員を派遣し、さらに学会参加報告として FD・SD 研修会を開催している。

資料 4-2-②-C 大学教育学会参加状況【平成 27 年度-令和元年度】

[平成 27 年度]

参加なし

[平成 28 年度]

平成 28 年度大学教育学会第 38 回大会	
期日・会場	6 月 11 日（土）-12 日（日）
統一テーマ	「伸びる大学の教育力-成果を出せる大学にはどのような教育力が必要なのか-」

[平成 29 年度]

平成 29 年度大学教育学会 2017 年度課題研究集会	
期日・会場	12 月 2 日（土）-3 日（日）
統一テーマ	「大学教育は“役に立つ”のか」

[平成 30 年度]

平成 30 年度大学教育学会第 40 回大会	
期日・会場	6 月 9 日（土）-10 日（日）
統一テーマ	「AI 時代を生きるための教養教育」

[令和元年度]

令和元年度大学教育学会 2019 年度課題研究集会	
期日・会場	11 月 30 日（土）-12 月 1 日（日）
統一テーマ	「大学、そして学士課程教育で、どのような人材を育成するか-第 4 次産業革命と Society5.0 に向けて-」

また、本学では「学校法人身延山学園身延山大学のサバティカル制度に関する規程」に基づき本学の教育・研究・管理運営の向上に寄与する目的で教職員に対し教職員の職務の全部を一定期間免除し教職員が国内外の教育研究機関等において研究活動に従事することを認めている。

平成 29 年度は 1 名の申請があり、サバティカル制度選考委員会における審議の結果、教授会承認・学長決裁を経て、平成 30 年度後期より半期のサバティカル研修を開始することが承認された。平成 30 年度は応募者が無く、令和元年度は 1 名の応募があり、令和 2 年度前期より半期のサバティカル研修を開始することが承認された。

なお、優れた教育研究および教育支援活動等の業績を挙げた教職員を表彰するため、「学校法人身延山学園教育等優秀職員「梅檀林賞」授賞制度規程」を平成 29 年度制定し、平成 30 年度より施行している。

エビデンス集

【資料 4-2-9】 - 【資料 4-2-12】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

3つのポリシーに従って作られた教育課程の実現のために適正な教員数の確保と高い教授力を有する教員の確保のために現状の制度を見直していく。

教員評価やFD活動等の教員の資質、能力の向上については、FD・SD委員会を中心として実施しているが、今後の課題として

- (1) FD・SD研修会の実施と研修内容の充実および参加率の向上
- (2) 授業参観の実施およびその形態と教育効果の検証
- (3) 教員からの意見、提案を集める手段についての再検討
- (4) 授業評価アンケート・教員自己評価の実施方法・運用および効率化についての再検討
- (5) 報奨制度導入に伴う効果検証および運用方法についての再検討
- (6) サバティカル制度の導入に伴う効果検証および運用方法についての再検討
- (7) LC機器導入における教員・学生の利用状況と教育効果の検証

があり、それらを丹念に検証してゆくことにより、本学FD活動の充実を図る。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

「学校法人身延山学園事務分掌規程」により職員の組織・事務分掌は明確であり、本学職員としての職務職責を果たすことが明記されており、日本私立大学協会・日本学生支援

機構・私学高等教育研究所・大学行政管理学会等、日常業務に即した研修に参加し資質能力の向上、情報交換に取り組んでいる。

また、「学校法人身延山学園事務職員人事規程」第 6 条に「職員としての資質の向上及び事務の能率を図るため、研修を行う」と定めている。これに基づき、教職員合同の FD・SD 研修会に参加し大学職員としての能力および資質向上に努め、さらに、平成 30 年度は教員のみが参加した大学教育学会に事務職員を派遣し、FD・SD 研修会にて報告している。

また、附属図書館においても、佛教図書館協会主催による研修会や、私立大学図書館協会主催によるオンデマンド研修等を受講し、業務改善に資している。

エビデンス集

【資料 4-3-1】 - 【資料 4-3-4】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は小規模校のため職員数が少ないので、職員の多方面におけるさらなる資質向上のため学内外研修の充実を図るとともに、情報の提供および参加を積極的に行う。

特に学外研修においては他大学の職員との交流を図り、他大学の職場環境や職務を学ぶことにより、より本学の資質の向上に寄与するために、今後も学外等の研修会への積極的な参加を行う。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境の整備において、ハード面では、全専任教員に、空調、PC、インターネット環境、本棚等を備えた個別の研究室を割り当て、充実した環境づくりをしている。

ソフト面では、専任教員の研究を支援する目的で、「身延山大学国内研修員に関する規程」、「身延山大学在外研修員に関する規程」、「身延山大学専任教員在外研究に関する規程」、「身延山大学学外教育研究活動等の実施に関する規程」、「学校法人身延山学園身延山大学のサバティカル制度に関する規程」等の制定により、研究の機会を担保している。

平成 30 年度第 1 回定例教授会において、各教員が外部資金（科研費、諸財団法人の助成金、外部受託事業等）をさらに獲得することを依頼した。

令和元年度は、新規採用は 1 件（仏教伝道協会）、継続採用 3 件（科学研究費 1 件、一般財団法人太田慈光会 1 件、日蓮宗 1 件）、研究分担 2 件（科学研究費 2 件）であった。

外部資金等の管理については「身延山大学公的研究費補助金取扱いに関する規程」を定め、適切に管理している。

今後も継続して外部資金獲得に向けた努力を継続し、そのために教員の教育研究活動の

向上に努める取り組み（FD）が必要となる。

また仏教学部予算で平成 26 年度より「出版物支出」予算が新設され、平成 30 年度は仏教学部専任教員に対して出版助成が 1 名（平成 31 年 1 月 9 日付稟議書）申請された。

資料 4-4-①-A 学部出版助成

申請年度	適用年度	件数
平成 26 年度	平成 27 年度	1 件
平成 28 年度	平成 29 年度	2 件
平成 30 年度	令和元年度	1 件

平成 30 年度はサバティカル研修教員 1 名がいたが、本人より取り下げの申請があり、平成 30 年度第 7 回定例教授会にて承認された。令和元年度は 1 名の応募があり、同年度第 5 回定例教授会にて令和 2 年度前期より半期のサバティカル研修を開始することが承認された。

教員の海外研修として、日蓮宗宗門より助成を受けて平成 26 年度、28 年度-30 年度に教員 1 名がアメリカ合衆国ハーバード大学に研究員として短期派遣が命ぜられ、同じく日蓮宗宗門より令和元年 8 月 25 日より令和 2 年 3 月 31 日までの半年間、教員 1 名がアメリカ合衆国ハーバード大学に研究員として派遣が命ぜられた。また、本学の学外研究者受け入れとして、令和元年度は日本学術振興会より海外研究者 1 名を国際日蓮学研究所の研究員として受け入れている。

令和 2 年度から仏教学部予算に個人研究費への助成制度を盛り込んだ。個人研究費だけでは賄いきれないが、研究の進捗が見込まれると予想される研究に対して、年度初めに申請があれば総額 20 万円の範囲で助成金を受けられるようになった。

さらに科学研究費に新規採用となった研究に対して、申請の段階では生じていなかった経費が新たに発覚した事例が令和 2 年度当初に発生した。これについては学長の判断により学長裁量費から支弁された。このように研究体制に対する柔軟かつ効果的な配慮を大学全体で取る仕組みとなっている。

エビデンス集

【資料 4-4-1】 - 【資料 4-4-14】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な適用

学術研究に対する信頼と公正さを確保するため、「学校法人身延山学園身延山大学における教育研究活動に係わる行動規範」、「身延山大学における公的研究費の不正防止計画」、「学校法人身延山学園身延山大学公的研究費補助金取扱いに関する規程」、「身延山大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規程」、「身延山大学における公的研究経費の管理・監査のガイドライン」等の制定により厳正に運用している。

特に公的研究費補助金の取扱いに関しては、単なる伝票処理だけではなく、消耗品や図書等の現物の確認をしながら担当者が検印を行い、さらに所属長の確認を経て法人の経理において処理がなされている。

また、教員の研究活動（社会調査・個人情報を含む研究）に対する対処については、教授会がその研究方法、個人情報の管理、公表の適正さ等について「学校法人身延山学園役員倫理規程」「身延山学園個人情報保護方針について」「学校法人身延山学園身延山大学における教育研究活動に係わる行動規範」に則り審査を行い、可・不可を判断している。

エビデンス集

【資料 4-4-15】 - 【資料 4-4-21】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

個人研究費は、令和 2 年度より研究費（研究旅費含む）として専任教員・特任教員（第 1 種）30 万円、特任教員（第 2 種）2 万円、研究旅費として特任教員（第 2 種）6 万円が配分されている。

研究費については、研究目的のための図書、消耗品、謝金、通信費等に支出される。研究旅費については、学会、講演会、研修会、各種調査等に出張するための旅費等に支出される。

資料 4-4-③-A 個人研究費予算配分表【平成 28 年度-令和 2 年度】 (単位 千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
研究費	2,970	2,800	2,460	2,310	3,880
研究旅費	2,310	2,240	2,100	2,030	
合計	5,280	5,040	4,560	4,340	3,880

*各年度の「研究費の合計」「研究旅費の合計」「合計」の数値

*令和 2 年度より、研究費と研究旅費は分けずに、「合計」だけ表記

資料 4-4-③-B 個人研究費支出実績【平成 26 年度-令和元年度】 (単位 千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
研究費	2,352	2,441	2,165	2,039	1,812
研究旅費	1,391	1,262	1,447	921	1,039
合計	3,743	3,703	3,612	2,960	2,851

令和元年度第 8 回定例教授会において、次年度予算より、20 万円の研究費奨励金を新規に設けた。これは研究の進捗上、個人研究費では必要経費が充分賄えないと判断される研究に対して助成を行う制度である。助成を希望する教員は研究目的、当該年度の活動、それに伴う予想支出、充当見込みの研究費等を明記した申請書を提出し、教授会において審査ののち配分する。なお、複数の申請が出された場合は、申請書に記された目的を基に研究の重要度に応じて配分される。

エビデンス集

【資料 4-4-22】 - 【資料 4-4-24】

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学は教員の外部資金獲得のための申請やサバティカル制度の活用について、教員が申請しやすいように環境を整備するとともに、教員個々の能力向上を図るため、サバティカル制度の活用や、外部資金獲得に向けての申請を積極的に推進していくよう環境を整備していく。さらに学内における教学研究の高度化に向けた助成金制度を適正に運用し、各種行動規範や倫理面に配慮して、教育研究の向上を行う。

【基準4の自己評価】

平成30年度は、前年度より開始された新組織体制への完全な移行がなされ、教職協働体制の履行を推進し、改訂した諸規程の本格運用を開始した。

また、副学長の設置やその職務に係る諸規程を整備することによって、学長を補佐する体制を整備し、学長のガバナンス強化に資した。

教職員に対するFD・SDについては年度事業として研修会・授業参観を実施した。それぞれ教職員の教育・学務・業務を遂行する上において、貴重な情報を提供している。

教員に対する研究支援について外部資金獲得・サバティカル研修をするよう進めており、今後も継続して教員の外部資金獲得並びにサバティカル研修の参加を推進する。

また、学術研究の信頼と公正さを確保するために各種規程を整備するとともに、功績のある教職員に対する報奨規程を整備したことによって、教職員の職務に対するモラルの向上が図られている。科学研究費等の外部資金獲得について申請並びに承認を増やし、外部資金獲得に向ける努力を継続する。教員の教育研究活動の向上に努める取り組み（FD）の実施とともに、各種行動規範や倫理規程の整備ならびに周知徹底が図られている。

以上から、基準4「教員・職員」の基準は満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学の設置母体である学校法人身延山学園（以下、本学園）は、寄附行為第 3 条に掲げる目標として、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めるところにより、立正主義に基づく教育を行う学校を設置することを目的とする」としている。

本学園は本学の象徴として総裁を設けることを定め、経営母体である身延山久遠寺法主が就任している。

法人の最高意思決定機関として寄附行為第 3 章において理事会を設置し、理事長が法人を代表し業務を総理している。理事会の中から平成 25 年より「学校法人身延山学園寄附行為の運営に関する内規」を定め常勤理事会を設置し、突発的事項に柔軟に対応できる体制を整え、常勤理事会での決定事項は後日開催の理事会において正式な承認を得て効力を発している。さらに平成 25 年から「学校法人身延山学園専務理事職に関する内規」を定め、理事の内、1 名を専務理事に任じ、理事長に事故あるときは、専務理事がその職務を代理し、またはその職務を行うことを定めた。なお、諮問機関として「寄附行為」第 4 章により評議員会を設置している。

教育活動等の状況の公表について学校法人法施行規則第 172 条の 2 に基づき、毎年度本学 HP に財務状況・3 つのポリシー・教育研究活動等の状況等を公表している。また、学校教育法の一部を改正する法律（令和元年法律第 11 号）の公布に伴い、財産目録、貸借対照表、事業報告書および業務監査等を本学 HP で公表をした。本学園は教育基本法、学校教育法および私立学校法等関係法律を遵守し、同法の趣旨に従い堅実に運営されている。

また、建学の精神を尊重した教育を施すことにより、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を構築して、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を行っている。

エビデンス集

【資料 5-1-1】 - 【資料 5-1-5】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現に向けて中長期計画を策定するとともに、教学部門においては「教授会」（令和元年度は定例 11 回・臨時 7 回）を開催し、経営部門においては法人の意思決定機関である「理事会」（令和元年度は年 6 回）「常勤理事会」（令和元年度は年 7 回）と諮問機関である「評議員会」（令和元年度は年 4 回）を定期的開催しお互いに連携を保ちながら運営している。また、本学園の経営全般に関する事項を審議し、理事長および評議員会

議長より諮問される機関として学校法人身延山学園経営戦略委員会を設置し、本学園の経営に対する理事長の業務に資するとともに、これらの教学・経営両組織はお互いに連携し、事業計画を策定し、業務を着実に遂行している。

エビデンス集

【資料 5-1-6】 - 【資料 5-1-10】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

5-1-③-i 環境保全への配慮

節電対策として、平成 30 年度に学内照明機器を LED に交換するとともに、毎年クールビズおよびウォームビズを実施している。また、定期的に古紙回収、廃棄物の撤去も行い環境保全を実施している。

5-1-③-ii 人権への配慮

本学園は「学校法人身延山学園教職員就業規則」「身延山大学就業規則教員特則」「学校法人身延山学園ハラスメント防止等に関する規程」「学校法人身延山学園育児休業、育児短時間勤務等に関する規程」「学校法人身延山学園介護休業、介護短時間勤務等に関する規程」「身延山学園障害者学生・生徒の支援に関する宣言」等の諸規程を定め、また、「No! ハラスメント ハラスメント防止のために 相談の手引き」を配布、公表する等、労働条件の保護とハラスメント防止に取り組んでいる。さらにハラスメント防止について、例年辞令交付式の理事長挨拶で、全教職員に対してハラスメント防止の徹底を図っている。学生に対しては新生対象ガイダンスにおいて、ハラスメント防止のリーフレット「No! ハラスメント ハラスメント防止のために 相談の手引き」を配布し、「学生生活の手引き」および本学 HP にセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の各種ハラスメントに対応する学内相談員による学生相談を実施していることを公表し、ハラスメントに対する啓発と防止を実施している。また、相談員からの報告を受けてハラスメント防止対策委員会が当事者から聞き取り調査を行い、ハラスメント行為防止に向けて取り組んでいる。

5-1-③-iii 安全への配慮

学内外からの寄附金および文部科学省の平成 26 年度私立学校施設整備費補助金、私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）を得て、平成 27 年度に大学本館全体の耐震補強工事を実施した。「学校法人身延山学園防火・防災管理規程」を定めて学内の防災に努めるとともに、学生を対象とした「身延山大学防災マニュアル」を作成し、本学 HP で公開するとともに、「大地震対応防災パンフレット」を作成し、年度当初に学生に配布している。学内年間行事の一環として学生を対象とした避難訓練を実施し、地元消防署に協力を仰いで初期消火訓練および AED を使用した緊急蘇生訓練を開催している。また、大学本館 1 階に AED を 1 台設置し、使用できるようにしている。自然災害等大学全体に関わる困難な状況が発生した場合や通常の連絡には、G-mail を利用して全教職員・学生に一斉送信している。

教職員・学生を問わず学内個人情報を保護するため「学校法人身延山学園個人情報の保護に関する規程」を整備するとともに、「身延山学園個人情報保護方針について」を策定し

学生に対して「履修の手引き」掲載および本学 HP で公表して個人情報保護の周知を実施している。

学内危機管理についてや海外派遣および留学生受け入れについては「海外派遣及び留学生受け入れに関する危機管理対応マニュアル」を作成し運用するとともに、身延山大学附属図書館でも図書館用の危機管理マニュアルを作成し（「身延山大学防災マニュアル」に収録）、避難経路図を館内に掲示するとともに、大学で実施している避難訓練に図書館でも参加している。なお、本学は身延町と提携して災害時避難場所に指定されている。

また、令和元年度末に新型コロナウイルス学内防止のため対策会議を立ち上げ、「新型コロナウイルス（COVID-19）対策について」「講義における新型コロナウイルス感染症の対応について」を策定し、学生にメールで通知するとともに本学 HP で公表した。また、同じく新型コロナウイルス防止策として令和元年度卒業式を縮小開催するとともに、令和2年度の当初予定について大幅に日程変更を実施することを図り、学内の感染症防止を図った。

エビデンス集

【資料 5-1-11】 - 【資料 5-1-28】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的実現のため、理事会・常勤理事会・評議員会・教授会等の連絡・連携を密に行い、情報の共有化を図るとともに、常に法令遵守を心掛けて組織の規律と誠実性を図っている。また、安全への配慮について、本学所在地の山梨県身延町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受けていることから、防災対策としてバッテリーや発電機等の非常機器の導入および非常食等の備蓄を進めていき、老朽化施設の耐震化も実施していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は「寄附行為」第3章によって定められ、明確に最終的な意思決定機関と位置付けられている。

理事会は（1）財産管理に関する事項（2）予算および決算（3）寄附行為の変更（4）学校の学則変更（5）学校の長の任免に関する事項（6）法人の合併（7）その他法人の業務に関する一切の事項等、法人および大学、高校に関する重要事項が審議される。理事会の構成は「寄附行為」第6条および第7条で、理事の任期については「寄附行為」第10条に定め、理事の中で宗教法人身延山久遠寺執事の内より1名を専務理事に選任し、理事長の職を補佐している。また、法人の経営および教学方針に則り、法人の運営を迅速かつ適切に行うため、常勤理事会を設置している。理事会の意思決定に問題は無く適切に運営され、常勤理事会は適正に運用され、令和元年度は「寄附行為」第17条により理事会を6回、「寄

5-3-①-i 理事会への学長、副学長、学部長の出席

学校法人の業務を決する理事会には大学から学長、副学長、学部長の3名の教学担当理事が出席する。学長、副学長、学部長は、大学を代表して理事会に学則等の規程の改正や教員人事等を上申し、教授会での審議事項や検討事項について報告を行い、大学と理事会との情報の共有を図っている。

5-3-①-ii 教授会への事務局長の陪席

教授会には、毎回法人から専務理事、事務局長および監事が陪席し、教授会への意見具申を行い、法人の現況、現在の取り組み、今後の方針について報告するとともに教授会の意向を法人へ直接伝える体制となっている。

5-3-①-iii 大学の事務部門とのコミュニケーション

大学内の各種委員会にはそれぞれに事務職員が委員として参画することにより、大学教員と事務職員のコミュニケーションを図りつつ、委員会活動を運営している。

かつ事務職員同士は毎週金曜日に朝礼を実施し、情報の共有を図っている。

5-3-①-iv 経営戦略委員会でのコミュニケーション

学長、副学長、学部長、校長、専務理事、事務局長、監事2名で構成する経営戦略委員会（兼常勤理事会）を開催している。各部門の現状や課題等を検討することで、全学的なコミュニケーションが図られ、意思決定の円滑化に資している。

5-3-①-v 教員からの提案のくみ上げ

「日蓮学専攻」、「仏教芸術専攻」、「福祉学専攻」ごとに専攻会議が開催され、その席で出された教員からの意見・提案等は案件ごとに教授会、常勤理事会、理事会にあげられていく。また、各委員会から教授会に提案し、議決後、常勤理事会、理事会にあげられていく。

5-3-①-vi 職員からの提案のくみ上げ

毎月第2金曜日に室長・事務長会議が開催され、その席で出された職員からの意見・提案等は案件ごとに教授会、常勤理事会、理事会にあげられていく。

エビデンス集

【資料 5-3-1】 - 【資料 5-3-3】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会、評議員会の全てに監事が出席し、業務執行状況の適否を判断している。また、理事会、評議員会へは大学側から学長、副学長および学部長の教学担当理事が出席し、教授会へは法人から、専務理事、事務局長が財政担当理事として、また、監事も陪席し、各管理運営機関が情報を共有し、相互チェックを果たせる体制となっている。監事の選考に関しては「寄附行為」第9条において2名を選任し、「寄附行為」第21条に職務を定め、私立学校法に基づき業務監査、財務状況、教学監査を行い、監査報告書を作成のうえ、理

事会、評議員会に報告をしている。

評議員会は、学校法人の運営に関する重要事項についての諮問機関であり、「寄附行為」第 35 条により法人業務、財産および収支の状況並びに役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べもしくはその諮問に答えている。評議員の組織は「寄附行為」第 24 条で、評議員の任期は「寄附行為」第 26 条に定めている。評議員会は適正に運用され、令和元年度は「寄附行為」第 30 条により 4 回開催している。

エビデンス集

【資料 5-3-4】 - 【資料 5-3-7】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

小規模校として、管理部門と教学部門の連携が取れやすいことを活かし、学内の意思疎通は円滑になされている。

今後も監事と評議員会・理事会との相互チェックが適切に機能していくようにする。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-①-i 事業計画書と予算の作成

本学では、財務面では、中・長期計画（平成 31 年 4 月 1 日-令和 6 年 3 月 31 日）を、事業面では、第 1 次短期、中・長期計画（平成 31 年 4 月 1 日-令和 6 年 3 月 31 日）を策定し、年度ごとに、この計画・数値等を検証、補正しながら事業計画、予算計画を行っている。

両計画ともに、過去 5 年の事業執行状況、財務データを基礎として、計画期間における執行案件を計画し、本学の使命、目的、今後発生が見込まれる諸要因等を考慮しつつ、計画を精査し、予算の積算を行っている。

また、計画案は、常勤理事会で総合的な検討を行い、評議員会、理事会の議を経て決定されている。

5-4-①- ii 本学の収入の特徴

資料 5-4-①- ii-A 本学の収入の特徴（カッコ内数値は同規模平均値）（単位 千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
学生納付金	102,401	88,962	68,150	61,178	67,647
(対事業活動収入比率%)	19.07	27.2	25.3	19.3 (68.1)	23.1 (68.1)
寄附金	136,269	135,889	139,415	135,314	111,023
(対事業活動収入比率%)	25.38	41.5	51.7	42.8 (13.6)	37.9 (13.6)
補助金	85,156	77,955	47,531	58,838	67,402
(対事業活動収入比率%)	15.86	23.8	17.6	18.6 (12.5)	23.0 (12.5)
事業活動収入	536,870	327,725	269,526	316,328	292,973
学生数(名)	117	103	85	75	81

資料 5-4-①- ii-B 本学の収入の特徴（令和元年度）

学生納付金	寄附金	補助金	事業活動収入
23.08%	37.89%	23.01%	16.02%

[高い寄附金比率]

本学園の設立母体は日蓮宗総本山である（宗）身延山久遠寺（以下、本山）である。

本学は多くの日蓮宗僧侶を輩出し、本山を始めとする全国の日蓮宗寺院に送ってきた。これに対し本山では毎年、本院寮生への授業料の全額援助、学園には多額の寄附金を経常的に援助し続けている。また、支援母体である日蓮宗宗務院（日蓮宗本体）も本山と同様に、学生には奨学金を、学園には多額の寄附金を援助し続けている。さらに日蓮宗寺院・同檀信徒・学園 OB からの援助も大きく、宗門をあげて本学園のバックアップが継続されている。また、例年の資金援助以外にも資金需要が発生した際には、たとえば平成 7 年度 3 年制の短期大学から 4 年制に改組転換の際には、本山から 10 億円の寄附金（平成 6 年度-13 年度）を、平成 17 年度仏教福祉学科（平成 22 年からは「福祉学科」）設立の際には本山からは通常の寄附金に 7,000 万円を増額、檀信徒等から公益増進資金として 2 億 5,000 万円の寄附金（平成 16 年度-20 年度）を受けてきた。さらに平成 26 年度-令和元年度には、身延山大学本館耐震改修工事の寄附金として、本山、日蓮宗宗務院、日蓮宗寺院・同檀信徒・学園 OB 等から 3 億 400 万円の寄附金を受けており、本学が日蓮宗の教学研究を担う機関として広く認められていることを示すものである。

このように、本学は、通常の経常資金だけでなく、その都度本山、および日蓮宗・同寺院および檀信徒等からの寄附金という形の支援・協力を受けてきたものであり、表からもわかるように比率が令和元年度実績 37.89%と高いことが本学園の特徴となっている。

[学生納付金、補助金]

学生納付金比率は23.1%である。学生数の令和2年度の定員割れ（定員120名、令和2年度充足率60.0%）により学納金に対して寄附金額が高額であり、分母となる事業活動収入の多くの部分を占めることが本比率の数値となる要因である。また、補助金は6,740万2千円と決して高額ではないが、分母となる事業活動収入の総額が2億9,297万2千円であるので、補助金比率は23.0%となった。

エビデンス集

【資料5-4-1】 - 【資料5-4-5】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

5-4-②- i 収入の多様化（外部資金の獲得）

5-4-①において述べた寄附金、学生納付金以外の収入項目である外部資金（科研費、資産運用収入、事業収入等）の獲得実績は次のとおりである。

資料5-4-②- i -A 科研費獲得状況

ア. 新規獲得状況

（金額単位 千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申請件数	1件	3件	4件	1件	1件
採択件数	1件	0件	2件	0件	1件
補助金額	1,100	0	1,800	0	800

イ. 継続課題獲得状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
採択件数	1件	1件	1件	1件	1件
補助金額	800	900	1,300	600	900

ウ. 共同研究者での獲得状況

	三重大学	国立歴史民俗博物館
補助金額	576	150

科研費の申請件数、獲得状況は多くはないが、毎年安定的に獲得し、財務基盤の確立に寄与している。

資料5-4-②- i -B 身延山久遠寺以外の主な助成金

（金額単位 千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
日蓮宗宗務院	21,000	21,000	23,000	23,000	23,000

資料 5-4-②- i -C ラオス世界遺産修復プロジェクトへの補助金 (金額単位 千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
国際交流基金	0	3,823	3,484	3,657	-
太田慈光会	600	600	600	600	600
日蓮宗宗務院	500	500	500	500	500
仏教伝道協会	-	-	-	-	800

資料 5-4-②- i -D 事業収入等 (金額単位 千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
補助活動収入	8,663	6,047	5,275	5,593	6,954
受託事務収入	280	280	215	275	316
施設設備利用料	4,287	4,421	4,475	4,603	4,587
雑収入	3,582	4,716	4,740	5,261	1,166
計	16,812	15,464	14,705	15,732	13,023

資料 5-4-②- i -E 資産運用収入 (学園全体) (金額単位 千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
配当金他	11,331	9,916	9,016	6,992	6,555

令和元年度も前年度に引き続き、教育振興資金、耐震改修工事資金等の寄附金募集を行っており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を目指している。

エビデンス集

【資料 5-4-6】 - 【資料 5-4-7】

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、学生数の定員割れ (令和 2 年定員 120 名、令和 2 年度充足率 60.0%) により学納金収入が充分でなく、学納金収入に比較して寄附金額比率が高いという特徴がある。学生数の確保が急務であるとともに、中長期計画に示すとおり、科学研究費補助金獲得に向けて教員が積極的に申請することを学内あげて支援するとともに、他の補助金獲得に向けて積極的に推進していく。寄附金について、経営母体である身延山久遠寺を始めする日蓮宗寺院等からの増額を図るとともに、それ以外からの開拓を実施する。支出については、中長期計画に示すとおりカリキュラムの見直しによる非常勤講師の授業科目数・担当コマ数の削減を実施して支出削減を図るとともに、教職員 (附属高校教諭を含む) の新給与制度構築の準備を進めることによって人件費の見直しを図っていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-①- i 会計処理の方法

会計処理は、学校法人会計基準および「学校法人身延山学園経理規程」（以下、経理規程）に則り、適正に実施している。予算案作成について、各部署で原案作成し、それを基に理事・事務局長・経理担当職員等がヒアリングを実施し、調整を経た後に法人に提出し、評議員会・理事会の承認を得て成立する。予算の執行は、基本的には責任者→所属長→経理担当者→事務局長の承認を得た後、経理担当者により行われ、予算残額の管理は各部署および経理担当者で行っている。日本私立大学協会等の研修会には随時担当者が参加し、会計知識の向上に努めるとともに、会計処理上の疑問や判断が困難なものは、公認会計士等に質問・相談し、回答・指導を受けて対応・処理している。

5-5-①- ii 予算の補正

補正予算について「経理規程」第 61 条に定め、その編成は、基本的に翌期の当初予算案の策定と同一時期に行い、評議員会・理事会の決済を受けている。令和元年度の補正予算については、例年と同様、令和 2 年 3 月に開催された評議員会と理事会で決議された。

エビデンス集

【資料 5-5-1】 - 【資料 5-5-4】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

5-5-②- i 公認会計士による監査

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による会計監査を毎年滞りなく実施している。当学園における公認会計士による監査は「経理規程」第 71 条以下で定め、令和元年度は 3 人の公認会計士およびその補助員 1 名によって年間で 8 日間にわたり行われ、各種元帳および各種帳票類の照合、計算書類の照合等が行われた。

5-5-②- ii 監事の監査

当学園の監事による監査は、「寄附行為」第 9 条、「身延山学園監査規程」第 3 条および「経理規程」第 72 条に基づき 2 人の監事で実施されている。その対象項目は、財務状況、業務状況と、理事の執行状況、教学監査等である。監事による監査報告は毎年 5 月に開催される評議員会、理事会へ監査報告書を提出の上、監査方針等を含めて意見を具申している。

エビデンス集

【資料 5-5-5】 - 【資料 5-5-10】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理は、学校法人会計基準および「経理規程」に則り適正に実施し、会計監査についても適正に実施している。今後も引き続き法令順守に向けて活動するとともに、担当職員への研修等会計処理・管理の充実を図る。

【基準 5 の自己評価】

経営の規律と誠実性、理事会の機能、大学の意思決定の仕組みおよびリーダーシップ、コミュニケーションとガバナンス、業務執行体制の機能性、会計等について理事会・常勤理事会（兼経営戦略会議）・評議員会は常に連携を保って運営している。さらに監査は誠実に実施されており、疑義等が発生した際は理事会等で図り、その是正がなされているとともに、各種法令に対して適正に改正され遵守している。財務面については、大学財政の基盤となる学納金収入の増加（＝学生数の確保）に注力していく。今後も身延山久遠寺、日蓮宗宗務院等をはじめとした、宗門とのなお一層の関係強化によって寄附金等の外部資金の増額を図り、中長期計画に基づく健全なる予算執行体制を強化するとともに、科学研究費補助金を始めとする外部補助金獲得に向け、積極的に推進していく。

以上により、基準 5「経営・管理と財務」の基準は満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学校教育法第 109 条の定めにより、学則の第 1 条に、

第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、日蓮聖人の立正安国の精神に則り、健全なる社会人として、広い視野に立った専門教育を施し、学術の理論及び応用を教授研究して、社会のために身を以て尽くすことの出来る人間の養成を目的とする。

2 本学は、教育研究の向上をはかり、前項の目的を達成するために自己点検・評価を行う。これに関する事項は別に定める

と、建学の精神を第 1 条 1 項に記して、その目的達成のために、第 2 項に教育と研究の質を保証するために自己点検・評価を行うことを明記している。その具体的な事項については、「身延山大学自己点検・評価委員会規程」（以下、自己点検評価規程、平成 12 年制定、現在の規程は平成 27 年に改正）および「身延山大学自己点検・評価に関する細則」（以下、細則）に規定され、学長を中心に教育活動と研究活動、財務状況について、全学的に取り組み、自己点検と評価を行い、その結果は年度単位に本学 HP 等に公表している。このように、教育・研究に関する質の内部保証を行う組織である「身延山大学自己点検・評価委員会」は、学則と自己点検評価規程によりながら、PDCA サイクルに基づき着実に機能している。また、委員会には同規程の第 5 条に「部会をおくことができる」とあるので、自己点検報告書を作成するための部会（PT）を設置している。

本学の自己点検・評価委員会は自己点検評価規程第 3 条にもとづき、以下の体制で運営にあたっている。

- (1) 学長
- (2) 副学長、学部長、図書館長および研究所長
- (3) 大学事務局長
- (4) 理事会構成員から 1 名
- (5) 教授会構成員から 1 名

委員会は、自己点検評価規程第 4 条に基づき学長が委員長となるが、令和元年度より理事長と学長の兼任制となったことを受けて、学長の委嘱を受けた委員長により運営している。委員会の活動内容は、副学長を通して学長には逐次報告されている。さらに自己点検評価規程の第 6 条には、「委員会には必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる」と明言され、必要に応じて委員会構成員以外の意見を聴取することが可能になっている。

これまでの委員会の活動は、以下のようにまとめることができる。

- (1) 法令遵守による自己点検・評価体制の確立
ア、年度ごとの自己点検評価の確実な履行と公表。

イ、学校教育法第 92 条、第 93 条の改正、学校教育法施行規則の一部改正にともなう学長のガバナンス強化のため、学則を始めとする各種規程の見直しが必要であることを確認し、その改正を行うようにしたこと。

例①：大学設置基準第 42 条 3 項の新設により、SD の重要性が増したことに対応する FD 委員会規程の見直しを行うようにしたこと。

②：学校教育法第 92 条の改正により、学長を補佐、代務する副学長を置くために寄附行為第 6, 7, 8, 23, 24 条の変更、学則第 34 条以降の大幅な改正を行ったこと。

ウ、各種法令の改正に伴い、IR 室の独立設置や、教員と職員の協働体制を取りやすくするために、学内規程の改正を促し、学内組織の改編を行うようにしたこと。

エ、前回の大学機関別認証評価受審時（平成 25 年度）において、日本高等教育評価機構から指摘された「改善を要する事項」（基準 3-4、3-6 当時の基準による）に対し、誠実に改善に取り組み、対処してきたこと。

(2) 建学の精神、教育方針と 3 つのポリシーによる内部質保証強化のための取り組み

ア、建学の精神を揺るぐことなく堅持してゆくために、誰にとっても理解しやすい表現に教育方針を定め、開学 20 周年（平成 27 年度）前に制定した。この教育方針「奉仕・貢献、見識・智慧、実践」に則り、3 つのポリシーを検証して、二十周年記念誌に綴り、さらには関係機関、県内外の関係諸機関、公私立高等学校、日蓮宗および諸寺院に広く広報するようにしたこと。仏教学部再編成のための取り組みとして、2016 年度に策定された新しい 3 つのポリシー（現在の「3 つのポリシー」）と建学の精神、教育方針との整合について平成 29 年度自己点検において行ったこと。

イ、内部質保証のための組織力を強化するために学校教育法第 92 条の定めにより規程を整え、副学長制度を導入したことにより、学長を補佐し、または代務する副学長が平成 29 年度から選任された。副学長は補佐、代務の他にも学長の諮問に応じる「身延山大学学長諮問会議規程」により同会議を招集して、学長への答申を行えるようにしたこと、内部質保証の体制と学長ガバナンスの基盤が整い、責任が明確化されたこと。

ウ、IR 室と情報管理室を学長直属として設け、データの収集や解析による客観的な判断が可能となり、組織改革や仏教学部改組に大きな役割が果たせたこと。

上記のように、理事会や評議員会、教授会とは別に、内部質保証のために、身延山大学の中に学園を含む大学全体の運営を自己点検・評価する「身延山大学自己点検・評価委員会」がおかれ、同委員会は年度ごとに報告書を作成して、内部への共有を行い、本学 HP 等において公表している。その体制は学長をトップにおき、その補佐・代務者としての副学長制度を設けて、仏教学部・附属図書館・国際日蓮学研究所・法人・事務局とそれぞれの部署の責任が明確化されており、部署ごとに点検された内容を同委員会で吟味し、問題点や改善点を指摘し、その改善報告を受けて最終的な報告書を作成、学内で共有の後に広く公表している。

エビデンス集

【資料 6-1-1】 - 【資料 6-1-16】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

身延山大学の短期、中・長期計画に沿って、学長のガバナンスが発揮され、副学長を中心に学長をサポートする組織形態が着実に履行され、学部教育の質が保証されているかどうかを継続的に自己点検・評価できる体制の維持と強化に努める。具体的には、年度ごとの報告書作成に向けて、点検項目を絶えず見直し、各部署からの自己点検報告を受けて、齟齬がないか、過剰がないかを点検し、改善点を指摘し、それが実行されているかという次の点検へ結び付けていく PDCA サイクルを継続的に運営していく。コンプライアンスの質を担保するために、法令の改正状況や諸規則の変更に対する管理を徹底し、SD 力の向上ばかりでなく教員も積極的に係り、大学全体で取り組んでゆく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-①-i 自己点検・評価の項目設定とスケジュール（6 年間）

自己点検項目の設定については、認証評価機関（公益財団法人日本高等教育評価機構）が定める大学認証基準に準拠し、細則に則り行った。準拠した基準項目は、大学機関別認証評価を受審した平成 25 年より平成 30 年までは基準 1「使命・目的」から基準 4「自己点検・評価」の 4 基準により毎年度自己点検を行った。認証評価機関の基準が変更された令和元年以降は現在の 6 基準のもとで自己点検・評価を行っている。これは、学則第 1 条 2 項に則り、自己点検評価規程が定められ、実際の運用に関しては細則を基にして、自主的・自律的な自己点検・評価実施に向けての取り組みである。

平成 27 年度からの自己点検については、6 年間分のスケジュールを自己点検評価委員会にて決定し、年度ごとの自己点検スケジュールを項目別に本学 HP に公開している。これらは、平成 27 年 3 月に出示された中教審大学分科会答申の「認証評価の充実に向けて」による内部質保証の充実を、自主的、自律的に行っていることの表れの一つである。

エビデンス集

【資料 6-2-1】 - 【資料 6-2-4】

6-2-①-ii 自己点検・評価委員会の開催とその内容

平成 27 年度以降に開催された「自己点検・評価委員会」の回数は、資料 6-2-①-ii-A の通りである。

資料 6-2-①-ii-A 身延山大学自己点検・評価委員会開催数

年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
開催数	6	4	10	6	6	8	1*

*令和 2 年度は 5 月 1 日時点での数値

上掲の資料 6-2-①-ii-A から見るに、自己点検・評価委員会の開催数が少ないという指摘ができるが、これは前回の受審時に機能し始めた PDCA サイクルの結実である。小規模校の特性を生かして、委員それぞれが学内各部署の要職にあるため、互いが検証される立場であると同時に、検証する立場でもあるためと、点検項目に異同がない限り、良い意味でルーチン化された業務内容を把握しているからである。このような理由で、隔月ごとの委員会開催を基本とした。平成 27 年度が 4 回と少なくなっている理由は、この年に本館の耐震工事が行われたからである。その不足経費捻出のために全国の同窓会員や寺院に寄附を募るため、各委員が全国に展開していたので、日程調整が難しかったのである。しかし、そのような状況下にあっても、年度ごとの自己点検・評価はしっかりと履行し、報告書を作成し、公表している。翌年の平成 28 年度は耐震工事が終了し、本館施設が通常利用できるようになり、懸案事項であった組織改組を促す提言を話し合い、また必要な規程整備を行うように指示した。

エビデンス集

【資料 6-2-5】

6-2-①-iii 自己点検・評価の実施と結果の公表

本学の自己点検・評価実施のサイクルは単年度ごとであり、その項目は年度ごとに示しているが、基本は HP に掲載している「年度別自己点検・評価」によっている。年度末の 3 月には、自己点検評価委員長より毎年その年度の自己点検を各部署に依頼する。おおよその作成期間は 2 か月である。年度末と翌年度当初の煩雑な時期に重なるため、各部署に余裕を持たせるためである。5 月末に自己点検評価委員会事務局に提出された報告書は、報告書作成の PT によって読み込まれ、表現の適切さ、活動や業務の欠落や過剰な表現、エビデンスの適切さ等がチェックされ、指摘事項がある場合は、当該部署に戻され、修正されたものが再提出され、再びチェックされる。その過程を経て、PT より報告書案が委員会に上申される。報告書案は、さらに自己点検調査委員会にて精査され、学内役員・教職員に周知される。報告書案に対する各個人や部署の意見は、委員会として集約し、報告書に反映させ、その後本学 HP 上で公表、学内では図書館、本館一階学生ホールにて常時閲覧可能印刷物として公表している。上述のように、自己点検評価報告書は、毎年度着実に作成され、その情報は学内の役員、教職員の全てにデジタルデータとして共有され、その後公表されている。

これまで述べてきたように、自己点検評価委員会はその時の実状を踏まえて必要に応じた会議数を開き、自己点検を行い、その内容をまとめ、公表し、学内各部署へ改善の指示や、具体的な事項の提示等、細則第 5 条に則り適切に自己点検評価活動を行ってきている。

資料 6-2-①-ii-B 自己点検・評価組織と点検項目関係表

身延山大学

検討機関 及び 委員会名	基準 1		基準 2						基準 3			基準 4				基準 5					基準 6			特記 事項				
	1	2	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3	
	使命・目的及び教育目的の設定	使命・目的及び教育目的の反映	学生の受入れ	学修支援	キャリア支援	学生サーブिस	学修環境の整備	学生の意見・要望への対応	単位認定、卒業認定、修了認定	教育課程及び教授方法	学修成果の点検・評価	教学マネジメントの機能性	教員の配置・職能開発等	職員の研修	研究支援	経営の規律と誠実性	理事会の機能	管理運営の円滑化と相互チェック	財務基盤と収支	会計	内部質保証の組織体制	内部質保証のための自己点検・評価	内部質保証の機能性	さまざまな講座	国際日蓮学研究	国際日蓮学研究	国際日蓮学研究	認知症カフェ他
審議 機関	理事会(含・常勤)																											
	教授会																											
協議 機関	評議員会																											
	自己点検・ 評価委員会																											
	FD・SD委員会 (旧・FD委員会)																											
	学長諮問会議																											
学長 直轄 機関	IR室																											
	情報管理室																											
特別 委員会	ハラスメント 防止対策委員会																											
常置 委員会	アドミッション & 広報委員会																											
	学務委員会																											
	社会連携委員会																											
常置 会議	教職専門会議																											
	教養専門会議																											
専攻 会議	日蓮学専攻																											
	仏教芸術専攻																											
	福祉学専攻																											
研究所	所員会議																											
附属 図書館	運営委員会																											
	図書選定委員会																											
事務局	学務担当																											
	入試担当																											
	学修支援担当																											
	就職支援担当																											
	庶務担当																											
	経理担当 管理担当																											

資料 6-2-①-ii-C 各種委員会と自己点検評価項目との関連

検討機関	担当領域	内容
審議機関	理事会（含・常勤理事会）	寄附行為第 19 条に記載されている事項 本学の実態を把握し、経営の活性化と改革に関する事項 中・長期計画の策定 財産の管理と運用に関する事項 規程の改廃に関する事項 人事に関する事項
	教授会	教授会規程第 3 条に記載されている事項 建学の精神・教育方針と 3 つのポリシーに関する事項 中期目標・計画及び年度計画に関する事項 仏教学部長候補者の推薦に関する事項 附属図書館長の推薦に関する事項 国際日蓮学研究所所長候補者の推薦に関する事項 教員の採用及び昇進等に関する事項 学科並びに教育及び研究に関する施設の設置又は廃止に関する事項 教育課程の編成に関する事項 学生の入学・退学・復学・卒業又は課程の修了および学位の授与に関する事項 教育及び研究の改善に関する事項 学生の学修支援に関する事項 学生の賞罰に関する事項 学部に関する規程の改廃に関する事項 教育並びに研究の進展に係る他機関との連携に関する事項 学生の生活に関する事項
協議機関	評議員会	寄附行為第 34 条に記載されている事項 本学の実態を把握し、経営の活性化と改革に関する理事長の諮問事項。中・長期計画を含む法人の運営と管理に関する事項
	自己点検・評価委員会	自己点検・評価に関する細則第 2 条に記載されている事項 建学の精神や 3 つのポリシーに関する事項 本学の研究・教育水準の向上に関する事項 学生の受入とサービスに関する事項 点検・評価と改善に関する事項 報告書に関する事項
	FD・SD 委員会	ファカルティ&スタッフディベロップメント委員会規程第 2 条に記載されている事項 FD の方法に関する事項 教員の研修計画及び実態に関する事項 学生評価アンケートの実施・結果・分析・フィードバックに関する事項
	学長諮問会議	学長諮問委員会第 2 条に記載されている事項 学長からの諮問事項の協議と答申
学長直轄機関	IR 室	インスティテューショナル・リサーチ室規程第 2 条に記載されている事項 学生の学修成果などの教育機能に関する調査と分析、支援に関する事項 大学運営の基礎となる情報の調査、収集、分析に関する事項 点検・評価活動に対する支援に関する事項 教育研究の計画策定の推進、意思決定の支援に関する事項 その他、IR に関する事項
	情報管理室	情報管理に関する規程第 2 条に記載されている事項 学内情報管理に関する事項 ネットワークの管理・運営に関する事項 HP の管理・運営に関する事項
特別委員会	ハラスメント防止対策委員会	身延山学園ハラスメント防止等に関する規程第 5 条に記載されている事項 ハラスメントの調査・啓発に関する事項 ハラスメントの実態把握に関する事項 ハラスメントの解決に関する事項 相談員の統括及び管理・監督に関する事項 その他防止に関する事項
常置委員会	アドミッション&広報委員会	アドミッション&広報委員会規程第 2 条に記載されている事項 学生募集・入学試験の実施と運営上必要な事項 大学案内・入試要項等の検討及び作成に関する事項 大学の広報に関する事項
	学務委員会	学務委員会規程第 2 条に記載されている事項等 教育課程全体の編成・定期試験及び卒業・進級に関する事項 時間割編成に関する事項 科目等履修生・聴講生に関する事項 編入学に関する事項 留学生の単位認定に関する事項 大学コンソーシアムやまなし単位互換制度に関する事項 大学コンソーシアムやまなし学生交流に関する事項 高大連携事業に関する事項 介護技術実務者研修に関する事項 各種資格に関する事項 学生生活・厚生補導に関する事項 就職活動に関する事項 成績不振者の履修支援に関する事項 退学者に関する事項 障害者学生支援に関する事項 各種奨学金に関する事項 インターンシップに関する事項

			自治会及び所属クラブ・同好会・サークル活動に関する事項 修学支援に関する事項 未来教育プログラムに関する事項 (旧・COC+事業)
	社会連携委員会	社会連携委員会規程第 2 条に記載されている事項	生涯学習に関する事項 地域社会との連携に関する事項 大学間協力に関する事項 国外の大学・研究機関等との学術交流に関する事項 国外の大学・研究機関等との学生交流に関する事項 交換留学生の受入と学修支援に関する事項 本学学生の留学支援に関する事項 その他、本学の社会連携、国際連携に関する事項
常置会議	教養教育専門会議	教養教育専門会議規程第 2 条に記載されている事項	初年次教育に関する事項 入学前教育に関する事項 教養語学教育に関する事項 教養教育の 3 分野に関する事項 教養教育と専門教育との連結に関する事項
	教職課程専門会議	教職課程専門会議規程第 2 条に記載されている事項	教職課程の履修に関する事項 教員免許取得に関する事項 教育実習に関する事項
附属図書館	図書館運営委員会	図書館規程第 19 条に記載されている事項	図書館の運営・計画・維持管理に関する事項 図書館業務に関する事項 公開講座に関する事項
	図書選定委員会	図書館規程第 21 条に記載されている事項	図書館購入図書に関する事項
研究所	国際日蓮学研究所 所員会議	国際日蓮学研究所規程第 4 条に記載されている事項等	資料の蒐集・調査・研究に関する事項 研究成果の発表に関する事項 機関誌の刊行に関する事項 研究会・講演会等の開催に関する事項
仏教学部	仏教学部 仏教学科	仏教学部仏教学科の教育課程の編成に関する事項 専攻会議規程第 2 条に記載されている事項 教授会より諮問された事項等	建学の精神・教育方針と 3 つのポリシーに関する事項 三専攻の教育課程の編成に関する事項 三専攻の有する資格課程に関する事項 教員の評価と支援に関する事項 オープンキャンパスに関する事項 教養教育と学部教育の連携に関する事項

エビデンス集

【資料 6-2-6】 - 【資料 6-2-27】

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、平成 26 年度より GPA 制度を導入したことにより、学生の在学中の成績評価 (GP) を S ランクから D ランクの 5 段階に分類して、その平均値を数値化 (GPA) し、検証する IR の指針を用いて学修度の理解を示し、A/A や学修支援担当者による学修改善および履修指導を行っている。平成 27 年度からは前学期の GPA により、当該学期に履修できる単位数が変動する CAP 制 (変動型 CAP 制) も GPA 制度と合わせて導入し、事前事後学修の質を担保する制度のデータ作成と報告を始めたことを確認した。

平成 29 年度には、組織改革の試行が行われ、IR 室は学長 (令和元年度からは理事長が学長を兼務することになったため副学長) が室長となり、学長直下に位置付けられ、他の委員会および部署と連携を取りながら運用を始め、成績の厳正化と成績の可視化を重点に取り組むことが再確認された。

また、平成 27 年度より学期ごとの成績 (GPA) により履修登録可能な単位数を上下する制度 (変動型 CAP 制度) を採用して実施し、前学期の成績を基にして、学生の履修計画を立てている。特に A/A が成績不振学生に学修支援する際の貴重なデータとなっている。

現在の GPA を用いて、仏教学部の「学科別」・「専攻別」(旧・「コース別」)・「学年別」・「新入生と編入生別」・「本学附属高校と他高校出身者との比較」・「住居別」・「入学から 4 年次までの GP の推移」等のマトリクスを使用している。その他にも「各教員の成績評点の平均値」やその推移等も検証・分析して、教員の質の保証の客観的指標として活用している。

年度末には、学生個人ごとに GPA と成績数値を算出して、卒業生の評価資料としている。在校生の成績も個人ごとに集計されて、1 年間の GPA により報奨対象を決定する指標となっている。

各部署および各種委員会で協議された事項は、教授会において報告事項として共有がなされ、学修支援および教育課程の検討に役立っている。なお、主なデータは現在大学事務室備え付けの PC にて管理している。大学ネットワークセキュリティーは、委託先専門業者と本学の情報管理室の情報管理者により設定がなされており、外部からは侵入できないようにファイヤーウォールが構築され、個別の PC にはセキュリティーソフトが組み込まれているので、十分に機能している。

エビデンス集

【資料 6-2-28】 - 【資料 6-2-34】

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の IR 室は、教学 IR を行う部署として十分に機能しているといえるが、今後は科目ごとの難易度やカリキュラムツリーとの関係をどのように数値化していくか、他大学とは異なる本学ならではの教育課程であるがゆえに、標準的な評価対象として、それらの科目を見ることが非常に難しい。3 者協定を結んでいる協定校との連携を強め、学生の将来設計に繋がる学修支援の提供ができるようにしていく。また、経営管理に関する IR は専門技術者の育成が必須であるが、小規模校のスケールメリットを活かして、全体で構築できるように学内の意思疎通を図っていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

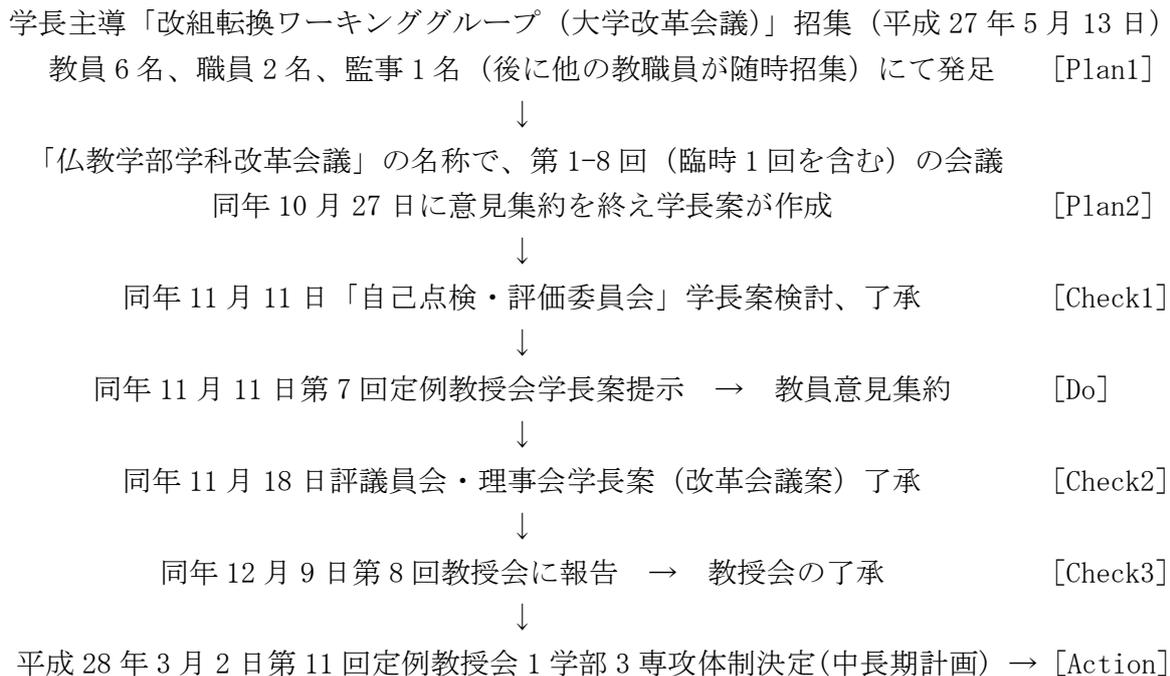
本学の大学運営に PDCA サイクルを用いるようになったのは、前回の大学機関別認証評価を受審した平成 25 年からであった。それから、少しずつ PDCA サイクルの考え方と方法が大学内に浸透し、昨今では日常化しつつある。以下に、その仕組みについて 2 つの視点から述べる。

6-3-①- i 全体の PDCA サイクル

大学全体の内部質保証のための PDCA サイクルの中心は自己点検・評価委員会である。同委員会は、年度の初めに前年の活動の状況を自己点検するために、各部署に通達を出して、およそ 2 か月後の 5 月末を目途に報告書の提出を促す。提出期日を待ち、集計した報告を基に PT において精査を行い、エビデンスの有無や文章の不正確な表現等の箇所についてそ

それぞれの部署に問い合わせ、部署はその質問に対して調査をして回答を提出する。その期間が、おおよそ2か月を要する。それらの回答をもう一度集計して見直し、本委員会に素案を提出して判断を仰ぎ、最終的に報告書作成に移るのが9月頃となる。報告書の完成は、毎年度の10月頃になり、さらに本委員会にてチェックされ、11月に公表される。公表された報告書は各部署で参照され、次年度の短期目標や、場合によっては中・長期目標の項目へ反映されていく。

全体のPDCAサイクルの実例をあげると、平成27年度に決定された仏教学部改組の際には下記のような手順が取られた。



上記の手順で進められた仏教学部の改組は、1学部2学科を改め、1学部1学科（学科内に専攻を複数設ける）体制へと平成29年度から移行することが決定した。この折に、改組後はそれぞれの専攻にKPI（業績評価指数）の概念を導入し、2年ごとに学生数の充足を検討することとした。右端の[]に示してあるように、checkには3段階の入念さがあり、この改組会議翌年の平成28年度には、建学の精神に照らした「3つのポリシー」が更新され、平成29年度から新しい仏教学部がスタートし、令和2年度が改組の完成年となる。

学長のガバナンスによる新しい仏教学部へ向けた取り組みの実例をあげた。

大学全体の内部質保証のための自己点検スケジュールと学長のガバナンスによるPDCAサイクルの実例は上記の通りである。点検に用いる項目は認証評価機関（公益財団法人 日本高等教育評価機構）が定める大学認証基準に準拠しており、その関係は前項に示した「資料6-2-①-ii-B 自己点検・評価組織と点検項目関係表」と「資料6-2-①-ii-C 各種委員会と自己点検評価項目との関連」の通りであり、この形式による図は前回の大学機関別認証評価時に用意したが、関連付けされた内容は異なりを見せている。この相違は、PDCAサイクルにより、各部署における取組の成果の結果ということができる。

エビデンス集

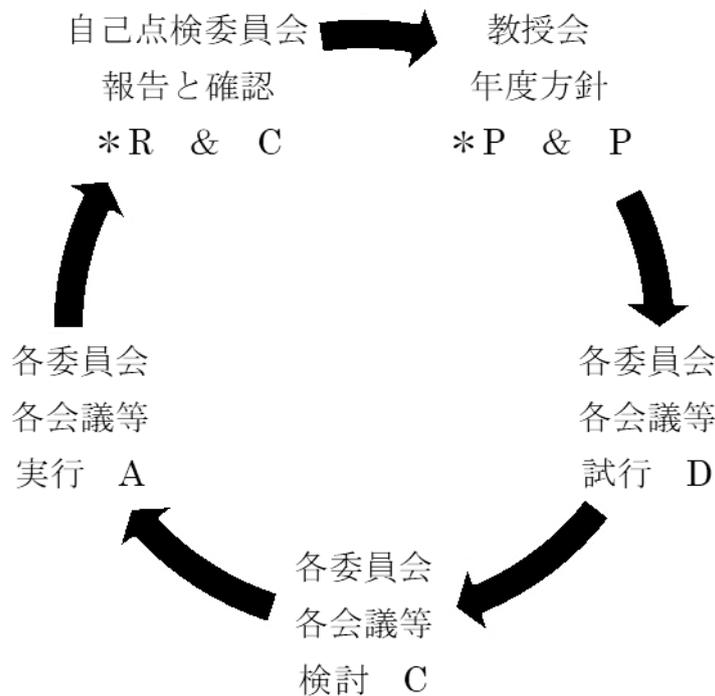
【資料 6-3-1】 - 【資料 6-3-7】

6-3-①-ii 部署ごとの PDCA サイクル

部署ごとの PDCA サイクルは、以下のように機能している。

本学では、新年度第 1 回目の定例教授会にて、副学長や学部長から、各種委員会、各専攻会議や専門会議等の常設委員会等に、建学の精神を基に策定された 3 つのポリシーを具現化するための中・長期計画に沿った短期（当該年度）方針が示され、その方針に沿って年度の活動が教職協働体制の各部署で展開される。毎年・毎月・毎週に行わなければならないルーティンワークや、その年度に意識して取り組まねばならない活動や業務は、下図のように PDCA サイクルに基づいて機能している。最終的には、年度末に自己点検・評価委員会から依頼される報告書の作成によって、各部署での当該年度の達成状況が検証され、報告される。その報告と実際に教授会等で討議された内容を勘案して次年度の方針策定が、大学レベルでは学長・副学長、学部レベルでは学部長によってなされる。副学長・学部長は、各部署で討議されてきた内容を記した毎回の議事録に目を通し、検印する。この行為によって、会議の状況もつぶさに知ることができるので、全体報告だけでは得られない、個々の状況を手に取るように知ることができることも、方針を練る上での強みである。

資料 6-3-①-ii-A 身延山大学教職協働 PDCA サイクル図



* 図中の P&P は Purpose（成果）と Plan（計画）、R は Report（報告）のこと。

上図の通りに、本学の PDCA サイクルは、有効に機能している。各部署の細かな改善から 仏教学部改組や組織変更のような大きな改正においても、ミスは少なく必要な意見の吸い上げを行い、スムーズな展開ができています。

加えて、学生と教員・職員との距離が近いことも本学の大きな特徴である。教職員が学生の顔と名前が一致し、出身地や現在の居所等の情報を有していることは、小規模校のスケールメリットを十分に活かしているといえる。この環境は、学生の生の声を吸い上げるに適している。学生の集うラウンジには、教員の姿もよく見かける。オフィスアワー時に自らの研究室に留まるだけでなく、積極的に学生との会話を持つ機会を得ようとしている教員の姿が見られることは、学生にとっても有意義な時間であり、ラウンジがそのままLCの現場となっている。

エビデンス集

【資料 6-3-8】 - 【資料 6-3-10】

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の PDCA サイクルは、大学・学部・学科・専攻、各種委員会・専門会議等で、適切に運用され、毎年自己点検・評価委員会によりまとめられ出される自己点検・評価報告書に反映され、本学 HP 等に公表されている。現時点で本学の PDCA サイクルは十分に機能していると考えられるが、今後は外部の意見や評価を取り入れる機会を増やし、内部的な営みに陥ることなく、有機的なシステムが PDCA サイクルにより確立するように、組織体制を強化する。

具体的には、小規模校のスケールメリットを活かしているかどうかの検証を行い、現段階で 4 年目を迎えた教育課程や新組織の形態が、3 つのポリシーの実現に適しているかという視点に立って見直してゆく。

【基準 6 の自己評価】

本学では、教育の質を内部保証するために、法令を遵守し、組織体制を整え、PDCA サイクルを用いて教職協働体制を構築した。具体的には、建学の精神に則った教育方針を策定し、この教育の方針を判りやすく簡明にして 3 つのポリシーを整えて、大学内部の役職員や教員、職員に明示して意見を求め、その結果を身延山大学自己点検・評価委員会から『身延山大学自己点検・評価報告書』として年度ごとにまとめ、本学 HP に広く公表してきた。

本学の教育研究体制は、学長のガバナンスが発揮されるように、学則や教授会規程を改正し、副学長制を設けてサポート体制を強化したと同時に、その責任体制も明確化した。

IR 室からの情報は、学務委員会や仏教学部、常勤理事会、自己点検・評価委員会、FD・SD 委員会等が利用して、在学生に対する学修支援や教員の質の向上のために供している。さらに、学生確保のための情報も IR 室が精査し、アドミッション&広報委員会に提供して、学生確保のための有益な活動源となっている。

本学は、短期、中長期的計画を策定し、仏教学部を改組して、教職協働体制の組織を改編し、教育の内部保証が健全に機能するように PDCA サイクルによって改善を進めている。

以上から、基準 6「内部質保証」の基準は満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 国際貢献

A-1-② 地域貢献

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 国際貢献

本学の国際貢献は、主として身延山大学国際日蓮学研究所（以下、国際日蓮学研究所）で実施している。国際日蓮学研究所は、身延山短期大学に設置された「仏教文化研究所」を母体とし、平成 7 年に短期大学を 4 年制の身延山大学へと改組転換したことに伴い、同年新たに「東洋文化研究所」として設置された。さらに平成 29 年度は身延山大学仏教学部改組の年であって、それに伴い研究所名称も平成 29 年 4 月より「国際日蓮学研究所」へと変更した。

国際日蓮学研究所は、身延山大学の建学の精神である日蓮聖人の立正安国の精神に則り、仏教および仏教文化等に関する諸般の調査研究を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的としている。

現在、国際日蓮学研究所は顧問・所長・主任・副主任・所員・客員所員・研究員・研究生の職員にて組織されており、「身延文庫研究班」「法華経研究班」「ラオス世界遺産修復プロジェクト」の 3 つのプロジェクトが進行している。研究体制をユニットに分けることで、各リーダーが責任をもって研究を遂行し、確実な研究成果をあげている。

所長以下所員の研究成果は、国際日蓮学研究所の機関誌である『日蓮学』（平成 29 年より発行。現在 3 号〈令和元年 10 月発行〉を数える）にて報告した。また身延文庫研究班は大学に隣接する日蓮宗総本山身延山久遠寺に所蔵される身延文庫の調査も行っており、この調査報告は『身延山資料叢書』（平成 22 年より発行、現在 8 巻〈令和 2 年 3 月〉を数える）にて広く公開している。特に『身延山資料叢書』に関しては今まで公開されることのなかった身延文庫所蔵書籍を影印本として公開していることにより、国内他大学や各研究機関のみならず、海外よりも寄贈を求められ、国際日蓮学研究所を代表する調査報告書となっている。法華経研究班は、『法華経関係文献目録』ならびに『妙法蓮華経優波提舎の文献学的研究』をテーマとする研究を行い、その成果を『法華経研究叢書』（令和 2 年より発行、現在 2 号〈令和 2 年 4 月〉を数える）として刊行した。

また教学研究のため、日蓮宗宗務院、立正大学、身延山大学の 3 者合同首唱のもと、現在に至るまで毎年、3 者（日蓮宗宗務院、身延山大学、立正大学仏教学部）が順番に担当し日蓮宗教学研究発表大会を開催している。第 70 回日蓮宗教学研究発表大会（於、身延山大学・平成 29 年 11 月）では、海外から研究者を招へいして公開シンポジウム「日蓮学の構築」を併催し、一宗にとらわれることなく広く仏教研究の成果を公開した。

現在、国際日蓮学研究所にて行っている国際交流事業（学術交流等）として、ラオス人

民民主共和国（以下、ラオス国）にて活動している「世界遺産地区仏像修復プロジェクト」と、海外諸研究所との学術交流「大韓民国（以下、韓国）・東国大学校仏教文化研究院、韓国・金剛大学校仏教文化研究所および韓国・高麗大蔵経研究所等」との学術交流があげられる。

ラオス国世界遺産都市ルアンパバーンにある仏像の修復プロジェクトは、世界遺産指定地区内にある寺院に安置されている仏像の修復を、国際日蓮学研究所に附属する仏像制作修復室が中心となり実施している。この修復活動についてはラオス側より情報文化・観光省美術工芸局、さらに国立ビエンチャン美術大学の技官・教員も参加し、ルアンパバーンの王宮博物館に修復室を設けて活動を行っている。ラオス国と国際日蓮学研究所間の国際交流事業は、令和元年度に20年の節目を迎えた。この事業には平成23年度以来、国際交流基金からの委託により、国立ビエンチャン美術大学の教員を本学に受け入れ、仏像修復技術の供与も行っている。現在はラオス産の漆を用いて修復過程を再構築し、ラオス産の修復材料を用いて現地の在来技術に従って修復できるよう研究を進めている。

海外諸研究所との学術交流は、現在、韓国・東国大学校仏教文化研究院と主に調査対象として、先の身延文庫と身延山大学図書館蔵坂本文庫の資料調査を行って『身延山資料叢書』第8巻においてその共同研究成果の一端を発表した。さらに韓国・高麗大蔵経研究所と平成29年6月に学術提携を締結し、その共同研究の成果を『身延山資料叢書』第7巻で発表するのみならず、平成30年2月には韓国国際会議場（ソウル・曹溪寺内）において「2018年韓・日共同教藏文献調査及び研究学術学会」を共同開催するまでに至っている。また金剛大学校仏教文化研究所との学術提携は、平成29年7月に学術協定を更新し、学術交流も現在隔年で行っている。金剛大学校仏教文化研究所とは人的学術交流も行っており、その一端として国際日蓮学研究所所員が金剛大学校へ出向し、平成29年7月に特別講演を行った。

研究員の受け入れについては、先のラオス国世界遺産地区仏像修復プロジェクトにおいて技術供与のため受け入れを行っている。また、現在海外研究者1名を「日本学術振興会 外国人招へい研究者（令和元年度採択）」として受け入れている。また外部資金による研究員派遣については、平成26年度、28年度-30年度まで所員1名が短期在外研究で、また令和元年度は所員1名が半年間の長期在外研究で、ともに日蓮宗宗務院より資金提供を受け、アメリカ合衆国ハーバード大学に出向し研究を行った。

エビデンス集

【資料 A-1-1】 - 【資料 A-1-11】

A-1-② 地域貢献

A-1-②-i 大学コンソーシアムやまなし

平成18年9月、山梨高等教育機関連絡協議会を基盤として県内12大学が参加し、特定非営利活動法人大学コンソーシアムやまなし（以下、大学コンソーシアムやまなし）が設置された。大学コンソーシアムやまなしは、当時の理事長貫井英明山梨大学長が「大学全入時代を迎えて厳しい状況下、一大学で特色づくりを行うのではなく、各大学が特色を出し合い、厳しい状況を勝ち抜くとともに学生たちが成長するような環境をつくり、併せて地域貢献にもつなげたい」と述べているように、多様化する学生ニーズに対応した多様な

受講機会を提供し、また各大学に共通する科目を一元的に提供することにより、スケールメリットを活かしたコスト削減を実現することを目指している。かつ山梨県内の大学、短期大学および地域社会に対して大学間相互の連携による多様な交流機会の提供、教育・研究の相互補完・向上と成果の還元、全国への情報発信に関する事業を行い、大学および短期大学の特色ある発展を支援し、地域の活力向上と地域経済の活性化に寄与することを目的として設立された。本学も設立年次より加盟し、大学コンソーシアムやまなし全体の取組みと各事業に参画している。

A-1-②-ii 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」への参加

山梨県地域未来創造センターで行っている「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」に本学も参画している。教養科目部門では、講座「山梨県と峡南地域」を開設し、身延町を中心とした博物館や郷土資料館等の巡回ツアーを実施している。CCRCの専門科目部門では平成28年度に「都会の人が住みたくなる小菅村を見に行こう」のテーマの下、山梨英和大学とコラボしてCCRC小菅村視察バスツアーを実施。平成29年度より横浜市立大学学生・大学院生と本学学生とのPBL型コラボ授業を開催し、身延町に対する廃校利用と門前町の活性化案を作成し、政策提言した。また、平成29年度は栃木県那須町にある「サ・高・住施設ゆいまーる」を1泊2日で研修を行い、理念・現状・運営・管理の実際に関する知識を高めた。

A-1-②-iii 公開講座

本学の生涯学習事業は平成7年度の開学時より、地域の人々に親しまれる開かれた大学を目指し、地元住民に対する生涯学習の場として、学内外の会場で公開講座を実施してきた。身延町総合文化会館を会場に身延公開講座、甲府市を会場に甲府公開講座といった講座を展開し、ともに県民により高度な学習機会を提供するため、本学の建学の精神に基づいた公開講座を開催している。

甲府公開講座は、大学コンソーシアムやまなしの事業である県民コミュニティーカレッジの「地域ベース講座」に平成9年度より参画している。（県民コミュニティーカレッジ自体は平成18年度までは山梨県の委託事業）但し、県民コミュニティーカレッジ事業は平成30年度に廃止されたことにより、以降大学の独自事業として継続して実施している。

身延公開講座は、身延町より補助金が交付され身延町教育委員会との共催で平成9年度より開催している。平成30年度・令和元年度の身延公開講座は座学、制作実習、臨地研修、文化財の実物公開と多彩な内容で開催し、受講者から好評を得ている。

本学では各種講座とは別に「皆様にご足労をおかけするのではなく、こちらから足を運ばせていただく」という趣旨のもと、依頼に応じて教員を講師として派遣する出張講座を開設している。

A-1-②-iv 高大連携事業

本学では、同一法人設置の身延山高等学校と連携して、平成15年度より高大連携事業を実施している。高校側にとっての高大連携の意義は大きく2点に纏めることができる。第1は、高校側では従来の教科学習を踏まえて、より発展的・専門的な学習を行うことがで

き、高校教員では対応できない専門的分野や大学レベルの高度な学習に対するニーズに応えることが可能になる。第2は、生徒の学習に対する意欲や目的意識を高め、生徒の適切な進路選択を支援することができる点である。取組内容としては、身延山高等学校には寺院子弟生徒が多いため実践を重視した僧道教育科目と、他大学にない本学の特色ある教育の一つである仏像修復や仏画鑑賞等の仏教芸術科目を実施してきた。また、本学の福祉学専攻教員が行う福祉系科目も追加している。単位認定方法は受講した科目の課題を大学に提出し、認定されれば本学に入学後に1単位認定される。また、山梨県立身延高等学校との間で高大連携事業を開催しており、令和元年度は年3回（会場は本学が1回、身延高等学校が2回）開催した。

A-1-②-v 通信講座（身延山大学通信講座）

本学通信講座は生涯学習講座の一環として、時間的余裕のない方や、遠方に在住のため本学に通学できない方等、社会人を対象に広く仏教および日蓮宗について学び、社会人としての教養を高めて欲しいとの観点から、平成15年10月より実施している。

通信講座は、入門編と中級編に分かれている。入門編は①釈尊から大乘仏教まで②法華経と天台の教え③日蓮聖人の教えと歴史の3コースを開設している。また、中級編は①釈尊の教え②天台宗の教え③日蓮宗の歴史の3コースを開設している。入門編・中級編ともに各6回のレポート提出が課されており、受講期間は半年間だが、さらに半年間の受講期間延長が可能となっている。独自にテキストを作成し（『仏教の教え－釈尊と日蓮聖人』日蓮宗テキスト編集委員会 [編]）、受講者によりわかりやすく仏教（日蓮宗）について学んでもらうために改定を加え、添削担当者も本学専任教員が専門分野の添削にあたっている。レポート提出から返送に至るプロセスは、レポートの受理日を記載→担当者が添削後、事務担当に返却（添削期間は2週間以内）→添削日を記載→レポートのコピーを大学で保存→レポートを受講者に返送。レポート提出時にはレポート提出カードを添付し（受講者はコメントがある場合は記入）、質問がある受講生は質問カードに質問事項を記入し、レポート提出時に同封すると担当者が返答をし、関係資料があれば送付し、学習のサポートを行っている。また、6回の添削が修了した受講者には修了証を送付し、未修了の受講者には受講期間終了後ハガキを送付し、受講期間終了の連絡をしている。また、受講半年を経過した時点で、レポート提出が1度もない受講者には、レポート提出を促しつつ、再度受講期間を記した書面を送付して、受講への啓発を行っている。

A-1-②-vi 児童館活動

本学は平成24年度から身延町子育て支援課の依頼を受け、身延児童館における子育て支援イベント活動「おにいさん、おねえさんと遊ぼう！」を行っている。この活動は、地域の乳幼児とその親を対象としている。令和元年度の活動は、福祉学科および福祉学専攻の学生が活動の企画と運営を行い、3回開催して参加者合計は71名であった。学生にとって児童館活動は、学内での学修を实践知へと高める活動として、すなわちALとして位置づけられる。学生は保育系の科目を中心に、仏教福祉、地域福祉等の福祉科目を包括的に学修して児童館での子育て支援活動を立案、実践し、振り返りを行う。これらの活動をとおして授業のねらいを達成することになる。

児童館活動での学修と実践の繰り返しは、学生にとって学修に対する積極性や主体性を生み、結果として活動内容の充実を生じさせている。内容の充実によって地域の親子のみでなく町内公立保育所の3歳未満児と保育士の参加があり、多数の参加者が集う活動となった。

A-1-②-vii 身延山大学附属図書館における諸活動

身延山大学附属図書館では、平成14年度より身延山宝物館と共同で展覧会を開催し、仏教や地域にテーマを設けた展示を実施している。令和元年度は令和2年度と2年連続で身延山内の宿坊をテーマとして取り上げることになり、図書館内にて展示を実施した。また、例年展覧会に合わせて記念講演会を開催、令和元年度は本学非常勤講師を講師として身延山東谷・中谷の宿坊をたどる史跡巡見を実施した。但し令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、展覧会開催を中止した。

また、身延山大学附属図書館では所蔵資料を地域に還元し、地域住民に附属図書館を開放することを目的に、身延町教育委員会・早川町教育委員会・南部町教育委員会の後援と身延町立図書館の協賛を得て、平成28年度より身延山学講座を開催している。身延山学講座は年10回の開催で、前期・後期各5回に分けてそれぞれ別の講師（本学教員）が担当する。令和元年度は、前期は講義（ご遺文を読む「身延山東谷ゆかりの人々」）、後期は身延山内史跡巡見を実施した。また、身延山学講座開催に伴う特別講演会を平成28年度より開催している。令和元年度は本学教員による講演と外部講師による写仏体験を実施した。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、前期講義のスクーリングは中止して、代わりに講師による講演をDVDに収録を行い、そのDVDを受講者に送付する方式に変更するとともに、特別講演会も延期を決定した。

エビデンス集

【資料 A-1-12】 - 【資料 A-1-22】

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

国際貢献について、主体となる国際日蓮学研究所では「身延文庫研究班」「法華経研究班」「ラオス世界遺産修復プロジェクト」の3つのプロジェクトが着実に進行し、研究成果をあげている。今後は日蓮宗宗務院、立正大学、身延山大学で締結した3者協定を拡充して、日蓮宗宗務院に附属する日蓮宗現代宗教研究所、立正大学に附属する日蓮教学研究所・法華経文化研究所等の研究機関との間で共同研究を実施するとともに、海外研究機関との間で学術交流が拡大できるよう国内外の研究機関との間で共同研究を行う環境を整備する。

地域貢献については、現在公開講座として甲府公開講座、身延公開講座を開催し、通信教育や出張講座、児童館活動等を実施する他、附属図書館においても各種講座や展覧会を開催し成果を上げている。

今後も受講者や利用者のニーズを常に把握して事業の企画を行うとともに、本学HP等を活用する等、広報の充実を進めていく。

【基準Aの自己評価】

本学の特色を生かした研究は、国際日蓮学研究所の活動に顕著である。国際日蓮学研究

所では韓国・東国大学校仏教文化研究院、金剛大学校仏教文化研究所および高麗大藏経研究所との学術交流、仏像修復制作室が行っているラオス国世界遺産ルアンパバーン地区の仏像修復プロジェクトとそれぞれの置かれた立場から社会貢献に取り組んでいる点が評価できる。20周年を迎えたラオス国における仏像調査・修復活動は、国際交流事業の一環となるもので、国際的な社会貢献と位置づけられる。また、各種講座の中では、地域文化における伝統の再認識と新たな視点の提示という点で、身延公開講座、甲府公開講座は特色ある講座を開催している。講義だけではなく、地域の寺院・文化財案内、仏像彫刻・修復実技といった受講者のニーズを反映した参加者学習型講座を開講している点が評価できる。そして、大学の知的財産を地域や学校・福祉施設に還元する上において、仏教学科各専攻の教員が現場に出向いて行う出張講座や児童館活動は地域貢献型の講座となっている。これらの各種講座の企画・運営に関しては、学内の社会連携委員会が中心となり、仏教学部仏教学科専任教員の協力により取り組んでいる。また、附属図書館も地域貢献として身延山学講座や展覧会、それらに伴う講演会を実施しており、学内あげて国際貢献・地域貢献を実施していると評価できる

以上から、基準A「社会貢献」の基準は満たしていると判断する。

V. 特記事項

1. 身延山大学介護実務者研修

本学では、タブレット端末等を用いた通信教育による介護実務者研修（身延山大学介護福祉士実務者学校）を平成 29 年度より開講している。学習は「パソコン・タブレット・スマホ端末機等」の通信機器を使用して行い、スクーリングで登校するのは 7 日間（「介護過程Ⅲ」5 日間、「医療的ケア演習」2 日間）である。入学時期は年 8 回のコース制であり、1 コースにつき定員 25 名（2 名以上の申し込みで実施）でスクーリングを含めて 6 か月間の教育期間が設けられている。実務者研修には原則 450 時間の研修を義務付けており（但し有資格者には免除科目がある）、実務 3 年に満たない初任者や、実務未経験者でも実務者研修は受講可能である。なお、本学では一般社団法人 KJK（旧・一般社団法人介護福祉士実務者研修センター）に加盟し、活動している。

2. 認知症カフェ（オレンジカフェ身延山）

本学学生が主体となり、平成 29 年度より（プレオープンは平成 28 年 11 月）日蓮宗総本山身延山久遠寺門前町の元旅館の建物を借用して、月 1 回（年 10 回）認知症カフェ「オレンジカフェ身延山」を運営している。参加学生は福祉学専攻学生のみならず日蓮学専攻学生も参加している。認知症カフェとは、認知症の方やその家族、地域住民、医療・福祉の専門職等が集い、お茶を飲みながら楽しく過ごす場所になる。全国各地で実施されるようになっているが、大学生が中心となって認知症カフェの運営を行うのは本学のオレンジカフェ身延山が全国でも初の事例である。そのことが評価されて朝日新聞厚生文化事業団で実施している「ともにつくる認知症カフェ開設応援助成」の対象に選定され、平成 29 年度より令和 2 年 3 月まで 3 年間支援を受けた。オレンジカフェ身延山の利用対象について制限はなく、参加費 100 円で参加することができる。平成 30 年 9 月より、オレンジカフェ身延山において地元の子供たちへの学習支援活動も併せて開始した。これにより、本学学生と子供たちや高齢者等の地元住民との交流を生み出している。なお、オレンジカフェ身延山における学習支援活動については『朝日新聞』の平成 31 年 2 月 6 日山梨版に記事として紹介された。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	身延山大学学則第 1 条で明記している。	1-1
第 85 条	○	身延山大学学則第 2 条で明記している。	1-2
第 87 条	○	身延山大学学則第 3 条で明記している。就業年数は 4 年。	3-1
第 88 条	○	身延山大学学則第 23 条-第 24 条で明記している。	3-1
第 89 条	—	該当なし（早期卒業制度の定めはなし。）	3-1
第 90 条	○	身延山大学学則第 8 条で明記している。	2-1
第 92 条	○	身延山大学学則第 34 条-第 37 条、学校法人身延山学園教育職員任用規程第 10 条で明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	身延山大学学則第 11 条、第 29 条、第 38 条、教授会規程第 1 条、第 6 条-第 7 条で明記している。	4-1
第 104 条	○	身延山大学学則第 29 条に明記している。	3-1
第 105 条	—	該当なし	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	身延山大学学則第 1 条、身延山大学自己点検・評価委員会規程、身延山大学自己点検・評価に関する細則に明記している。 併せて、本学 HP にて公表している。	6-2
第 113 条	○	本学 HP 等にて公表している。	3-2
第 114 条	○	身延山大学学則第 37 条、学校法人身延山学園事務分掌規程で明記している。	4-1 4-3
第 122 条	○	身延山大学学則第 12 条、第 2、3 年次入学試験要項に明記している。	2-1
第 132 条	○	身延山大学学則第 12 条、第 2、3 年次入学試験要項に明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	身延山大学学則で明記している。	3-1 3-2
第 24 条	—	指導要録法令対象外。ただし学籍原簿・成績原簿は適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	身延山大学学則第 46 条で明記している。	4-1

身延山大学

第 28 条	○	各担当部署において備えている。	3-2
第 143 条	○	身延山大学学則第 38 条に「教授会は、必要に応じて下部に委員会を置くことができる」ことを明記し、代議員会及び専門委員会等については身延山大学教授会規程第 7 条に「教授会は、必要に応じて下部に委員会を置くことができる」と明記、運用し、学長が円滑に意思決定を行っている。	4-1
第 146 条	—	該当なし。科目等履修生が入学する場合の修行年限の通算について定めがないため。	3-1
第 147 条	—	該当なし。早期卒業は設けていない。	3-1
第 148 条	—	該当なし。早期卒業は設けていない。	3-1
第 149 条	—	該当なし。早期卒業は設けていない。	3-1
第 150 条	○	身延山大学学則第 8 条に明記している。	2-1
第 151 条	—	該当なし。高校からの飛び級入学制度がないため。	2-1
第 152 条	—	該当なし。高校からの飛び級入学制度がないため。	2-1
第 153 条	—	該当なし。高校からの飛び級入学制度がないため。	2-1
第 154 条	—	該当なし。高校からの飛び級入学制度がないため。	2-1
第 161 条	○	身延山大学学則第 12 条及び入学試験募集要項にも明記しており、本条を遵守している。	2-1
第 162 条	○	募集要項で明記している。	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期は身延山大学学則第 4 条、学期は身延山大学学則第 5 条、休業日は身延山大学学則第 6 条に明記している。	3-2
第 163 条の 2	○	入学は身延山大学学則第 7 条に明記している。 卒業は身延山大学学則第 28 条-第 29 条を満たせば、秋季・年度末卒業が認められる。	3-1
第 164 条	—	該当なし。履修証明プログラムを設けていない。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、各ポリシーを入試要項、履修の手引き等で明記し、本学 HP で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価委員会規程および身延山大学自己点検・評価に関する細則で明記している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学 HP で教育研究活動等の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	身延山大学学則第 29 条に明記し、学位の授与は学長が行う。	3-1
第 178 条	○	身延山大学学則第 12 条および入学試験募集要項にも明記しており、本	2-1

身延山大学

		条を遵守している。	
第 186 条	○	身延山大学学則第 12 条および入学試験要項にも明記しており、本条を遵守している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準に従って適切に運用している。 なお、身延山大学学則第 1 条第 2 項に「本学は、教育研究の向上をはかり、前項の目的を達成するために自己点検・評価を行う」と定めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	身延山大学学則第 1 条で明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	身延山大学学則第 7 条-第 12 条、身延山大学アドミッション&広報委員会規程、入試要項で明記しており、適切に運用している。	2-1
第 2 条の 3	○	教員と職員が各種委員会を教職協同に協議し、より学修成果及び学修支援の向上を図っている。なお本学で職員が各種委員会を委員として参加している。	2-2
第 3 条	○	身延山大学学則第 2 条で明記している。	1-2
第 4 条	○	身延山大学学則第 2 条で明記している。	1-2
第 5 条	○	本学では学科内で専攻制を設けており、専攻制の履修方法は履修の手引きで明記している。	1-2
第 6 条	○	身延山大学学則第 42 条に「本学に国際日蓮学研究所をおき、所長はこの運営にあたる」とあり、第 2 項に「国際日蓮学研究所に関する規程は別に定める」とある。 身延山大学国際日蓮学研究所規程がある。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	必要な教員組織を置いている。なお、本学は二以上の校地はない。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要な授業科目は専任教員が担当している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	大学設置基準に従って適切に配置するように努めている。 本学では実務経験のある専任非常勤教員は大学 HP（シラバス）で公表している。	3-2
第 11 条	○	専任教員においては授業の担当がない教員はいない。 客員教授においては、身延山大学客員教授規程第 2 条 (1)「教授に準じて学生の教育研究上の指導に当たる者」 (2)「本条前号に順次、広く本学の教育信仰のために必要と認められる者」とあり教育研究上の指導を主として、授業を担当していない。	3-2 4-2

身延山大学

第 12 条	○	専任教員を配置している。 身延山学園教育職員任用規程第 5 条「本学以外に本務を有する者は、原則として、専任者として任用することはできない」と明記しており、本学のみ専任教員として教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○	大学設置基準に基づく専任教員数を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	適合者である。 身延山大学学則 39 条で明記している。 任命及び任期に関しては、身延山大学学長の任命及び任期に関する規程第 4 条で明記している。	4-1
第 14 条	○	学校法人身延山学園教育職員任用規程で明記している。	3-2 4-2
第 15 条	○	学校法人身延山学園教育職員任用規程で明記している。	3-2 4-2
第 16 条	○	学校法人身延山学園教育職員任用規程で明記している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	学校法人身延山学園教育職員任用規程で明記している。	3-2 4-2
第 17 条	○	学校法人身延山学園教育職員任用規程で明記している。	3-2 4-2
第 18 条	○	身延山大学学則第 2 条で明記している。	2-1
第 19 条	○	身延山大学学則第 18 条-第 27 条に明記し、適切に運用している。 学科及び各専攻にカリキュラム・ポリシーを定め、教育課程を編成している。 大学案内、本学 HP および履修の手引きに明記している。	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法については身延山大学学則第 18 条-第 27 条および学則別表 1 に明記し、適切に運用している。	3-2
第 21 条	○	単位については身延山大学学則第 18 条-第 27 条に明記し、適切に運用している。	3-1
第 22 条	○	身延山大学学則第 19 条に明記し、適切に運用している。	3-2
第 23 条	○	身延山大学学則第 20 条に明記し、適切に運用している。 学年暦及び月別予定表（年間行事予定表）を作成し、履修の手引きに明記している。	3-2
第 24 条	○	履修登録された科目に応じて、大学設置基準に従い適切に運用している。 本学は小規模で入学者数も少なく、全ての講義において受講者が少人数の為、教育効果を十分に発揮できる。	2-5
第 25 条	○	身延山大学学則第 18 条-第 27 条および履修の手引きに明記し、適切に運用している。	2-2 3-2

身延山大学

		イー・ラーニング、学外学修等も取り入れている。	
第 25 条の 2	○	授業の科目ごとにシラバスを作成し、本学 HP で公表している。成績評価および卒業の認定にあたっては、身延山大学学則第 22 条、第 28 条、第 29 条及び履修の手引き明記し、適切に運用している。	3-1
第 25 条の 3	○	身延山大学学則第 1 条 2 項に「本学は、教育研究の向上をはかり、前項の目的を達成するために自己点検・評価を行う。これに関する事項は別に定める」とあり、身延山大学自己点検・評価委員会規程第 2 条に「委員会は、本学の研究・教育水準の向上に資するため、以下の各号にかかわる基本的事項を審議・策定する」と定めてあり、毎年、自己点検評価報告書を本学 HP にて公表している。	3-2
		教育内容の改善のための組織的な研修については、身延山学園身延山大学ファカルティ&スタッフディベロップメント委員会(以下、FD・SD委員会)規程で明記し、FD・SD委員会が授業内容及び方法の改善を図るための教員・職員を含む全学的な体制により、FD・SD研修会を実施している。なお、前期後期に学生による授業評価、教員相互による授業公開及び参観授業をはじめ、授業の質の向上を図るための研修会等を実施している。	3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし。昼夜開講制は行っていない。	3-2
第 27 条	○	身延山大学学則第 18 条-第 27 条および履修の手引きに明記し、適切に運用している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修の手引きで年間制限単位数(変動型 CAP 制度)について明記している。	3-2
第 28 条	○	身延山大学学則第 24 条-第 25 条で明記している。	3-1
第 29 条	○	身延山大学学則第 24 条、第 26 条で明記している。	3-1
第 30 条	○	身延山大学学則第 23 条-第 24 条、第 26 条で明記している。	3-1
第 30 条の 2	○	身延山大学学則第 3 条の 3 および身延山大学長期履修学生規程で明記している。	3-2
第 31 条	○	身延山大学学則第 43 条で明記している。	3-1
			3-2
第 32 条	○	身延山大学学則第 28 条-第 29 条で明記している。	3-1
第 33 条	—	該当なし。授業時間制をとっていない。	3-1
第 34 条	○	大学設置基準に従って適切に設置している。	2-5
第 35 条	○	大学設置基準に従って適切に設置している。	2-5
第 36 条	○	大学設置基準に従って適切に設置している。	2-5
第 37 条	○	大学設置基準に従って適切に設置している。	2-5
第 37 条の 2	○	大学設置基準に従って適切に設置している。	2-5
第 38 条	○	大学設置基準に従って適切に設置している。	2-5
第 39 条	○	仏教学部国際日蓮学研究所の附属施設として、仏像制作修復室を設けている。	2-5

身延山大学

第 39 条の 2	—	該当なし。薬学に関する学部を設けていない。	2-5
第 40 条	○	大学設置基準及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則・指定保育士養成施設指定基準に従って適切に備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし。本学は二以上の校地はない。(別キャンパスを有していない。)	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境は必要な経費を確保し、大学設置基準に従い本学にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名および学科名はいずれも教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	身延山大学学則第 34 条、学校法人身延山学園事務分掌規程、学校法人身延山学園事務職員任用規程で明記している。	4-1 4-3
第 42 条	○	身延山大学学則第 34 条、学校法人身延山学園事務分掌規程、学校法人身延山学園事務職員任用規程で明記している。 なお、学生の厚生補導を行うため、学修支援室、医務室、就職・進学資料室、カウンセリングルームを設置し、専任職員を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	身延山大学学則第 34 条、学校法人身延山学園事務分掌規程、学校法人身延山学園事務職員任用規程で明記している。 なお、学生の厚生補導を行うため、学修支援室、医務室、就職・進学資料室、カウンセリングルームを設置し、学修支援を担当する専任職員および看護師を配置している。	2-3
第 42 条の 3	○	FD・SD 委員会が職員の資質を高めるため、全学的な体制により、毎年 FD・SD 研修会を実施している。また、学外研修の案内があれば、その都度職員には情報の提供を行っている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし。二以上の学部を設けていない。	3-2
第 43 条	—	該当なし。他大学との共同教育課程を編成していない。	3-2
第 44 条	—	該当なし。他大学との共同教育課程を編成していない。	3-1
第 45 条	—	該当なし。他大学との共同教育課程を編成していない。	3-1
第 46 条	—	該当なし。他大学との共同教育課程を編成していない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。他大学との共同教育課程を編成していない。	2-5
第 48 条	—	該当なし。他大学との共同教育課程を編成していない。	2-5
第 49 条	—	該当なし。他大学との共同教育課程を編成していない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。大学設置基準第 49 条の 2 に規定する工学に関する学部を設置していない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。大学設置基準第 49 条の 2 に規定する工学に関する学部を設置していない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。大学設置基準第 49 条の 2 に規定する工学に関する学部	4-2

身延山大学

		を設置していない。	
第 57 条	—	該当なし。外国における組織を設けていない。	1-2
第 58 条	—	該当なし。大学院大学を設けていない。	2-5
第 60 条	—	該当なし。新たに学科及び資格取得課程等を設置する場合において、教員組織、校舎等の施設及び設備については法令に基づき整備することとしている。	2-5
			3-2
		教育研究用機器備品や図書についても、法令に基づき教育研究の質の向上のため、完成年度以降も計画的な整備を継続している。	4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	身延山大学学則第 29 条で明記している。	3-1
第 10 条	○	身延山大学学則第 29 条で明記している。	3-1
第 13 条	○	身延山大学学則第 29 条で明記し、学生便覧・シラバスに記載し本学 HP で公表している。 なお、学則を改正する際は文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 3 条で明記している。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人身延山学園寄附行為第 9 条の 2、第 20 条の 2、第 32 条の 3 で明記している。	5-1
第 33 条の 2	○	学校法人身延山学園寄附行為第 46 条の 2、3 で明記している。	5-1
第 35 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 6 条で明記している。	5-2
			5-3
第 35 条の 2	○	学校法人身延山学園寄附行為第 19 条-第 20 条で明記している。	5-2
			5-3
第 36 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 17 条-第 18 条で明記し、適切に運用している。	5-2
第 37 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 12 条、第 14 条-第 15 条、第 21 条で明記し、適切に運用している。	5-2
			5-3
第 38 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 7 条-第 9 条で明記している。	5-2
第 39 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 9 条で明記している。	5-2
第 40 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 10 条の 3 で明記している。	5-2
第 41 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 24 条-第 33 条で明記している。	5-3
第 42 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 34 条で明記している。	5-3
第 43 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 35 条で明記している。	5-3

身延山大学

第 44 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 24 条-第 25 条で明記している。	5-3
第 44 条の 2	○	学校法人身延山学園寄附行為第 22 条-第 23 条で明記している。 ガバナンスコードを本学 HP で公表している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	学校法人身延山学園寄附行為第 22 条-第 23 条で明記している。 ガバナンスコードを本学 HP で公表している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	学校法人身延山学園寄附行為第 22 条-第 23 条で明記している。 ガバナンスコードを本学 HP で公表している。	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 51 条で明記し、適切に運用している。	5-1
第 45 条の 2	○	学校法人身延山学園寄附行為第 43 条で明記している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 44 条の 2 で明記している。	5-3
第 47 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 46 条で明記している。	5-1
第 48 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 46 条、学校法人身延山学園役員等の報酬および退職金等の規程で明記している。	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人身延山学園寄附行為第 50 条で明記している。	5-1
第 63 条の 2	○	学校法人身延山学園寄附行為第 47 条で明記している。 併せて、本学 HP で公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）	該当なし
学校教育法施行規則（大学院関係）	該当なし
大学院設置基準	該当なし
専門職大学院設置基準	該当なし
学位規則（大学院関係）	該当なし
大学通信教育設置基準	該当なし

Ⅶ. エビデンス集一覧.

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人身延山学園寄附行為	
	学校法人身延山学園寄附行為の運営に関する内規	
【資料 F-2】	大学案内	
	令和 3 年度大学案内、令和 2 年度リーフレット	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	身延山大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 3 年度入学試験要項、令和 3 年度入学試験要項（留学生指定校推薦・留学生編入学試験）	

身延山大学

【資料 F-5】	学生便覧	
	令和2年度履修の手引き	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人身延山学園身延山大学短期、中・長期計画 ＜平成26年4月1日～平成31年3月31日＞ 令和2年度学校法人身延山学園身延山大学短期、中・長期計画 ＜平成31年4月1日～令和6年3月31日＞	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和元年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	本学HP「アクセスマップ」 http://www.min.jp/map/access.html 本学HP「キャンパスマップ」 http://www.min.jp/map/campus.html	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人身延山学園規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員台帳、平成元年度理事会出席状況、平成元年度評議員会出席状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）	
	計算書（平成27年度-平成30年度、令和元年度） 監事監査報告書（平成27年度-平成30年度、令和元年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	令和2年度履修の手引き 令和2年度シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	令和2年度履修の手引き7頁-8頁 令和3年度大学案内（【資料 F-2】に同じ） 本学HP「身延山大学 三つの方針」 http://www.min.jp/department/3policies.html	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	該当なし
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	本学HP 「認証評価結果に対する改善報告書（平成28年7月28日）」 http://www.min.jp/img/pdf/kaizenhokoku.pdf	
【資料 F-16】	法人及び大学の規程集など	
	学校法人身延山学園規程集	電子データ

基準1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
1-1. 使命・目的および教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人身延山学園寄附行為第3条	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	身延山大学学則第1条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	令和2年度履修の手引き6頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	令和2年度履修の手引き8頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-5】	本学HP「大学案内」 https://www.min.ac.jp/about/index.html	
【資料 1-1-6】	本学HP「身延山大学 三つの方針」 https://www.min.ac.jp/department/3policies.html	
【資料 1-1-7】	令和3年度大学案内5頁-6頁	【資料 F-2】と同じ

身延山大学

【資料 1-1-8】	令和 2 年度履修の手引き 7 頁-8 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-9】	2021 (令和 3) 年度入学試験要項 1 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-10】	2021 (令和 3) 年度留学生指定校推薦入学試験要項・留学生編入学試験要項 1 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-11】	2021 (令和 3) 年度指定校推薦入学試験要項 1 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-12】	2021 (令和 3) 年度身延山高等学校推薦入学試験要項 1 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-13】	令和 2 年度履修の手引き 4 頁-6 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-14】	2020 年度身延山大学実務経験のある教員等による授業科目の一覧表 (平成 29 年度以降入学者適応)	
【資料 1-1-15】	大学進学・満足度アンケート調査 (令和元年度 [2019] 年度後期・1-4 学年)	
【資料 1-1-16】	平成 25 年度第 8 回定例、第 6 回臨時、平成 26 年度第 1 回定例教授会議事録	
【資料 1-1-17】	令和 2 年度履修の手引き 4 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-18】	平成 27 年度第 2 回、第 3 回身延山大学定例教授会議事録	
【資料 1-1-19】	平成 27 年度第 11 回定例教授会議事録	
【資料 1-1-20】	平成 27 年度第 3 回理事会議事録	
【資料 1-1-21】	平成 28 年度第 4 回定例教授会議事録	
【資料 1-1-22】	平成 27 年度第 11 回定例教授会議事録	【資料 1-1-19】と同じ
【資料 1-1-23】	平成 28 年度第 3 回-第 6 回、第 8 回、第 10 回-第 11 回定例教授会議事録	
【資料 1-1-24】	平成 27 年度第 2 回、第 3 回身延山大学定例教授会議事録	【資料 1-1-18】と同じ
【資料 1-1-25】	第 22 回ラオス世界遺産仏像修復プロジェクト事業報告書	
1-2. 使命・目的および教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人身延山学園寄附行為第 3 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-2】	身延山大学学則第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-3】	学校法人身延山学園寄附行為第 3 章	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-4】	学校法人身延山学園寄附行為の運営に関する内規	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-5】	学校法人身延山学園経営戦略委員会内規	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-6】	身延山大学教授会規程第 2 条	
【資料 1-2-7】	平成 29 年度身延山大学各種委員会役職一覧、令和 2 年度身延山大学役職等一覧	
【資料 1-2-8】	令和 3 年度大学案内 5 頁-6 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-9】	令和 2 年度履修の手引き 4 頁-8 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-10】	本学 HP「大学案内」 https://www.min.ac.jp/about/index.html	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-11】	「学校法人身延山学園身延山大学 短期、中・長期計画」 <平成 26 年 4 月 1 日-平成 31 年 3 月 31 日>	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-12】	「学校法人身延山学園身延山大学 短期、中・長期計画」 <平成 31 年 4 月 1 日-平成 36 年 3 月 31 日>	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-13】	日蓮宗・立正大学・身延山大学の連携に関する協定	
【資料 1-2-14】	令和 3 年度大学案内 5 頁-6 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-15】	2021 (令和 3) 年度入学試験要項 1 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-16】	2021 (令和 3) 年度留学生指定校推薦入学試験要項・留学生編入学試験要項 1 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-17】	2021 (令和 3) 年度指定校推薦入学試験要項 1 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-18】	2021 (令和 3) 年度身延山高等学校推薦入学試験要項 1 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-19】	令和 2 年度履修の手引き 7 頁-8 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-20】	本学 HP「身延山大学 三つの方針」 https://www.min.ac.jp/department/3policies.html	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-2-21】	令和 3 年度大学案内 3 頁-4 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-22】	令和 2 年度履修の手引き 7 頁-8 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-23】	本学 HP「窓口案内・事務組織」 https://www.min.ac.jp/department/window.html	
【資料 1-2-24】	平成 29 年度第 1 回-第 3 回教養教育専門会議事録	

身延山大学

【資料 1-2-25】	平成 30 年度第 1 回-第 3 回教養教育専門会議議事録	
【資料 1-2-26】	平成 31 年度第 1 回、第 2 回身延山大学教養教育専門会議議事録	
【資料 1-2-27】	身延山大学教養教育専門会議規程	
【資料 1-2-28】	第 22 回ラオス世界遺産仏像修復プロジェクト事業報告書	【資料 1-1-25】と同じ
【資料 1-2-29】	身延山大学国際日蓮学研究所と金剛大学校仏教文化研究所との学術交流に関する協約書	
【資料 1-2-30】	身延山大学東洋文化研究所と東国大学校仏教文化研究院との学術交流に関する協定書	
【資料 1-2-31】	身延山大学国際日蓮学研究所と社団法人高麗大蔵経研究所との学術交流に関する協約書	
【資料 1-2-32】	日蓮宗・立正大学・身延山大学の連携に関する協定	【資料 1-2-13】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名および該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	本学 HP「身延山大学 三つの方針」 https://www.min.ac.jp/department/3policies.html	
【資料 2-1-2】	令和 3 年度大学案内 5 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	2021 (令和 3) 年度入学試験要項 2 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	2021 (令和 3) 年度留学生指定校推薦入学試験要項・留学生編入学試験要項 2 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	2021 (令和 3) 年度指定校推薦入学試験要項 2 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	2021 (令和 3) 年度身延山高等学校推薦入学試験要項 2 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-7】	日蓮宗刊行機関誌『日蓮宗宗報』令和元年度 4 月号-3 月号	
【資料 2-1-8】	身延山久遠寺布教誌『みのぶ』令和 2 年 5 月号、7 月号	
【資料 2-1-9】	日蓮宗新聞社『日蓮宗新聞』令和元年 9 月号-令和 2 年 3 月号	
【資料 2-1-10】	旺文社「大学受験パスナビ」	
【資料 2-1-11】	リクルート進学ネット「スタディサプリ進路」	
【資料 2-1-12】	Benesse「マナビジョン」	
【資料 2-1-13】	ディスコ社「キャリアアカデミー進学ナビ (旧・日経進学ナビ)」	
【資料 2-1-14】	ライセンスアカデミー「進路ナビ」	
【資料 2-1-15】	平成 27 年度第 11 回定例教授会議事録	
【資料 2-1-16】	平成 27 年度第 3 回理事会議事録	
【資料 2-1-17】	「身延山大学 大学説明会」案内	
【資料 2-1-18】	身延山大学学則第 8 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-1-19】	2021 (令和 3) 年度入学試験要項 3 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-20】	2021 (令和 3) 年度留学生指定校推薦入学試験要項・留学生編入学試験要項 2 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-21】	2021 (令和 3) 年度指定校推薦入学試験要項 2 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-22】	2021 (令和 3) 年度身延山高等学校推薦入学試験要項 2 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-23】	令和 3 年度入試問題作成打ち合わせ報告書	
【資料 2-1-24】	2021 (令和 3) 年度入学試験要項 2 頁、16 頁、17 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-25】	2021 (令和 3) 年度留学生指定校推薦入学試験要項・留学生編入学試験要項 2 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-26】	2021 (令和 3) 年度指定校推薦入学試験要項 2 頁	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-27】	2021 (令和 3) 年度身延山高等学校推薦入学試験要項 2 頁	【資料 F-4】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	身延山大学学務委員会規程	
【資料 2-2-2】	学校法人身延山学園身延山大学ファカルティ&スタッフディベロップメント委員会規程	
【資料 2-2-3】	平成 29 年度学部運営方針	
【資料 2-2-4】	令和 2 年度履修の手引き 13 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-5】	身延山大学インスティテューショナル・リサーチ室規程	
【資料 2-2-6】	ディスレクシアの学生への講義・定期試験およびレポートにおけ	

身延山大学

	る対応について (お願い)	
【資料 2-2-7】	「広汎性発達障害およびてんかん」の学生への講義・定期試験およびレポートにおける対応について (お願い)	
【資料 2-2-8】	平成 29 年度第 2 回 FD・SD 研修会について (ご案内)	
【資料 2-2-9】	令和 2 年度履修の手引き 4 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-10】	「2020 年度教員オフィスアワー」一覧	
【資料 2-2-11】	身延山大学ティーチング&ステューデント・アシスタント規程	
【資料 2-2-12】	臨時雇用申請書	
【資料 2-2-13】	臨時雇用取り決め事項	
【資料 2-2-14】	臨時雇用採用者氏名報告書	
【資料 2-2-15】	臨時雇用使用完了届	
【資料 2-2-16】	面談記録	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	令和 2 年度履修の手引き 32 頁-37 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-2】	2020 学修ポートフォリオ	
【資料 2-3-3】	インターンシップにおける学生の受け入れについて (ご依頼)	
【資料 2-3-4】	インターンシップに関する契約書	
【資料 2-3-5】	身延山大学インターンシップ出勤簿	
【資料 2-3-6】	身延山大学インターンシップ評価表	
【資料 2-3-7】	就職登録カード	
【資料 2-3-8】	2020 学修ポートフォリオ	【資料 2-3-2】と同じ
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	身延山大学学務委員会規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-4-2】	学校法人身延山学園奨学制度規程	
【資料 2-4-3】	身延山大学奨学生選考規程	
【資料 2-4-4】	令和 2 年度年間行事計画書	
【資料 2-4-5】	令和 2 年度年間行事報告書	
【資料 2-4-6】	役員・部員名簿	
【資料 2-4-7】	令和元年度前期授業評価アンケート	
【資料 2-4-8】	令和元年度前期授業評価アンケート集計データ	
【資料 2-4-9】	令和元年度前期授業評価アンケート集計結果に係る教員自己評価	
【資料 2-4-10】	令和元年度後期授業評価アンケート	
【資料 2-4-11】	令和元年度後期授業評価アンケート集計データ	
【資料 2-4-12】	令和元年度後期授業評価アンケート集計結果に係る教員自己評価	
【資料 2-4-13】	令和 2 年度履修の手引き 13 頁、15 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-14】	令和元年度第 14 回学務委員会議事録	
【資料 2-4-15】	令和 2 年度履修の手引き 22 頁-23 頁、103 頁-105 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-16】	本学 HP「医務室便り」 http://www.min.ac.jp/img/pdf/medical.pdf	
【資料 2-4-17】	令和 3 年度大学案内 14 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-4-18】	本学 HP「住む」 https://www.min.ac.jp/campuslife/house.html	
【資料 2-4-19】	身延山大学授業料減免規程	
【資料 2-4-20】	令和 3 年度大学案内 17 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-4-21】	学校法人身延山学園特待生制度規程	
【資料 2-4-22】	令和 3 年度大学案内 17 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-4-23】	身延山大学奨励特待生資格(指定校推薦)資格の継続に関する内規	
【資料 2-4-24】	特待生資格の継続に関する内規	
【資料 2-4-25】	令和 3 年度大学案内 17 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-4-26】	単年度成績優秀者褒賞制度内規	
【資料 2-4-27】	令和 2 年度年間行事計画書	【資料 2-4-4】と同じ
【資料 2-4-28】	令和 2 年度年間行事報告書	【資料 2-4-5】と同じ
【資料 2-4-29】	本学 HP「学生保険」 https://www.min.ac.jp/campuslife/insurance.html	

身延山大学

【資料 2-4-30】	本学 HP「学修支援組織」 https://www.min.ac.jp/department/organization.html	
【資料 2-4-31】	本学 HP「相談室」 https://www.min.ac.jp/campuslife/counseling.html	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	令和 3 年度大学案内 18 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-2】	令和 3 年度大学案内 15 頁-16 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-3】	本学 HP「キャンパスマップ」 https://www.min.ac.jp/map/campus.html	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-4】	本学 HP「平成 30 年度 財産目録」 https://www.min.ac.jp/img/pdf/academy-h30-property.pdf	
【資料 2-5-5】	令和 3 年度大学案内 14 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-6】	行学寮パンフレット	
【資料 2-5-7】	学園寮説明会資料および申込書	
【資料 2-5-8】	自動車等による通学許可願い	
【資料 2-5-9】	令和 3 年度大学案内 16 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-10】	本学 HP「大学図書館」 https://www.min.ac.jp/library/index.html	
【資料 2-5-11】	本学 HP「キャンパスマップ」 https://www.min.ac.jp/map/campus.html	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-12】	身延山大学附属図書館利用ガイド	
【資料 2-5-13】	令和 2 年度履修の手引き 4 頁	【資料 F-5】と同じ
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	大学進学・満足度アンケート調査 (令和元年度 [2019] 年度後期・1-4 学年)	
【資料 2-6-2】	本学 HP「学修支援組織」 https://www.min.ac.jp/department/organization.html	【資料 2-4-30】と同じ
【資料 2-6-3】	本学 HP「授業料・奨学金」 https://www.min.ac.jp/admission/fee.html	
【資料 2-6-4】	文部科学省 HP「高等教育の修学支援新制度の対象機関リスト (全機関要件確認者の公表情報とりまとめ)」	
【資料 2-6-5】	大学進学・満足度アンケート調査 (令和元年度 [2019] 年度後期・1-4 学年)	【資料 2-6-1】と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	令和 3 年度大学案内 6 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-2】	令和 2 年度リーフレット	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-3】	平成 28 年度第 4 回教授会議事録 別紙資料①「本学の三つのポリシー」	
【資料 3-1-4】	本学 HP「教育の三本柱」 http://www.min.jp/img/pdf/sprit.pdf	
【資料 3-1-5】	身延山大学学則第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	令和 2 年度履修の手引き 4 頁-8 頁 本学 HP「学生便覧」 http://www.min.jp/img/pdf/handbook-2020-29_r2.pdf	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-7】	令和 3 年度大学案内 6 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-8】	身延山大学学則第 21 条-第 22 条、第 28 条-第 29 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-9】	令和 2 年度シラバス 本学 HP「シラバス検索」 http://www.min.ac.jp/Syllabus/OpenSyllabus/SearchMain.php	【資料 F-12】と同じ

身延山大学

【資料 3-1-10】	令和 2 年度履修の手引き 本学 HP 「学生便覧」 http://www.min.jp/img/pdf/handbook-2020-29_r2.pdf 令和 3 年度大学案内 7 頁-8 頁	【資料 F-5】と同じ 【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-11】	身延山大学学則第 12 条-第 13 条、第 21 条-第 22 条、第 28 条-第 29 条、同別表 1	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-12】	令和 2 年度シラバス 本学 HP 「シラバス検索」 http://www.min.ac.jp/Syllabus/OpenSyllabus/SearchMain.php	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-13】	令和 2 年度履修の手引き 11 頁-21 頁 令和 3 年度大学案内 5 頁-12 頁	【資料 F-5】と同じ 【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-14】	平成 29 年度 IR 室会議議事録 (全 2 回) 平成 30 年度 IR 室会議議事録 (全 4 回) 平成 31 (令和元) 年度 IR 室会議議事録 (全 8 回)	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	身延山大学学則第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-2】	令和 3 年度大学案内 6 頁	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-3】	本学 HP 「身延山大学 三つの方針」 http://www.min.jp/department/3policies.html	
【資料 3-2-4】	令和 2 年度履修の手引き 7 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-5】	本学 HP「教育上の目的に応じた学生が修得すべき知識並びに能力に関する情報」 https://www.min.ac.jp/about/information.html	
【資料 3-2-6】	身延山大学カリキュラムツリー 本学 HP 「日蓮学専攻」 http://www.min.jp/department/department-nichirengaku.html 本学 HP 「仏教芸術専攻」 http://www.min.jp/img/pdf/department%20curriculum_art.pdf 本学 HP 「福祉学専攻」 http://www.min.jp/img/pdf/department%20curriculum_welfare.pdf	
【資料 3-2-7】	「ゼミナール I ・ II 研究分野希望調査票」	
【資料 3-2-8】	令和 2 年度シラバス 本学 HP 「シラバス検索」 http://www.min.ac.jp/Syllabus/OpenSyllabus/SearchMain.php	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-9】	令和 2 年度履修の手引き 1 頁-3 頁 令和 3 年度大学案内 13 頁-14 頁	【資料 F-5】と同じ 【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-10】	教育内容自己評価表	
【資料 3-2-11】	身延山大学教養教育専門会議規程	
【資料 3-2-12】	平成 29 年度身延山大学教養教育専門会議規程議事録 (全 3 回) 平成 30 年度身延山大学教養教育専門会議規程議事録 (全 3 回) 平成 31 (令和元) 年度 身延山大学教養教育専門会議規程議事録 (全 2 回)	
【資料 3-2-13】	学校法人身延山学園身延山大学ファカルティ&スタッフディベロップメント委員会規程	
【資料 3-2-14】	FD・SD 研修会報告書 (平成 26 年度-平成 28 年度)	
【資料 3-2-15】	授業参観報告書 (平成 27 年度-令和元年度)	
【資料 3-2-16】	授業評価アンケート (令和元年度) 本学 HP 「授業評価アンケート」 http://www.min.jp/department/class-questionnaire.html	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	平成 29 年度 IR 室会議議事録 (全 2 回) 平成 30 年度 IR 室会議議事録 (全 4 回) 平成 31 (令和元) 年度 IR 室会議議事録 (全 8 回)	【資料 3-1-14】と同じ

身延山大学

【資料 3-3-2】	2020 学修ポートフォリオ	
【資料 3-3-3】	大学満足度アンケート（令和元年度） 本学 HP「満足度アンケート」 http://www.min.jp/campuslife/satisfaction.html	
【資料 3-3-4】	身延山大学仏教学部卒業生動向調査アンケート（平成 27 年度）	
【資料 3-3-5】	平成 29 年度大学案内 3 頁-4 頁	
【資料 3-3-6】	授業評価アンケート（令和元年度）	【資料 3-2-16】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	身延山大学学則第 39 条	【資料 F-2】と同じ
【資料 4-1-2】	身延山大学学則第 40 条	【資料 F-2】と同じ
【資料 4-1-3】	身延山大学副学長に関する規程	
【資料 4-1-4】	身延山大学学長諮問会議規程	
【資料 4-1-5】	身延山大学インスティテューショナル・リサーチ室規程	
【資料 4-1-6】	身延山大学情報管理に関する規程	
【資料 4-1-7】	身延山大学学側第 40 条	【資料 F-2】と同じ
【資料 4-1-8】	身延山大学副学長に関する規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 4-1-9】	学校法人身延山学園寄附行為第 3 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 4-1-10】	身延山大学教授会規程	
【資料 4-1-11】	令和元年度第 1 回-第 11 回定例教授会議事録	
【資料 4-1-12】	令和元年度第 1 回-第 7 回臨時教授会議事録	
【資料 4-1-13】	身延山大学学務委員会規程	
【資料 4-1-14】	身延山大学アドミッション&広報委員会規程	
【資料 4-1-15】	身延山大学社会連携委員会規程	
【資料 4-1-16】	学校法人身延山学園身延山大学ファカルティ&スタッフディベ ロップメント委員会規程	
【資料 4-1-17】	平成 29 年度第 4 回理事会議事録	
【資料 4-1-18】	学校法人身延山大学事務分掌規程	
【資料 4-1-19】	学校法人身延山学園管理職規程	
【資料 4-1-20】	学校法人身延山学園事務連絡会規程	
【資料 4-1-21】	平成 29 年度第 4 回理事会議事録	【資料 4-1-17】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	平成 28 年度第 11 回定例教授会議事録	
【資料 4-2-2】	身延山大学教授会規程	【資料 4-1-10】と同じ
【資料 4-2-3】	身延山大学人事規程	
【資料 4-2-4】	学校法人身延山学園教育職員任用規程	
【資料 4-2-5】	身延山大学就業規則教員特則	
【資料 4-2-6】	学校法人身延山学園期間採用教職員任用規程	
【資料 4-2-7】	身延山大学特任教員規程	
【資料 4-2-8】	身延山大学客員教授規程	
【資料 4-2-9】	学校法人身延山学園身延山大学ファカルティ&スタッフディベ ロップメント委員会規程	【資料 4-1-16】と同じ
【資料 4-2-10】	身延山大学教授会規程第 3 条	【資料 4-1-10】と同じ
【資料 4-2-11】	学校法人身延山学園身延山大学のサバティカル制度に関する規 程	
【資料 4-2-12】	学校法人身延山学園教育等優秀職員「梅檀林賞」授賞制度規程	

4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人身延山大学事務分掌規程	【資料 4-1-18】と同じ
【資料 4-3-2】	身延山学園事務職員人事規程	
【資料 4-3-3】	2019 年度（第 22 回）佛教図書館協会研修会報告書	
【資料 4-3-4】	私立大学図書館協会オンデマンド研修	
4-4. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-4-1】	平成 31 年 1 月 9 日付稟議書	
【資料 4-4-2】	平成 30 年度学部予算消化状況表	
【資料 4-4-3】	身延山大学国内研修員に関する規程	
【資料 4-4-4】	身延山大学在外研修員に関する規程	
【資料 4-4-5】	身延山大学専任教員在外研究に関する規程	
【資料 4-4-6】	身延山大学学外教育研究活動等の実施に関する規程	
【資料 4-4-7】	学校法人身延山学園身延山大学のサバティカル制度に関する規程	【資料 4-2-11】と同じ
【資料 4-4-8】	平成 30 年度第 7 回定例教授会議事録	
【資料 4-4-9】	身延山大学公的研究費補助金取扱いに関する規程	
【資料 4-4-10】	平成 31 年 1 月 9 日付稟議書	【資料 4-4-1】と同じ
【資料 4-4-11】	令和元年度第 5 回定例教授会議事録	
【資料 4-4-12】	『日蓮宗宗報』平成 26 年 3 月号、平成 28 年 3 月号、平成 29 年 3 月号、平成 30 年 3 月号	
【資料 4-4-13】	『日蓮宗宗報』令和元年 8 月号	
【資料 4-4-14】	令和元年度第 8 回定例教授会議事録	
【資料 4-4-15】	学校法人身延山学園身延山大学における教育研究活動に係わる行動規範	
【資料 4-4-16】	身延山大学における公的研究費の不正防止計画	
【資料 4-4-17】	身延山大学公的研究費補助金取扱いに関する規程	【資料 4-4-9】と同じ
【資料 4-4-18】	身延山大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規程	
【資料 4-4-19】	身延山大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン	
【資料 4-4-20】	学校法人身延山学園役員倫理規程	
【資料 4-4-21】	身延山学園個人情報保護に関する規程	
【資料 4-4-22】	学校法人身延山大学事務分掌規程	【資料 4-1-18】と同じ
【資料 4-4-23】	身延山学園事務職員人事規程	【資料 4-3-2】と同じ
【資料 4-4-24】	令和元年度第 8 回定例教授会議事録	【資料 4-4-14】と同じ

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人身延山学園寄附行為第 3 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人身延山学園寄附行為 1 頁-5 頁	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人身延山学園寄附行為の運営に関する内規第 1 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人身延山学園専務理事職に関する内規第 1 条	
【資料 5-1-5】	学校法人身延山学園寄附行為 5 頁-7 頁	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-6】	令和元年度第 1 回-第 11 回教授会議事録	
【資料 5-1-7】	令和元年度第 1 回-第 7 回臨時教授会議事録	
【資料 5-1-8】	令和元年度第 1 回-第 6 回理事会議事録	
【資料 5-1-9】	令和元年度第 1 回-第 4 回評議員会議事録	
【資料 5-1-10】	学校法人身延山学園経営戦略委員会内規	
【資料 5-1-11】	学校法人身延山学園教職員就業規則	

身延山大学

【資料 5-1-12】	身延山大学就業規則教員特則	
【資料 5-1-13】	学校法人身延山学園ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-14】	学校法人身延山学園育児休業、育児短時間勤務等に関する規程	
【資料 5-1-15】	学校法人身延山学園介護休業、介護短時間勤務等に関する規程	
【資料 5-1-16】	No!ハラスメント ハラスメント防止のために 相談の手引き	
【資料 5-1-17】	学生生活の手引き 7 頁-11 頁	
【資料 5-1-18】	学校法人身延山学園防火・防災管理規程	
【資料 5-1-19】	身延山大学防災マニュアル	
【資料 5-1-20】	大地震対応防災パンフレット	
【資料 5-1-21】	学校法人身延山学園個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-22】	身延山学園個人情報保護方針について 106 頁-107 頁	
【資料 5-1-23】	海外派遣及び留学生受け入れに関する危機管理対応マニュアル	
【資料 5-1-24】	身延町 HP「避難場所一覧表」 https://www.town.minobu.lg.jp/kurashi/bousai/files/R0109hinanzyo.pdf	
【資料 5-1-25】	本学 HP「新型コロナウイルス（COVID-19）対策について」 http://www.min.ac.jp/2019corona.html	
【資料 5-1-26】	本学 HP「講義における新型コロナウイルス感染症の対応について」 http://www.min.ac.jp/img/pdf/c19correspondenceec.pdf	
【資料 5-1-27】	令和元年度第 11 回定例教授会議事録	
【資料 5-1-28】	令和元年度第 7 回臨時教授会議事録	
【資料 5-1-29】	本学 HP「身延山学園障害者学生・生徒の支援に関する宣言」 https://www.min.ac.jp/img/pdf/minp%EF%BD%8D.pdf	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人身延山学園寄附行為 1 頁-5 頁	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人身延山学園寄附行為 8 頁	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-3】	学校法人身延山学園寄附行為 3 頁	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-4】	学校法人身延山学園寄附行為の運営に関する内規	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-5】	令和元年度第 1 回-第 6 回理事会議事録	【資料 5-1-8】と同じ
【資料 5-2-6】	令和元年度第 1 回-第 7 回常勤理事会議事録	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	令和元年度第 1 回-第 6 回理事会議事録	【資料 5-1-8】と同じ
【資料 5-3-2】	令和元年度第 1 回-第 11 回教授会議事録	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-3-3】	令和元年度第 1 回-第 7 回常勤理事会議事録	【資料 5-2-6】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人身延山学園寄附行為 1 頁	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-5】	令和元年度業務監査報告書	
【資料 5-3-6】	学校法人身延山学園寄附行為 5 頁	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-7】	令和元年度第 1 回-第 4 回評議員会議事録	【資料 5-1-9】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和 2 年度学校法人身延山学園身延山大学短期、中・長期計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-2】	令和元年度計算書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-3】	令和元年度第 7 回常勤理事会議事録	【資料 5-2-6】と同じ
【資料 5-4-4】	令和元年度第 4 回評議員会議事録	【資料 5-1-9】と同じ
【資料 5-4-5】	令和元年度第 6 回理事会議事録	【資料 5-1-8】と同じ
【資料 5-4-6】	令和 2 年度学校法人身延山学園身延山大学短期、中・長期計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-7】	令和元年度計算書	【資料 F-11】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人身延山学園経理規程	
【資料 5-5-2】	令和元年度第 6 回理事会議事録	【資料 5-1-8】と同じ
【資料 5-5-3】	令和元年度第 4 回評議員会議事録	【資料 5-1-9】と同じ
【資料 5-5-4】	予算執行伝票	

身延山大学

【資料 5-5-5】	学校法人身延山学園寄附行為 1 頁-2 頁	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-5-6】	身延山学園監査規程	
【資料 5-5-7】	学校法人身延山学園経理規程	【資料 5-5-1】と同じ
【資料 5-5-8】	令和元年度監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-9】	令和元年度第 1 回評議員会議事録	【資料 5-1-9】と同じ
【資料 5-5-10】	令和元年度第 1 回理事会議事録	【資料 5-1-8】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	身延山大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	身延山大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-3】	身延山大学自己点検・評価に関する細則	
【資料 6-1-4】	本学 HP 「年度別自己点検評価」 http://www.min.jp/about/inspection-self.html	
【資料 6-1-5】	本学 HP 「令和元年度自己点検評価書」 http://www.min.jp/img/pdf/inspection-self-r1.pdf	
【資料 6-1-6】	自己点検・評価委員会議事録（平成 26 年度第 1 回、第 5 回）	
【資料 6-1-7】	認証評価結果に対する改善報告書	【資料 F-15】と同じ
【資料 6-1-8】	学校法人身延山学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 6-1-9】	身延山大学学則	【資料 F-12】と同じ
【資料 6-1-10】	『身延山大学 開学 20 年の歩み』	
【資料 6-1-11】	自己点検・評価委員会議事録（平成 28 年度第 1 回、第 4 回、第 6 回）	
【資料 6-1-12】	身延山大学学則第 34 条、40 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-13】	身延山大学副学長に関する規程	
【資料 6-1-14】	身延山大学学長諮問会議規程	
【資料 6-1-15】	身延山大学インスティテューショナル・リサーチ室規程	
【資料 6-1-16】	身延山大学自己点検・評価委員会規程	【資料 6-1-2】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	身延山大学自己点検・評価に関する細則	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-2-2】	身延山大学学則第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-2-3】	身延山大学自己点検・評価委員会規程	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-2-4】	本学 HP 「自己点検自己評価スケジュール」 http://www.min.jp/img/pdf/inspection-schedule.pdf	
【資料 6-2-5】	本学 HP 「平成 27 年度自己点検評価書」 http://www.min.jp/img/pdf/inspection-self-h27.pdf	
【資料 6-2-6】	身延山大学自己点検・評価委員会規程	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-2-7】	身延山大学自己点検・評価に関する細則	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-2-8】	本学 HP 「自己点検・評価スケジュール」 http://www.min.jp/img/pdf/inspection-schedule.pdf	【資料 6-2-4】と同じ
【資料 6-2-9】	自己点検・評価委員会議事録（平成 26 年度-令和 2 年度）	
【資料 6-2-10】	本学 HP 「年度別自己点検・自己評価」 http://www.min.jp/about/inspection-self.html	【資料 6-1-4】と同じ
【資料 6-2-11】	学校法人身延山学園寄附行為第 19 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 6-2-12】	身延山大学教授会規程第 3 条	
【資料 6-2-13】	学校法人身延山学園寄附行為第 34 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 6-2-14】	身延山大学自己点検・評価に関する細則第 2 条	【資料 6-1-3】と同じ

身延山大学

【資料 6-2-15】	身延山大学ファカルティ&スタッフディベロップメント委員会規程第 2 条	
【資料 6-2-16】	身延山大学学長諮問委員会第 2 条	【資料 6-1-14】と同じ
【資料 6-2-17】	身延山大学インスティテューショナル・リサーチ室規程第 2 条	【資料 6-1-15】と同じ
【資料 6-2-18】	身延山大学情報管理に関する規程第 2 条	
【資料 6-2-19】	学校法人身延山学園ハラスメント防止等に関する規程第 5 条	
【資料 6-2-20】	身延山大学アドミッション&広報委員会規程第 2 条	
【資料 6-2-21】	身延山大学学務委員会規程第 2 条	
【資料 6-2-22】	身延山大学社会連携委員会規程第 2 条	
【資料 6-2-23】	身延山大学教養教育専門会議規程第 2 条	
【資料 6-2-24】	身延山大学教職課程専門会議規程第 2 条	
【資料 6-2-25】	身延山大学図書館規程第 19 条、第 21 条	
【資料 6-2-26】	身延山大学国際日蓮学研究所規程第 4 条	
【資料 6-2-27】	身延山大学専攻会議規程第 2 条	
【資料 6-2-28】	平成 27 年度第 5 回定例教授会議事録	
【資料 6-2-29】	身延山大学学生便覧 14 頁-15 頁、17 頁-18 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 6-2-30】	IR 室平成 29 年度第 1 回議事録	
【資料 6-2-31】	IR 室令和元年度第 1 回、第 2 回議事録	
【資料 6-2-32】	IR 室令和元年度第 3 回、第 8 回議事録	
【資料 6-2-33】	令和元年度第 5 回、第 11 回定例教授会議事録	
【資料 6-2-34】	IR 室令和元年度第 6 回議事録	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	「令和 2 年度自己点検評価依頼メール」令和 2 年 3 月 3 日	
【資料 6-3-2】	本学 HP「平成 25 年度自己点検・評価報告書 54 頁-55 頁」 http://www.min.jp/img/pdf/inspection-self-h25.pdf	
【資料 6-3-3】	改組転換ワーキンググループ議事録（第 1 回-第 7 回）、臨時会議録	
【資料 6-3-4】	平成 27 年度第 7 回定例教授会議事録	
【資料 6-3-5】	平成 27 年度第 3 回理事会議事録	
【資料 6-3-6】	平成 27 年度第 8 回定例教授会議事録	
【資料 6-3-7】	平成 28 年度第 4 回定例教授会議事録	
【資料 6-3-8】	令和 2 年度第 2 回定例教授会議事録	
【資料 6-3-9】	令和 2 年度身延山大学役職員等一覧	
【資料 6-3-10】	原議書（令和元年度第 11 回アドミッション&広報委員会議事録）	

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1-① 国際貢献		
【資料 A-1-1】	『日蓮学』第 3 号（令和元年 10 月発行）	
【資料 A-1-2】	身延山資料叢書第 8 巻（令和 2 年 3 月発行）	
【資料 A-1-3】	『日蓮学』第 2 号（平成 30 年 10 月発行）彙報（平成 29 年度）	
【資料 A-1-4】	第 22 回ラオス世界遺産仏像修復プロジェクト事業報告書	
【資料 A-1-5】	身延山大学国際日蓮学研究所と社団法人高麗大蔵経研究所との学術交流に関する協約書	
【資料 A-1-6】	本学 HP「2018 年 韓・日共同教蔵文献調査及び研究学術大会報告」 https://www.min.ac.jp/img/pdf/20180208labo.pdf	
【資料 A-1-7】	学術交流協定書（韓国・金剛大学校仏教文化研究所）	
【資料 A-1-8】	『日蓮学』第 2 号（平成 30 年 10 月発行）彙報（平成 29 年度）	【資料 A-1-3】と同じ

身延山大学

【資料 A-1-9】	令和2年度 第1回採用分 外国人特別研究員（一般） 申請書	
【資料 A-1-10】	平成25年、28年、29年、30年委嘱状、『日蓮宗宗報』平成25年3月号、平成26年3月号、平成28年3月号、平成29年3月号、平成30年3月号	
【資料 A-1-11】	令和元年7月22日付委嘱状、『日蓮宗宗報』令和元年8月号	
A-1-② 地域貢献		
【資料 A-1-12】	令和元年度学園事業報告書	【資料 F-7】 と同じ
【資料 A-1-13】	平成28年度、平成29年度、平成30年度、令和元年度学園事業報告書	【資料 F-7】 と同じ
【資料 A-1-14】	本学 HP「身延山大学《甲府公開講座》（平成13年度-令和元年度）」 http://www.min.jp/img/pdf/openlecture_kofu.pdf	
【資料 A-1-15】	本学 HP「身延山大学《身延公開講座》（平成9年度-令和元年度）」 http://www.min.jp/img/pdf/openlecture_minobu.pdf	
【資料 A-1-16】	身延山大学出張講座のご案内（令和元年度）	
【資料 A-1-17】	高大連携授業について（身延高等学校発依頼状）	
【資料 A-1-18】	本学 HP「通信講座」 http://www.min.jp/openlecture/correspondence_course.html	
【資料 A-1-19】	平成31年度保育内容表現Ⅱ講義録	
【資料 A-1-20】	本学 HP「★こども会サークル イノセント活動報告★ 身延児童館子育て支援イベント「第27回おにいさんおねえさんとあそぼう！うたって・つくって・おどって遊ぼう！！」を開催しました！！」 http://www.min.ac.jp/img/pdf/inose20191210.pdf	
【資料 A-1-21】	令和元年度身延山大学附属図書館・身延山宝物館 合同企画展チラシ	
【資料 A-1-22】	令和元年度身延山学講座チラシ	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。